

4 議案の要旨・附帯決議

内閣提出法律案

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第1号）

（衆議院 29.1.27可決 参議院 1.31総務委員会付託 1.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方財政の状況等に鑑み、平成28年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として5,436億5,400万円を加算する。
- 二、一の加算額のうち、2,718億2,700万円に相当する額について、平成29年度から平成33年度までの各年度における地方交付税の総額から543億6,540万円をそれぞれ減額する。
- 三、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を踏まえて、平成28年度分の震災復興特別交付税の額から213億1,811万9,000円を減額する。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第2号）

（衆議院 29.3.23可決 参議院 3.29文教科学委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、学資を支給する給付型奨学金制度の創設に係る所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の目的及び業務に学資の支給を追加する。
- 二、機構は、特に優れた学生等であって経済的理由により修学に極めて困難があるものと認定された者に対して学資を支給するものとする。
- 三、機構に、学資の支給の業務に要する費用に充てるため、学資支給基金を設けるものとする。
- 四、この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、一部の規定は、公布の日から施行する。
- 五、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

【附帯決議】（29.3.30文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、政府は、給付型奨学金制度を継続かつ安定的に運用できるよう、必要な財源の確保に努めるとともに、学資支給基金に対し個人及び企業等からの寄附が促進されるよう、教育資金に係る寄附文化の醸成に向けた広報活動や税制改正の検討に努めること。
- 二、高等教育機関へ進学を希望する者に対し、教育を受ける機会が均等に確保されるよう、給付対象の拡大及び給付額の増額に向けた検討に努めること。なお、大学院生に給付を行うことについても検討に努めること。
- 三、政府及び機構は、学生・生徒、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行い、貸与型奨学金制度を含めた奨学金制度全般の周知徹底に努めること。また、スカラシップアドバイザー事業（仮称）が十分な効果を発揮するよう、積極的な支援を行うこと。
- 四、政府は、各学校が推薦を行うに当たり、公平性・公正性が保たれ、生徒のプライバシーや名誉が守られるよう、各学校現場に対し必要な支援を行うこと。
- 五、国立大学に進学した者が授業料減免を受けた場合の「給付額の調整」による減額については、

給付型奨学金制度の「進学の後押し」という制度趣旨が没却されないよう、受給者の経済事情等に十分配慮して行うこと。

六、給付を廃止し、又は返還をさせる場合については、その判断基準や具体的な実施方法をあらかじめ明確にするなど、学生が安心して学業に専念できるよう、慎重な運用を行うこと。

七、社会的養護を必要とする学生については、大学等への進学の準備のみならず、自立のための生活基盤を整える必要があることなどから、関係省庁が連携して支援方策の拡充等について特段の配慮を行うこと。

八、機構は、奨学金の申請手続について、奨学金を希望する者が申請しやすくするとともに、学校の事務負担を軽減する観点から、給付型・貸与型にかかわらず、その簡素化を進めること。

九、機構は、給付型奨学金制度の創設に伴い業務量の増加が見込まれる中においても同制度が円滑に実施されるよう、その体制の整備に万全を期すこと。

十、政府は、本法附則第四条による施行後五年の見直し時期以前であっても、必要に応じて給付型奨学金制度の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。また、見直しに際しては、検討過程に係関係者の参画を図るとともに、情報公開の充実に努めること。

十一、教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、貸与型奨学金制度は無利子であるべきことを踏まえ、有利子奨学金が事業費・貸与人数ともに無利子奨学金を上回っている現状を速やかに改善し、有利子から無利子への流れを更に加速すること。

十二、返還困難者の実情等に鑑み、平成29年度から導入される新たな所得連動返還型奨学金制度については、より柔軟な制度設計に向けた更なる制度の見直しを行うとともに、有利子奨学金への適用の検討を加速化し、その実現に努めること。また、既に返還を開始している者に対する返還猶予制度等の救済制度の利用促進及び改善に努めること。

十三、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」において、我が国が平成24年に留保を撤回した「無償教育の漸進的な導入」の実現に向け、政府は、高等教育段階の無償化を視野に入れた教育費の負担軽減策に取り組むこと。

十四、我が国が引き続き成長・発展を持続するためには、未来への先行投資である教育の充実が何よりも重要であることに鑑み、政府は、給付型奨学金制度の創設を契機として、教育費負担の在り方について、地方公共団体、学校関係者及び企業等と一体となって検討を行い、国を挙げて次世代を担う人材の育成に努めること。

右決議する。

雇用保険法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）

（衆議院 29.3.16可決 参議院 3.17厚生労働委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、就業促進及び雇用継続を通じた職業の安定を図るため、雇用保険の基本手当、教育訓練給付等の拡充、職業紹介事業の適正な事業運営を確保するための措置の拡充及び育児休業期間の延長を行うほか、雇用保険率の引下げ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 30歳以上45歳未満の一定の特定受給資格者（倒産、解雇等により離職した受給資格者をいう。二において同じ。）について、基本手当の所定給付日数を引き上げる。
- 二 雇用されていた適用事業が激甚災害等の被害を受けたため離職を余儀なくされた特定受給資格者等については、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。
- 三 教育訓練給付金の額は、教育訓練給付対象者が一定の教育訓練の受講のために支払った費用の額に100分の20以上100分の70以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。
- 四 平成29年度から平成31年度までの各年度における失業等給付等に要する費用に係る国庫の負担

額については、国庫が負担すべきこととされている額の100分の10に相当する額とする。

五 求人者等は、求職者等と労働契約を締結しようとする場合であって、職業紹介等に当たり明示した労働条件等を変更する場合等は、当該求職者等に対し、当該変更する労働条件等を明示しなければならない。

六 公共職業安定所等が受理しないことができる求人の申込み、一定の労働に関する法律の規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表等の措置が講じられた者等からの求人の申込みを加える。

七 職業安定法の規定に基づく指針、厚生労働大臣による指導及び助言並びに行政庁による報告徴収の対象に、募集情報等提供事業を行う者等を加える。

八 虚偽の条件を提示して、公共職業安定所等に求人の申込みを行った者を罰則の対象に加える。

九 平成29年度から平成31年度までの各年度における雇用保険率は、1,000分の13.5等とする。

十 労働者は、その養育する子が1歳6か月に達するまで育児休業をしてもなお雇用の継続のために特に必要と認められる場合に限り、当該子が2歳に達するまで育児休業をすることができる。

十一 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、十は平成29年10月1日から、三、五、七及び八は平成30年1月1日から、六は公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(29.3.30厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、その目的の確実な実現を確保するため、次の事項について万全を期すべきである。

一、雇用保険法の一部改正について

1 失業時の生活保障及び早期再就職の支援を一層推進する観点から、特定受給資格者に限らず、失業等給付の給付改善に向けた検討を早期に行うこと。その際、特定理由離職者に係る所定給付日数を拡充する暫定措置については、恒久化も含めて今後の在り方を検討し、必要な措置を講ずること。また、自己都合離職者に対する3箇月の給付制限期間については、政府が進めてきた「成熟産業から成長産業への労働移動」との政策的整合性の観点から必要な見直しを検討すること。

2 雇用保険における国庫負担は、国民の職業の安定に対する政府の責任を示すものであることに鑑み、今回の国庫負担率の本則から10分の1への引下げについては、厳に平成31年度までの3年度間に限った措置とするとともに、その後は、改正後の雇用保険法附則第15条の規定に基づき、早期に安定財源を確保して本則に戻すこと。

3 雇用関係助成金に生産性要件を設定するに当たっては、生産性要件を設けることが適当である助成金のみ限定すること。また、生産性要件を設けた助成金については、生産性要件を充足するために人員削減、長時間労働等を招くことがないように支給要件を厳格にすること。

二、職業安定法の一部改正について

1 労働条件等の変更内容等の明示義務については、変更等による不利益から求職者を保護することがその目的であることに鑑み、変更等が発生した段階で遅滞なく明示がなされるべきことを明確に規定するとともに、求職者がその内容を十分に理解できる適切な明示方法を指針で定めること。また、募集段階における労働条件等の明示義務については、募集当初の段階で求職者の判断に必要な情報が的確に提供されるべきであることから、その徹底を図る手段を講ずること。あわせて、新規卒者の募集・採用に当たっては、特に配慮が必要であることから、原則、採用内定時までには書面で労働条件を明示するよう指針に定めること。

2 求人申込みの不受理の対象に、職業安定法に基づく勧告又は改善命令を受け、これに従わずに公表された者からの求人を追加することについて検討すること。また、有料の職業紹介事業を行う者が職業安定法又は労働者派遣法の規定に基づく命令又は処分に違反した際に厚生労働大臣が命ずることのできる業務停止命令について、規定の趣旨を踏まえ停止期間が適切に定められるよう所要の措置を講ずること。

三、育児・介護休業法の一部改正について

1 女性であると男性であるにかかわらず、乳幼児期の子どもを持つ労働者が職業生活と家庭

生活との両立を図るためには、何より安心して子供を預けられる保育サービスの確保が必要であることから、待機児童問題の解消を始めとする保育サービスの量的・質的拡充に最優先に取り組むこと。また、その際、責任ある役割を担う保育士が適正な処遇の下で働きがいのある就労環境を確保することができるよう、安定財源の確保を前提に俸給表の見直しやキャリアアップ制度の構築など処遇体系の改善を行い、公立でも私立でも、他産業に比して遜色ない処遇水準が実現されるよう具体的な対策を講ずること。

- 2 本法の施行後2年を目途として、育児休業制度の対象となる労働者等への事業主からの個別周知の有無を調査すること。また、本法附則の規定に基づく検討においては、男性の育児休業取得率が依然として低いことに鑑み、利用率の低いパパ・ママ育休プラス制度の活用促進に向けた改善措置を講ずるとともに、父親に一定期間の育児休業を割り当てるパパ・クォータ制の導入に向けて検討すること。

右決議する。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（閣法第4号）

（衆議院 29.4.4可決 参議院 4.5法務委員会付託 4.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 裁判官のうち、判事の員数を50人増加し、2,035人に、判事補の員数を23人減少し、977人に、それぞれ改める。
- 二 裁判官以外の裁判所の職員の員数を35人減少し、2万1,883人に改める。
- 三 この法律は、平成29年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

裁判所法の一部を改正する法律案（閣法第5号）

（衆議院 29.4.4可決 参議院 4.12法務委員会付託 4.19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、近年の法曹養成制度をめぐる状況の変化に鑑み、法曹となる人材の確保の推進等を図るため、司法修習生に対し、修習給付金を支給する制度の創設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 司法修習生に対し国が修習給付金を支給する制度の創設等
 - 1 司法修習生には、その修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間、修習給付金を支給する。修習給付金の種類は、基本給付金、住居給付金及び移転給付金とする。
 - 2 基本給付金の額は、司法修習生がその修習期間中の生活を維持するために必要な費用であって、その修習に専念しなければならないことその他の司法修習生の置かれている状況を勘案して最高裁判所が定める額とする。住居給付金は、司法修習生が自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている場合に支給することとし、その額は、家賃として通常必要な費用の範囲内において最高裁判所が定める額とする。移転給付金は、司法修習生がその修習に伴い住所又は居所を移転することが必要と認められる場合にその移転について支給することとし、その額は、路程に応じて最高裁判所が定める額とする。
 - 3 司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が無利息で貸与する制度を変更し、修習専念資金（司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金であって、修習給付金の支給を受けてもなお必要なもの）を国が無利息で貸与する制度とする。
- 二 司法修習生の罷免等に関する所要の規定の整備
 - 1 最高裁判所は、司法修習生に成績不良、心身の故障その他のその修習を継続することが困難である事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところ

により、その司法修習生を罷免することができる。

- 2 最高裁判所は、司法修習生に品位を辱める行状その他の司法修習生たるに適しない非行に当たたる事由として最高裁判所の定める事由があると認めるときは、最高裁判所の定めるところにより、その司法修習生を罷免し、その修習の停止を命じ、又は戒告することができる。

三 施行期日

この法律は、平成29年11月1日から施行する。

所得税法等の一部を改正する等の法律案（閣法第6号）

（衆議院 29.2.27可決 参議院 3.8財政金融委員会付託 3.27本会議可決）

【要旨】

本法律案は、日本経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、経済の好循環の促進、酒類間の税負担の公平性の回復、国際的な租税回避への効果的な対応などの観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築

配偶者控除及び配偶者特別控除について、所得控除額38万円の対象となる配偶者の給与収入の上限を103万円から150万円に引き上げるとともに、納税者本人に収入制限を設け、給与収入1,120万円超から控除額が遞減し、1,220万円超で消失する仕組みとする等の見直しを行う。

二、経済の好循環の促進

- 1 研究開発税制について、研究開発投資の増加インセンティブを強化するため、総額型を試験研究費の増減に応じた税額控除率とするとともに、新たなビジネスの創出を後押しする観点から、ビッグデータ等を活用した「第四次産業革命型」のサービス開発を対象に追加する等の見直しを行う。
- 2 所得拡大促進税制について、大企業向けの支援は、前年度比2%以上の賃上げを行う企業に重点化した上で、給与支給総額の前年度からの増加額に対する控除税額を拡充する（現行制度と合わせて12%）とともに、中小企業向けの支援は、現行制度を維持しつつ、前年度比2%以上の賃上げを行う場合に、給与支給総額の前年度からの増加額に対する控除税額を大幅に拡充する（現行制度と合わせて22%）。
- 3 中小企業向け設備投資促進税制について、中小サービス事業者が行う設備投資のうち、生産性向上に資するものを即時償却又は10%の税額控除（資本金3,000万円超の場合7%）の対象に追加する。

三、酒類間の税負担の公平性の回復

- 1 類似する酒類間の税率格差が商品開発や販売数量に影響を与えている状況を改め、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、ビール系飲料や醸造酒類の税率格差を解消するとともに、ビールの定義を拡大する等の見直しを行う。
- 2 酒税の税率の段階的な見直しは、その都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案した上で実施する。

四、国際的な租税回避への効果的な対応

外国子会社合算税制について、合算の判断基準となる租税回避リスクを、外国子会社の外形（税負担率）ではなく、個々の活動内容（所得の種類等）により把握する仕組みとする等の見直しを行う。

五、その他

- 1 近年災害が頻発していることを踏まえ、災害減免法等の規定に加え、これまで災害ごとに特別立法で手当てしてきた対応を常設化し、災害対応の税制基盤を整備する。
- 2 適用期限の到来する租税特別措置の延長、既存の租税特別措置の整理合理化等、所要の措置を講ずる。

六、施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成29年4月1日から施行する。
なお、本法律施行に伴う平成29年度の租税増収見込額は、約40億円である。

【附帯決議】(29.3.27財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税制の公平性等を確保するため、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書を踏まえ、適用実績の把握と効果の検証を十分に行うとともに、効果が不明確なもの等は縮減・廃止するなど、租税特別措置の徹底した見直しを推進すること。
- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化に加え、税制改正による税制の複雑化、社会保障・税一体改革に伴う税制改正への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、近年の国際的な租税回避行為に対して厳正に対処するとともに、富裕層やコンプライアンスリスクの高い層への調査を充実できるよう職員の育成や定員の拡充等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

右決議する。

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 29.4.4可決 参議院 4.5国土交通委員会付託 4.12本会議可決)

【要旨】

本法律案は、近年における海上運送事業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、我が国の安定的な海上輸送の確保を一層推進するため、準日本船舶の範囲の拡大等の措置を講ずるほか、2006年の海上の労働に関する条約等の改正に伴い、海上労働証書及び船員の資格に関する規定の整備等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 海上運送法の一部改正

- 1 準日本船舶(災害時等に迅速に日本籍化されることについて国土交通大臣の認定を受けた船舶)の認定対象として、日本の船主の海外子会社保有船を追加することとする。
- 2 国土交通大臣は、先進船舶(液化天然ガスを燃料とする船舶その他の海上運送事業を営む者の運送サービスの質を相当程度向上させることができる先進的な技術を用いた船舶であって国土交通省令で定めるもの)の研究開発、製造及び導入の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(先進船舶導入等促進基本方針)を定めるものとする。
- 3 船舶運航事業者等が作成した先進船舶の導入等についての計画(先進船舶導入等計画)に関して、国土交通大臣による認定制度を創設することとする。

二 船員法の一部改正

- 1 船員の労働環境等の検査に関する海上労働証書の検査項目の追加、海上労働証書の有効期間の見直し等を行うこととする。
- 2 液化天然ガス等燃料船及び特定海域(海水の状況その他の自然的条件により船舶の航行の安全の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがあるため、その運航につき特別の知識及び技能が必要であると認められる海域として国土交通省令で定めるもの)を航行する船舶に乗り組む船員の資格を創設することとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

（衆議院 29.4.11可決 参議院 4.12国土交通委員会付託 4.19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給を促進し、住宅セーフティネット機能の強化を図るため、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度の創設、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的に、国土交通大臣による基本方針の策定、都道府県及び市町村による賃貸住宅供給促進計画の作成、住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するための賃貸住宅の登録制度等について定めることにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合かつ効果的に推進する旨を規定するとともに、定義規定に「住宅確保要配慮者」に関する規定を設けることとする。
- 二 基本方針に定める事項として、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の目標の設定に関する事項、住宅確保要配慮者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する基本的な事項並びに都道府県賃貸住宅供給促進計画及び市町村賃貸住宅供給促進計画の作成に関する基本的な事項を追加することとする。
- 三 都道府県及び市町村は、基本方針に基づき、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進計画を作成することができることとする。
- 四 住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅について、都道府県知事等による登録制度を創設し、登録を受けた住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（以下「登録住宅」という。）の情報を提供するとともに、登録事業者に対し必要な監督を行うこととする。
- 五 登録事業者は、登録住宅に入居を希望する住宅確保要配慮者に対し、住宅確保要配慮者であることを理由として、入居を拒んではならないこととする。
- 六 独立行政法人住宅金融支援機構は、登録住宅の改良に必要な資金の貸付け及び家賃債務保証保険契約に係る保険を行うことができることとする。
- 七 登録住宅に入居する生活保護受給者の住宅扶助費等について代理納付を推進するための措置を講ずることとする。
- 八 都道府県知事は、住宅確保要配慮者の円滑な入居を支援するための活動を公正かつ適確に行うことができる法人を、その申請により、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定することができることとする。
- 九 「居住支援協議会」の名称を「住宅確保要配慮者居住支援協議会」に改めるとともに、同協議会の構成員として住宅確保要配慮者居住支援法人を例示することとする。
- 十 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 十一 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（29.4.18国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 本法による住宅セーフティネット機能の強化と併せ、公営住宅を始めとする公的賃貸住宅政策についても、引き続き着実な推進に努めること。
- 二 低額所得者の入居負担軽減及び安定的な住宅確保を図るため、政府は予算措置を含め必要な支援措置を講ずること。
- 三 高齢者、障害者、低額所得者、ホームレス、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居が拒まれている実態について、国土交通省と厚生労働省とが十分に連携し、住宅政策のみならず生活困窮者支援等の分野にも精通した有識者や現場関係者の意見を聞きながら、本法律の趣旨を踏まえ、

適宜調査を行うなど、各々の特性に十分配慮した対策を講ずること。

四 住宅確保要配慮者が違法な取立て行為や追い出し行為等にあわないよう、政府は適正な家賃債務保証業者の利用に向けた措置を速やかに講ずること。

五 地方公共団体による賃貸住宅供給促進計画について、その策定の促進を図るとともに、地域の住宅確保要配慮者の実情に即し、かつ空き家対策にも資する実効性のあるものとなるよう、必要な支援を行うこと。

六 住宅セーフティネット機能の強化のためには、住宅確保要配慮者居住支援協議会の設立の促進とその活動の充実等を図ることが重要であり、また、地方公共団体の住宅部局及び福祉部局の取組と連携を強化することが不可欠であることに鑑み、各地域の実態を踏まえ、必要な支援を行うこと。

七 災害が発生した日から起算して3年を経過した被災者についても、必要が認められるときには、住宅確保要配慮者として支援措置を講ずること。

右決議する。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第9号）

（衆議院 29.4.14可決 参議院 4.17経済産業委員会付託 5.10本会議可決）

【要旨】

本法律案は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「機構」という。）から資金援助を受ける原子力事業者による廃炉等の適切かつ着実な実施の確保を図るため、当該原子力事業者は廃炉等積立金を同機構に積み立てなければならないこととする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 機構の目的

この法律の目的に、廃炉等積立金の管理その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図ることを追加する。

二 業務の範囲

機構の業務に、廃炉等積立金の管理等の業務及びこれに附帯する業務を追加する。

三 廃炉等積立金

1 廃炉等積立金の積立て及び管理

イ 廃炉等を実施する認定事業者（以下「廃炉等実施認定事業者」という。）は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、機構の事業年度ごとに、当該事業年度の終了後3月以内に、機構が通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならない。

ロ 廃炉等積立金は、機構が管理する。

2 廃炉等積立金の額

イ 廃炉等積立金の額は、運営委員会の議決を経て、主務省令で定める基準に従って定めなければならない。機構は、廃炉等積立金の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。主務大臣は、当該認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

ロ 機構は、イの認可を受けたときは、遅滞なく当該認可に係る廃炉等積立金の額を廃炉等実施認定事業者に通知しなければならない。

ハ 主務大臣は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の実施の状況等に照らし必要があると認めるときは、機構に対し、廃炉等積立金の額の変更をすべきことを命ずることができる。

3 廃炉等実施認定事業者の届出

廃炉等実施認定事業者は、毎年度、廃炉等の実施の状況、廃炉等の実施に関する計画等を機構を経由して主務大臣に届け出なければならない。

4 取戻し

廃炉等実施認定事業者は、廃炉等の実施に要する費用に充てる等の場合には、機構と共同し

を作成し、主務大臣の承認を受けた廃炉等積立金の取戻しに関する計画に従って廃炉等積立金を取り戻すことができる。

5 立入検査

主務大臣は、廃炉等積立金の管理等のため必要があると認めるときは、その職員に、廃炉等実施認定事業者の営業所等に立ち入り、帳簿等を検査させることができ、必要があると認めるときは機構に立入検査を行わせることができる。

四 罰則

立入検査の拒否等について罰則を定めるなど、罰則について所要の規定を設ける。

五 附則

1 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 経過措置

機構は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）までに、必要な定款の変更をし、主務大臣の認可を受けるものとし、当該認可があったときは、当該定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。

3 検討

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(29.5.9経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 原子力損害賠償・廃炉等支援機構における廃炉等積立金制度の運営について、廃炉等積立金の額の決定、廃炉等実施認定事業者による積立て、取戻し、使用等の各段階における状況を分かりやすく公開・説明し制度運営の透明性の確保に万全を期すこと。

二 廃炉等積立金の額を定める基準を明確で予見可能なものとし、また、その運用に当たっては、東京電力ホールディングスの経営状況、長期的な投資計画、廃炉等の実施状況、他の負担金等を勘案して、廃炉等積立金の額を柔軟に設定すること。

三 東京電力ホールディングスによる廃炉の確実な実施のためには、廃炉作業に当たる関係作業員の高い意欲が必要不可欠であることに鑑み、安全第一を基本として作業員の労働環境の充実と確立に努めること。特に、燃料デブリ取出し作業に際しては、作業員の被ばく対策と安全管理・健康管理に万全を期すこと。

また、高いレベルの原子力分野の人材を育成し、技術を発展させることは、廃炉の着実な実施のために重要であることから、関係機関がより緊密に連携して積極的に取り組むこと。

四 廃炉等費用の試算額については、今後の廃炉等工程の進展に応じ適時適切に見直し・公表を行い、国民に対して十分な説明責任を果たすこと。また、処理済水の取扱いについても早期にその方針を決定し、その費用の合理的見積りを行うこと。

五 東電改革の取組状況について、福島復興や事故収束への歩みが滞ることのないよう、毎年度、定期的に評価を行い、筆頭株主としての立場を踏まえ、改革の完遂を図ること。

なお、託送原価の低減努力が着実に廃炉等費用の捻出につながるような明確なルールを設定するとともに、東電改革の取組をベンチマークとし、電気料金や託送料金の引下げなどにより、需要家に対して改革の果実が十分にもたらされるよう、事業者の適切な対応を促すこと。

六 一般負担金に係る過去分について、需要家に負担を求める必要性について十分な説明を行うとともに、個々の需要家が負担する額についてより具体的な情報が得られるよう措置すること。また、今後、託送料金の仕組みによる同様の措置が安易に導入されないことがないよう、十分な情報公開等、第三者によるチェックが可能となる措置を講ずること。

七 原子力損害賠償支援機構法附則第6条第1項に基づく「原子力損害の賠償に係る制度における

国の責任の在り方、原子力発電所の事故が生じた場合におけるその収束等に係る国の関与及び責任の在り方」について、本年秋までに検討を加え、その結果に基づき、財務健全性や自律的な事業運営が可能となるような国の関与の在り方や、費用負担等のルールを速やかに整備すること。

また、福島第一原子力発電所の今後の廃炉等の進捗、電力自由化の状況等を踏まえつつ、廃炉等に要する資金の負担について、国の負担の在り方を含め必要な検討をすること。

右決議する。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案（閣法第10号）

（衆議院 29.2.27可決 参議院 3.10総務委員会付託 3.27本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、個人住民税

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への税源移譲等を行う。

二、車体課税

環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の税率の軽減等の特例措置について、所要の見直しを行った上、適用期限を平成31年3月31日まで延長する等の措置を講ずる。

三、固定資産税、都市計画税及び不動産取得税

居住用超高層建築物に係る新たな税額の算定方法の導入等を行う。

四、その他

- 1 税負担軽減措置等の整理合理化等を行う。
- 2 この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

（衆議院 29.2.27可決 参議院 3.10総務委員会付託 3.27本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 平成29年度分の通常収支に係る地方交付税の総額については、地方交付税法第6条第2項の額に、法定加算額、臨時財政対策のための特例加算額及び地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額を加え、交付税特別会計借入金償還額及び同特別会計における借入金利子支払額等を控除した額16兆3,298億円とする。
- 2 交付税特別会計借入金について、各年度の償還額を見直し、平成64年度までに償還することとするほか、平成30年度から平成44年度までの間における国の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れに関する特例を改正する。
- 3 平成29年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用を改正するほか、県費負担教職員の給与負担に係る改正に伴う道府県から指定都市への個人住民税の税源移譲に対応した基準財政収入額の算定方法の特例等の措置を講ずる。
- 4 平成29年度分の東日本大震災に係る震災復興特別交付税については、新たに3,464億円を確保することとし、総額4,503億円とする。

二、地方財政法の一部改正

平成29年度から平成31年度までの間に限り、地方財政法第5条の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるため、地方債（臨時財政対策債）を起こすことができることとする旨の特例を設ける。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、平成29年4月1日から施行する。

関税定率法等の一部を改正する法律案（閣法第12号）

（衆議院 29.3.23可決 参議院 3.27財政金融委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うとともに、税関における水際取締りの強化等を図るための所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、個別品目の関税率の見直し

学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の軽減措置の対象に、企業主導型保育事業に係る保育施設を追加するとともに、パラ ニトロクロロベンゼン及び玩具の関税率の撤廃等を行う。

二、税関における水際取締りの強化

- 1 外国貿易機等の運航者等に対し、その出港の前に、当該外国貿易機等に係る予約者情報等について報告を求めることができることとする。
- 2 特殊船舶等の出港手続等に係る規定を整備する。
- 3 外国貿易船等又は外国貿易機等が入出港する際の報告事項について、原則として電子情報処理組織を使用して報告しなければならないこととする。

三、犯則調査手続の見直し

国税犯則調査手続の見直しを踏まえ、関税法上の犯則調査手続について、記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続等の規定を整備する。

四、暫定税率等の適用期限の延長等

- 1 平成29年3月31日に適用期限が到来する暫定税率（418品目）並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置について、これらの適用期限を1年延長する。
- 2 平成29年3月31日に適用期限が到来する航空機部分品等の免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を3年延長する。
- 3 平成29年3月31日に適用期限が到来する沖縄における特定免税店制度及び選択課税制度について、これらの適用期限をそれぞれ3年及び2年延長する。

五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成29年4月1日から施行する。

【附帯決議】（29.3.30財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 日本企業からの技術流出を防ぐとともに、営業秘密を保護し我が国産業の国際競争力を強化する観点から、経済産業省等の関係省庁との連携及び情報共有を強化しつつ、一層厳格な水際取締りを行うこと。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等不正薬物・銃器を始めとした社会悪物品等の国内持込みの阻止など水際におけるテロ・治安維持対策の遂行により、国民の安心・安全を確保するため、取締検査機器等の整備に努めるとともに、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の本員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。

右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）

(衆議院 29.4.6可決 参議院 4.10財政金融委員会付託 4.14本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際開発協会の第18次増資に応じるため、我が国が追加出資を行うことを政府に授權する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

一、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,459億3,208万円の範囲内において、出資することができる。

二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(29.4.13財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 国際開発協会を含む国際機関への資金拠出を行うに当たっては、欧米等を中心とする国際情勢の変化及び我が国の厳しい財政状況を踏まえ、加盟国の資金拠出の動向等に関する情報収集に努め、国会に適時適切に提供すること。

一 国際機関の活動並びに我が国の貢献について国民の理解を得るために、日本語表記を含めた広報活動や情報公開の充実に努めること。

一 国際機関の融資を通じた援助需要に機動的に対応し、効果的かつ戦略的な資金拠出となるよう配慮することにより、国際社会における日本の評価を高めるよう努めるとともに、資金使途や事業の成果について十分な検証を行い、必要な見直しを行うこと。

一 国際機関への出資割合に見合った日本の国際貢献機会を確保する観点から、世界銀行グループを含む国際機関において日本人職員の登用機会を広げる活動をより進め、有能な人材が円滑に採用されるよう、主要出資国にふさわしい枢要なポスト獲得に尽力すること。

右決議する。

義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第14号)

(衆議院 29.3.16可決 参議院 3.21文教科学委員会付託 3.27本会議可決)

【要旨】

本法律案は、義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため、公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改めるとともに、共同学校事務室に関する規定の整備、学校運営協議会の役割の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、公立の義務教育諸学校の教職員定数の標準を改正し、新たな基礎定数として、障害に応じた特別の指導が行われている児童生徒の数、日本語を理解し使用する能力に応じた特別の指導が行われている児童生徒の数、初任者研修を受ける者の数等に応じて教員の数を算定する。

二、都道府県立の義務教育諸学校のうち、不登校児童生徒を対象とするもの及び夜間その他特別の時間に授業を行うものの教職員給与に要する経費を国庫負担の対象に加える。

三、学校の事務職員の職務について、事務をつかさどるものとともに、教育委員会は、2以上の学校に係る事務を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、共同学校事務室を置くことができることとする。

四、学校運営協議会の役割に、学校の運営への必要な支援に関して協議することを加えるとともに、教育委員会による学校運営協議会の設置について努力義務とする。

五、地域住民等が学校と協働して行う地域学校協働活動に関し、教育委員会は、地域住民等と学校との連携協力体制の整備等の措置を講ずるものとともに、地域学校協働活動推進員を委嘱することができることとする。

六、この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、教職員定数の標準の改正については、改正後のこの法律の標準に漸次近づけることを旨として、必要な経過措置を設ける。

七、政府は、この法律の施行後5年を目途として、学校運営協議会の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(29.3.23文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員の長時間勤務が常態化している実態を踏まえ、教職員の働き方改革を実現するとともに教育の質を更に高めていく観点から、教職員定数の計画的な改善に努めること。また、いじめ対策や貧困による教育格差の解消など、学校が対応しなければならない新たな教育課題が増大している実態に鑑み、児童生徒に対するきめ細かで質の高い教育を実現するため、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう定数を確保すること。
- 二、「主体的・対話的で深い学び」を実現するための授業改善や教材研究、学習評価の充実、子供一人一人の学びを充実させるための少人数によるきめ細かな指導の充実など、次期学習指導要領等における指導や業務の在り方に対応するため、必要な教職員定数の拡充を図ること。
- 三、教職員定数の計画的な改善に当たっては、小学校2年生以上においても、学級編制の標準を35人に引き下げるなど、平成23年の改正義務標準法附則第2項の趣旨の実現を期すべきこと。
- 四、特別支援教育の対象となる児童生徒数の増加や通常の学級における発達障害の可能性のある児童生徒への教育的な対応が求められている実態を踏まえ、特別支援教育に関する専門的な知識や技能を有する者を十分に確保するなど指導・支援体制の整備・充実に努めること。
- 五、近年その数が急増している定住外国人などの日本語指導が必要な外国人児童生徒等について、国際人権規約や児童の権利条約の趣旨を踏まえ、その希望に基づいて公立の小中学校等において受け入れ、日本語を理解し使用する能力に応じて特別な指導が確実になされるよう、指導教員等の養成・確保、指導体制の整備・充実に努めること。また、地域間格差が生じないよう、ICTの積極的な活用を促進するとともに、効果的な指導方法に関する情報共有等を図ること。
- 六、通級指導・日本語指導を必要とする児童生徒は、いわゆる小規模校を含む全国各地の学校に在籍していることに鑑み、教育の機会均等・全国的な水準確保と障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、全ての子供たちに必要な教育条件を充実させる観点から、本法施行後3年から5年を経過した段階で実態を把握し、必要な見直しを行うこと。
- 七、事務職員の職務に関する規定の見直しや共同学校事務室の制度化の意義について、地方公共団体に対し周知徹底すること。その際、事務職員が一定の責任を持って主体的、積極的に学校運営に参画することにより、学校の機能強化が図られる点について理解を得るよう努めること。また、事務職員が学校運営に関わる職としてその専門性を向上するための研修の企画・実施体制を充実するとともに、共同学校事務室の設置が事務職員の人員削減につながることをしないよう、基本的に1校に1人以上の事務職員の配置を確保すること。
- 八、学校・家庭・地域が一体となって子供たちを育む観点から、学校運営協議会制度については、同制度の持つ意義や成果について周知するとともに、十分な教職員数の配置など財政措置も含めた方策を講ずることにより教員の更なる負担増を招くことのないよう留意すること。
- 九、地域住民等による学校との協働活動が推進され、各地域の子供たちがその活動を通じた学びを得ることができるよう、地域学校協働活動推進員を始めとする人材の確保、地域住民等と学校との連携協力体制の整備に向けた好事例の収集・普及など財政上の措置を含めた必要な支援を行うこと。

右決議する。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（閣法第15号）

（衆議院 29.4.18可決 参議院 5.17厚生労働委員会付託 5.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立支援等施策等の追加、当該施策の実施に関する都道府県及び国による支援の強化、介護医療院の創設、利用者負担の見直し、被用者保険等保険者に係る介護納付金の額の

算定に係る総報酬割の導入等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 市町村は、被保険者の地域における自立支援等施策及びその目標等を市町村介護保険事業計画に定めるものとする。都道府県は、市町村による自立支援等施策への支援に関し取り組むべき施策及びその目標等を都道府県介護保険事業支援計画に定めるものとする。国は、市町村及び都道府県による取組等を支援するため、市町村及び都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。
- 二 「介護医療院」は、長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練等及び日常生活上の世話をを行う施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいい、療養室等の一定の施設及び一定の員数の医師、看護師等の従業者を有しなければならない。
- 三 介護療養型医療施設についてなお効力を有するものとされた介護保険法等の有効期限を6年延長する。
- 四 介護給付及び予防給付について、一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る利用者負担の割合を、その費用の100分の30とする。
- 五 被用者保険等被保険者に係る介護納付金の額の算定について、段階的に当該被保険者の標準報酬総額に応じたものとする。また、全国健康保険協会が拠出すべき介護納付金に係る国庫補助の規定を削る。
- 六 都道府県知事又は市町村長は、居宅サービス等に係る事業所について、児童福祉法の指定又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の指定を受けている者から指定の申請があった場合において、都道府県又は市町村の条例で定める基準を満たしているときは、指定を行うことができる。
- 七 市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、当該支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 八 この法律は、平成30年4月1日から施行する。ただし、三は公布の日から、五は平成29年7月1日から、四は平成30年8月1日から施行する。

【附帯決議】(29.5.25厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、利用者負担の更なる増加に対する国民の不安を払拭するため、政令で定める利用者負担割合が3割となる所得の額については、医療保険の現役並み所得者と同等の水準とすること。
- 二、利用者負担割合が2割となる所得の額を定める政令の改正を行おうとする場合には、所得に対して過大な負担とならないよう十分配慮するとともに、あらかじめ、当該改正による影響に関する予測及び評価を行うこと。
- 三、利用者負担割合の3割への引上げが施行されるまでの間に、平成27年に施行された利用者負担割合の2割への引上げに関する影響について、施行前後における介護サービスの利用の変化や、介護施設からの退所者数の状況、家計への負担、高齢者の地域における生活等に関する実態調査を十分に行った上で、その分析及び評価を行い、必要な措置を講ずること。また、利用者負担割合の3割への引上げの施行の状況について適切に把握し、分析及び評価を行い、必要な措置を講ずること。
- 四、軽度要介護者・要支援者に対する介護給付・予防給付等が地域で自立した生活を営み、生活の質を維持向上させること及び介護離職を防止する等家族の負担軽減に重要であることに鑑み、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の総合事業への移行後の状況を把握し、検証を行うこと。また、介護保険の被保険者に対するサービスについては、介護又は支援の必要の程度の高低のみならず、それぞれの被保険者の心身の状況等に応じて、適切かつ必要なサービスが確保されるよう必要な措置を講ずること。
- 五、共生型サービスの実施に当たっては、従来、障害者が受けていたサービスの量・質の確保に留

意し、当事者及び関係団体の意見を十分に踏まえ、その具体的水準を検討、決定すること。

六、介護職員の処遇が著しく低いことに鑑み、優れた人材を介護の現場に確保し、要介護者等に対するサービスの水準を向上させるため、平成29年度から実施している介護職員の処遇改善の効果の把握を行うとともに、雇用管理及び勤務環境の改善を強力に進め、必要な措置を講ずること。右決議する。

厚生労働省設置法の一部を改正する法律案（閣法第16号）

（衆議院 29.4.28可決 参議院 6.6厚生労働委員会付託 6.9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、厚生労働省の所掌事務的確な遂行を図るため、医務技監を新設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 医務技監は、命を受けて、厚生労働省の所掌事務に係る技術（医学的知見を活用する必要があるものに限る。）を統理する。
- 二 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第17号）

（衆議院 29.3.23可決 参議院 3.29環境委員会付託 4.7本会議可決）

【要旨】

原子力利用における安全性向上に向けた取組としては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、新たな規制基準が策定され、各原子力施設について原子力規制委員会による審査が行われている。今後、これらの審査で確認された安全の水準が、施設の運転段階において継続的に維持・向上されるためには、原子力施設に対する検査制度の見直しが必要であり、また、国際的にテロ行為への対応が求められる中、放射性同位元素に係るセキュリティ対策も講ずる必要があるとされる。これらについては、平成28年に我が国が国際原子力機関から受領した総合規制評価サービス報告書の中でも、指摘がなされた。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、原子力利用における安全対策を強化し、より高い安全水準の確保を目指して、事業者及び規制機関の双方の取組を強化しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、原子力事業者等に対する検査制度を見直し、施設の基準への適合維持及びその確認について原子力事業者等の責任を明確にするとともに、原子力規制委員会は、原子力事業者等の保安活動全般を、包括的に検査し、その検査の結果に基づき総合的な評価を行い、次の検査に反映していくこととする。
- 二、危険性の高い放射性同位元素を取り扱う事業者に対し、防護措置を義務付け、テロ対策を充実・強化していくこととする。
- 三、放射線審議会の所掌として、従来の諮問された事項に関する調査審議及び答申に加え、放射線障害の防止に関する調査審議及び意見具申の事務を追加することとする。
- 四、このほか、放射性廃棄物の処分が安全に行われるための規制の整備等、所要の規定の整備を行うこととする。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（29.4.6環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、本改正により国際規制物質使用者間での少量核燃料物質の譲渡し又は譲受け、国際規制物質使用者による少量核燃料物質の輸出入が可能となった場合、取引の増加に伴い核燃料物質の移動が

- 活発になることが予想され、これにより少量核燃料物質の所在等の把握が煩雑になることも考えられることから、少量核燃料物質の平和的利用が担保されるためにも、国際規制物資使用者に係る計量管理の強化及び効率化の検討を速やかに行い、必要な体制を整備すること。
- 二、原子力施設の廃止措置の実行可能性を担保するため、廃止措置実施方針の定期的な見直し・更新を発電用原子炉設置者等に求めるとともに、あらかじめ適切な公表の方法を定めた上で、定期的に公表すること。
- 三、中深度処分を行う第二種廃棄物埋設施設については、放射能濃度が比較的高い廃棄物を数百年にも及ぶ長期間取り扱うことから、その間、事業者によって安定的に事業が継続されるよう、当該事業者の体制強化を図る施策の実施も含め、必要な指導・監督を行うこと。また、事業者による管理終了後に放射性物質の漏えい等が発生した場合においては、国が責任を持ってその対処に当たること。
- 四、放射性廃棄物を取り扱う埋設施設の立地選定に当たっては、有害物質であるポリ塩化ビフェニルのように、民間主導の処理の計画が頓挫したケースも過去に見られることから、立地選定及び処分が円滑に進むよう、国として立地の選定に積極的に関与すること。また、放射性廃棄物の埋設の事業を円滑に実施するためには立地自治体及び地元住民の協力が欠かせないことから、事業者と立地地域の合意形成が進むよう、国も積極的に働きかけていくこと。
- 五、指定廃棄物埋設区域制度の創設に伴い、発電用原子炉及び試験研究炉施設の規制基準策定に向けた検討が今後進むこととなる一方で、再処理施設等から生ずる放射性廃棄物など、炉内等廃棄物以外の放射性廃棄物の中深度処分についてはこの検討の対象とされていないことから、当該廃棄物に係る規制基準についても早急に検討を進め、その結果を国民に分かりやすく、丁寧に説明すること。
- 六、原子力規制委員会は、今回新設される第62条の2の2の趣旨を踏まえ、国際的な基準や先行する海外事例との整合を図りつつ、バックフィットの運用に関するルールや判断基準を明確化し、規制化するためのプロセスを整備すること。
- 七、今回の検査制度の見直しにおいては、国際原子力機関による総合規制評価サービスの指摘や東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、科学的・技術的知見を基本に、国際的な基準や先行する海外事例との整合を図りつつ、原子力安全規制の実効性を高め、実質的な安全性を効果的に向上させることができる規制体系となるよう特段の配慮を行うこと。
- 八、原子力規制検査及び総合的な評定に当たっては、国際原子力機関による総合規制評価サービスの指摘を踏まえ、安全への実質の影響程度で判定するといった考え方で厳格に検査を行うという指摘の理念が実現されるよう実施すること。また、見直し後も不断の検証を行いながら、継続的な改善を図っていくこと。
- 九、原子力規制検査の導入に当たっては、安全上の重要性やリスク評価に着目して検査対象の選定を行い、その運用や判定の一貫性や予見性、透明性を確保する観点から、原子力事業者等との緊密かつ継続的なコミュニケーションを図りつつ、その具体的な方法をマニュアル等で明確化するなどにより実効性ある運用がなされるよう十分な体制を整備すること。
- 十、原子力規制検査の運用においては高い能力が検査官に求められることから、同検査の運用開始までに資格付与等の能力管理の仕組みを整備・公表するとともに、同検査の運用に必要な人員を十分に確保し、検査の実効性を担保すること。
- 十一、規制体系の大幅な変更を伴う新たな検査制度の導入に当たっては、原子力事業者等の実務を担う現場において過度な負担や無用な混乱が生じることのないよう、十分な準備期間を設定するとともに、その運用開始までに実際の運用のための評価・分析を含めた十分な検討を行い、新旧制度間の円滑な移行に万全を期すこと。
- 十二、原子力規制委員会は、原子力規制に関する理解と信頼をより一層高めるため、見直し後の検査制度に基づく取組状況について、国民に分かりやすく説明するとともに、国会に定期的に報告すること。特に、原子力規制検査及び総合的な評定の結果に当たっては、根拠等を含め明確かつ具体的に国民に対しても分かりやすく公表すること。

十三、原子力規制委員会は、国際原子力機関による総合規制評価サービスの報告書を真摯に受け止め、今回の検査制度の見直し等にとどまることなく、自らのマネジメントシステムの確立、原子力事業者等とのコミュニケーション、高経年化に関する認可手続等に係る諸課題に関して、迅速かつ不断の改善に取り組むとともに、その状況を国会にも分かりやすく報告すること。

十四、放射性同位元素、放射線発生装置及び核燃料物質等は、研究機関、大学、医療機関、民間企業等において幅広く使用されており、多様な放射性廃棄物が発生している状況にあることから、これらの施設を所管する関係各法律においても、早期に処理・処分の合理化に係る規定を整備すること。

十五、特定放射性同位元素防護規程の届出制度が創設されるに当たり、放射線障害予防規程との内容の重複等により、事業者からはセキュリティとセーフティの内容が重複し混乱を来すのではないかと懸念が示されていることから、事業者に対し過度な負担を強いることとならないよう制度を構築すること。

十六、防護措置の対象となる血液照射装置は現在では使用されなくなっているものの、同装置を廃棄するには多大な費用がかかり、廃棄されずに各施設に保管されている状況にあること等を踏まえ、防護措置が義務付けられることとなる装置の廃棄に対し、必要な支援策を検討すること。右決議する。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第18号）
（衆議院 29.3.14可決 参議院 3.15外交防衛委員会付託 3.27本会議可決）

【要旨】

本法律案は、平成18年5月に日米安全保障協議委員会で承認された駐留軍等の再編を実現するため、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の有効期限を10年延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の有効期限を10年延長し、平成39年3月31日までとする。
- 二、株式会社国際協力銀行の業務の特例に関する規定を廃止する。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第19号）

（衆議院 29.4.14可決 参議院 4.19東日本大震災復興特別委員会付託 5.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、福島復興及び再生を一層推進するため、市町村による特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく国による土地改良事業の代行等の措置を講ずるとともに、公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣に関し必要な事項等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、特定復興再生拠点区域復興再生計画及びこれに基づく措置

- 1 特定避難指示区域市町村（帰還困難区域の設定の指示の対象となっている区域をその区域に含む市町村をいう。）の長は、福島復興再生基本方針に即して、特定復興再生拠点区域（特定避難指示区域内の区域であって、当該区域における放射線量が、当該特定避難指示区域における放射線量に比して相当程度低く、土壌等の除染等の措置を行うことにより、おおむね5年以内に、特定避難指示の解除に支障がない基準以下に低減する見込みが確実であること等の条件に該当するもののうち、特定避難指示の解除により住民の帰還を目指すものをいう。）の復興及び再生を推進するための計画（以下「特定復興再生拠点区域復興再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。
- 2 国は、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づいて行う土地改良事業、砂防工事、道路工事その他の工事であって、福島県等の要請に基づいて内閣総理大臣が主務大臣の同意を得て指定したもの等を、自ら行うことができる。

3 環境大臣は、認定特定復興再生拠点区域においては、認定特定復興再生拠点区域復興再生計画に従って、土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理並びに廃棄物の処理を行うことができることとし、それらに要する費用は国の負担とする。

二、公益社団法人福島相双復興推進機構への国の職員の派遣等

1 公益社団法人福島相双復興推進機構（以下「機構」という。）は、避難指示・解除区域市町村の復興及び再生の推進に関する業務のうち、特定事業者の経営に関する診断及び助言、特定事業者の事業の再生を図るための方策の企画及び立案、関係行政機関その他の関係機関との連絡調整その他国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるもの（以下「特定業務」という。）を円滑かつ効果的に行うため、国の職員を機構の職員として必要とするときは、その必要とする事由を明らかにして、任命権者に対し、その派遣を要請することができる。

2 任命権者は、機構から要請があった場合において、原子力災害からの福島の復興及び再生の推進その他の国の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、国の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、国の職員の同意を得て、機構との間の取決めにに基づき、期間を定めて、専ら機構における特定業務を行うものとして当該国の職員を機構に派遣することができる。

三、国は、原子力災害による被害により福島の児童、生徒等が教育を受ける機会が妨げられることのないよう、いじめの防止のための対策の実施その他の取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

四、国は、放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因して福島で生産された商品の販売等の不振が生じていることに鑑み、その不振の実態を明らかにするための調査を行い、当該調査に基づき、当該商品の販売等を行う者に対し、指導、助言等の措置を講ずるものとする。

五、福島国際研究産業都市区域における取組の推進に係る規定の整備

1 福島国際研究産業都市区域（原子力災害による被害が著しい区域であって、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する国際的な共同研究開発及び先端的な研究開発を行う拠点の整備等の取組を推進することにより、産業集積の形成及び活性化を図るべき区域をいう。）を重点推進計画の区域内において定める場合にあっては、当該区域及び当該区域において推進しようとする取組の内容について、重点推進計画の記載事項に追加することとし、福島県知事が、廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業に関する事項を定めた重点推進計画について、内閣総理大臣の認定を受けたときは、特許庁長官は、中小企業者が行う当該事業の成果に係る特許発明についての特許料の軽減、免除等ができる。

2 福島復興再生協議会における協議に資するため、分科会を開催し、特定の事項に関する調査及び検討を行わせることができる。

六、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(29.5.10東日本大震災復興特別委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 政府は、帰還困難区域については、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組むとの決意を表明した以上、年間積算線量20ミリシーベルト以下を達成した上での帰還困難区域の全ての避難指示解除の実現に向けては、被災自治体の意向を十分に尊重するとともに、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域における除染費用の負担の在り方について、国民的な議論によって検討を行うこと。

二 除染を含む特定復興再生拠点区域の整備を国の負担の下で行うことについて、広く国民の理解を得るための、より丁寧な説明を継続して行うこと。

三 特定復興再生拠点区域の認定に当たっては、拠点区域の柔軟な設定を認めるなど、市町村の実態を踏まえた運用を図った上で、拠点整備の前提となる除染及び廃棄物の処理等を国が責任を持って対応すること。また、拠点整備を迅速に進めるため、計画策定段階から市町村を支援し、国による事業代行制度の活用を十分図るとともに、より多くの事業者が課税の特例等の適用を受

けられるよう配慮すること。

四 特定復興再生拠点区域等の除染等において、除去土壌等を飛散させるなどの不適正な作業が行われることがないように、監視・監督の強化を図ること。また、除染等の措置に係る業務の発注に当たっては、反社会的勢力の介入や談合などの不適切な入札等が行われないよう必要な対策を講ずること。

五 避難指示解除は復興の出発点であるとの認識の下、J R常磐線早期全線復旧やインターチェンジ新設を含む常磐自動車道四車線化の早期実現等のインフラ整備、地域医療・介護・福祉等の人材確保、魅力ある教育環境など、帰還する住民に不可欠となる生活環境の整備を加速化するとともに、避難指示解除後に生じる新たな課題にも迅速かつ確実に対応すること。また、原子力被災12市町村における地域公共交通を確保して児童生徒も含めた住民の円滑な帰還につなげるため、交通事業者の安定的な事業運営が可能となるよう配慮すること。さらに、福島復興再生の前提である、中間貯蔵施設及び特定廃棄物の埋立処分事業について、国が責任を持って着実に実施すること。

六 原子力被災12市町村の事業・生業の再建及び営農再開への支援については、法定化される公益社団法人福島相双復興推進機構を通じて福島県や市町村等と連携しながら一層強化すること。また、原子力被災12市町村の官民一体となった復興まちづくりを推進するため、帰還環境整備推進法人制度の積極的な活用を促すなど、市町村に寄り添った支援を行うこと。

七 浜通り地域の再生のための「福島イノベーション・コースト構想」の具体化に当たっては、政府全体での一層の連携強化を図るとともに、国・県及び産学官の連携推進、地元企業の参画促進、国内外の専門家の受入れ並びに人材育成などの各種取組を進めるとともに、国内外の産業界、学術機関等への周知や協力要請、財政上の措置を含め総合的な支援措置を講ずること。

八 根強く残る福島県産農林水産物の風評被害払拭のため、国が行う流通実態調査について、福島県や地元関係団体等と緊密に連携して取り組み、その結果を踏まえた効果的な措置を講ずるほか、生産から流通、消費に至るまでの総合的な対策を確実に実施すること。また、東日本大震災から6年が経過し、未曾有の複合災害に見舞われた福島記憶を風化させないための必要な施策を継続的に講ずること。

九 震災から6年たった今、改めて放射線リスクについての正確で分かりやすい情報発信と理解の促進が重要となっており、これまでの取組を総点検しつつ、風評被害の払拭やいじめ防止などにも資するリスクコミュニケーション対策を抜本強化すること。

十 福島の児童生徒に対するいじめの実態を調査し、その調査結果に基づいて、いじめ防止のための必要な対策を速やかに講ずるとともに、全国的な放射線教育を適切に実施すること等により、児童生徒のみならず原発事故避難者全てに対する偏見や差別の払拭を徹底すること。

十一 「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」第1条及び文部科学省作成の放射線副読本において示されているとおり、放射線が人の健康に及ぼす悪影響について科学的に十分に解明されていないことを踏まえ、前項の実施並びに各国の最新の研究結果の把握及び県民健康調査など福島での健康影響に関する調査を継続的に行うこと。

十二 福島復興再生基本方針を変更するに当たっては、地元の意見を丁寧に聴き、これに寄り添った対応をとること。

十三 原子力災害が長期に及ぶことを踏まえ、今後生じる様々な課題の解決に必要な施策を講ずるため、長期かつ十分な予算を確保すること。また、今なお約8万人が避難している福島の状況を踏まえ、被災3県の心のケアセンター間における連携強化等を図るとともに、専門的な心のケアの充実強化に努めること。

十四 避難指示区域外から避難をしているいわゆる自主避難者に対しては、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」第2条第2項において、帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、適切に支援するものでなくてはならないとされていることを踏まえ、

今後も住宅の確保に係る支援などを適切に行っていくこと。

十五 被災自治体ではマンパワー不足が常態化している中で、避難指示解除後の本格復興の推進に当たり業務量が更に増えることから、被災自治体の人的資源確保への支援措置を強化すること。

十六 住民の長期避難によりイノシシなどの野生鳥獣被害が更に深刻化していることから、現状に即した鳥獣被害対策をより一層確実に実施すること。

十七 福島県での野球・ソフトボールの開催を始めとして、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会における取組を通じて、被災地の復興の更なる加速化を図ること。

十八 復興・創生期間における復興施策の推進及び支援については、参議院からの要請に基づき、会計検査院が実施した、東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果を踏まえ、経済性及び効率性にも十分に配慮した上で、適切に取り組むこと。また、復興庁が設置期限を迎える平成32年度末以降においても、復興に係る適切な予算の確保や施策の実施が担保されるよう、支援体制の在り方について十分検討を行うこと。

右決議する。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

（衆議院 29.3.14可決 参議院 3.22外交防衛委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、在レシフェ日本国総領事館及びアフリカ連合日本政府代表部を新設するとともに、同総領事館及び同政府代表部に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 二、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 三、この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、在レシフェ日本国総領事館及びアフリカ連合日本政府代表部に関する部分は、政令で定める日から施行する。

農業競争力強化支援法案（閣法第21号）

（衆議院 29.4.11可決 参議院 4.21農林水産委員会付託 5.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、農業生産に関連する事業の再編又は当該事業への参入を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国の責務等

1 国の責務

国は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、並びにこれを着実に実施する責務を有することとする。

2 農業者等の努力

イ 農業者は、農業資材の調達を行い、又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に取り組むよう努めることとする。

ロ 農業者の組織する団体であって農業経営の改善のための支援を行うものは、イの取組を促進する観点から、支援を行うよう努めることとする。

ハ 農業者の組織する団体であって農業生産関連事業を行うものは、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めることとする。

二、国が講ずべき施策

1 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策

国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するため、農業資材に係る規制の見直し等の農業資材事業に係る事業環境の整備、適正な競争の下で高い生産性を確保するための農業資材事業に係る事業再編又は事業参入の促進、農業資材の調達等に必要な情報の入手の円滑化等のための措置を講ずることとする。

2 農産物流通等の合理化を実現するための施策

国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農産物流通等に係る規制・規格の見直し等の農産物流通等事業に係る事業環境の整備、適正な競争の下での効率的な農産物の流通又は高い生産性の確保のための農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進、農産物の直接の販売の促進、農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化、農産物の品質等についての適切な評価等のための措置を講ずることとする。

3 施策の検討

イ 政府は、おおむね5年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表することとする。

ロ 政府は、おおむね5年ごとに、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

ハ 経過措置として、イの最初の調査は、この法律の施行の日からおおむね1年以内に行うこととし、ロの最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね2年以内に行うこととする。

三、事業再編又は事業参入を促進するための措置

1 事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針

主務大臣は、事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針を定めることとする。

2 事業再編計画又は事業参入計画の認定

事業再編又は事業参入の促進の対象となる農業生産関連事業を行う又は新たに行おうとする事業者は、事業再編計画又は事業参入計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとする。

3 支援措置

事業再編計画又は事業参入計画の認定を受けた農業生産関連事業者に対し、独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証、株式会社日本政策金融公庫による融資及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の支援措置を講ずることとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(29.5.11農林水産委員会議決)

我が国の農業が将来にわたって維持され、持続的に発展するためには、「地域の特性に応じて農業資源と農業の担い手が効率的に組み合わせられた農業構造を確立し、農業者の所得向上につなげていくこと」及び「良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ること」の両方が重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 農業の維持・発展は食料の安定供給と農村の持続的発展に欠かせないものであることから、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための具体的な施策の実施に当たっては、多様な担い手の農業所得の増大に向けた取組が支援されるよう配慮すること。

二 農業者や農業生産関連事業を行う農協に対する本法第5条の適用に当たっては、農業者や農協による自主的な取組を基本とすること。

三 農協が担う協同組合の本来の機能である共同購入や共同販売の機能の強化に資するよう配慮して、農業資材の調達・農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化のための措置を講ずること。

- 四 国及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供に当たっては、種苗が国家戦略物資であることに鑑み、優れた品種が国外に流出することのないよう知的財産の保護を図るとともに、種苗が適正な価格で供給されるようにすること。
- 五 農業生産関連事業に係る事業再編及び事業参入の実施に当たっては、民間事業者の自発的な取組を尊重するとともに、特定の事業者の寡占により、良質で低廉な農業資材の確保が困難となるような弊害が生じることのないようにすること。
- 六 事業再編計画について、事業者がその雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、労働者の雇用の安定に最大限の考慮を払いつつ当該計画が実施されるよう、適切な運用を行うこと。また、政府においても、事業者の雇用する労働者について、労働者本人の意向に十分配慮しつつ、雇用の安定等を図るために必要な措置を講ずるよう努めること。
- 右決議する。

農業機械化促進法を廃止する等の法律案（閣法第22号）

（衆議院 29.3.28修正議決 参議院 4.5農林水産委員会付託 4.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における農業をめぐる状況の変化に鑑み、平成30年4月1日に農業機械化促進法を廃止するとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法における国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務に係る規定の整備を行おうとするものである。

なお、衆議院において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務に係る規定の整備範囲について、農業等に関する技術上の検査を農機具についての検査に限定する修正が行われた。

主要農作物種子法を廃止する法律案（閣法第23号）

（衆議院 29.3.28可決 参議院 4.5農林水産委員会付託 4.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、種子生産者の技術水準の向上等により、種子の品質が安定してきているなど、農業をめぐる状況の変化に鑑み、平成30年4月1日に主要農作物種子法を廃止するものである。

【附帯決議】（29.4.13農林水産委員会議決）

主要農作物種子法は、昭和27年に制定されて以降、都道府県に原種・原原種の生産、奨励品種指定のための検査等を義務付けることにより、我が国の基本的作物である主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子の国内自給の確保及び食料安全保障に多大な貢献をしてきたところである。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 将来にわたって主要農作物の優良な品質の種子の流通を確保するため、種苗法に基づき、主要農作物の種子の生産等について適切な基準を定め、運用すること。
 - 二 主要農作物種子法の廃止に伴って都道府県の取組が後退することのないよう、都道府県がこれまでの体制を生かして主要農作物の種子の生産及び普及に取り組むに当たっては、その財政需要について、引き続き地方交付税措置を確保し、都道府県の財政部局も含めた周知を徹底するよう努めること。
 - 三 主要農作物の種子について、民間事業者が参入しやすい環境が整備されるよう、民間事業者と都道府県等との連携を推進するとともに、主要農作物種子が、引き続き国外に流出することなく適正な価格で国内で生産されるよう努めること。
 - 四 消費者の多様な嗜好性、生産地の生産環境に対応した多様な種子の生産を確保すること。特に、長期的な観点から、消費者の利益、生産者の持続可能な経営を維持するため、特定の事業者による種子の独占によって弊害が生じることのないよう努めること。
- 右決議する。

都市緑地法等の一部を改正する法律案（閣法第24号）

（衆議院 29.4.14可決 参議院 4.19国土交通委員会付託 4.28本会議可決）

【要旨】

本法律案は、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するため、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項の拡充、公園施設の設置又は管理を行うことができる者を公募により決定する制度の創設、農業と調和した良好な住環境を保護するための田園住居地域制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 都市緑地法の一部改正

- 1 「緑地」の定義に、農地が含まれることを明確化することとする。
- 2 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項に、都市公園の管理の方針に関する事項及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項を追加することとする。
- 3 民間主体が空き地等を緑化して公開する市民緑地設置管理計画の認定制度を創設することとする。
- 4 「緑地管理機構」について、その指定権者を都道府県知事から市町村長に改め、まちづくり会社等を指定することができることとするとともに、その名称を「緑地保全・緑化推進法人」に改めることとする。

二 都市公園法の一部改正

- 1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業として行う公園施設の設置又は管理の期間は、当該選定事業に係る契約期間の範囲内において公園管理者が定める期間とすることとする。
- 2 公園施設の設置又は管理に関して、都市公園内でカフェ、レストラン等の収益施設の設置とその周辺の広場の整備等を一体的に行う民間事業者を公募し、選定する制度を創設することとする。
- 3 都市公園の占用の許可の対象として、保育所その他の社会福祉施設を追加することとする。

三 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正

二の二の制度に基づき民間事業者が行う施設整備に関する資金貸付制度を創設することとする。

四 生産緑地法の一部改正

- 1 市町村は、公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を、政令で定める基準に従い、条例で、別に定めることができることとする。
- 2 生産緑地地区における設置許可の対象となる施設として、当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における農林漁業の安定的な継続に資するものとして国土交通省令で定める基準に適合するものを追加することとする。
- 3 市町村長は、生産緑地地区に関する都市計画についての告示の日から起算して30年を経過する日（以下「申出基準日」という。）が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該申出基準日以後においてもその保全を確実にすることが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができることとする。
- 4 特定生産緑地の指定は、申出基準日までに行うものとし、その指定の期限は、当該申出基準日から起算して10年を経過する日とするとともに、市町村長は、申出基準日から起算して10年を経過する日が近く到来することとなる特定生産緑地について当該日以後においても指定を継続する必要があると認めるときは、その指定の期限を延長することができることとする。
- 5 生産緑地の所有者は、特定生産緑地に該当すると思料するときは、市町村長に対し、特定生産緑地として指定することを提案することができることとする。

五 都市計画法の一部改正

田園住居地域制度を創設することとし、同地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域とすることとする。

六 建築基準法の一部改正

田園住居地域における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限について定めることとする。

七 施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

水防法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）

（衆議院 29.4.21可決 参議院 5.8国土交通委員会付託 5.12本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における気象条件の変化に対応して、多様な主体が連携して大規模な洪水等に対する防災・減災対策を推進するため、要配慮者利用施設における避難体制の強化、都道府県知事等が管理する河川管理施設の改築等及び災害復旧の国土交通大臣等による権限代行制度の創設等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 水防法の一部改正

- 1 市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた、浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対し、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に関する計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けることとする。
- 2 水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを、土地の所有者の同意を得て浸水被害軽減地区として指定することができることとするとともに、同地区において土地の掘削、切土等の行為をしようとする者は、当該行為に着手する30日前までに水防管理者に届け出なければならないこととする。
- 3 国土交通大臣は、その指定した河川について、想定最大規模降雨により氾濫した場合の被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うため、大規模氾濫減災協議会を組織するものとするとともに、都道府県知事は、その指定した河川について都道府県大規模氾濫減災協議会を組織することができることとする。
- 4 市町村長は、地域の中小河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、可能な限り浸水実績等を把握し、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならないこととする。
- 5 河川管理者は、2により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び4により浸水実績等を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとするとともに、河川協力団体に必要な協力を要請することができることとする。
- 6 水防管理者から水防活動の委任を受けた者は、水防のため緊急の必要があるときは、一般交通の用に供しない通路等の通行、水防の現場における土地の一時使用等を行うことができることとするとともに、水防管理団体は、これにより損失を受けた者に対し、その損失を補償しなければならないこととする。

二 河川法の一部改正

- 1 国土交通大臣は、都道府県知事等からの要請等に基づき、当該都道府県知事等が管理を行う河川に係る一定の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事（いずれも高度な技術を要するもの等に限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことができることとする。
- 2 河川協力団体は、一の5による協力を要請されたときは、当該要請に応じて協力するものと

する。

三 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正

市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保に関する計画の作成及び避難訓練の実施を義務付けることとする。

四 独立行政法人水資源機構法の一部改正

独立行政法人水資源機構は、都道府県知事等からの要請等に基づき、当該都道府県知事等が管理する河川管理施設に係る一定の改築若しくは修繕に関する工事又は災害復旧事業に関する工事（いずれも水資源開発水系に係るものであって、その実施が当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものであり、かつ、高度な技術を要するもの等に限る。）を当該都道府県知事等に代わって行うことができることとする。

五 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案（閣法第26号）

（衆議院 29.4.28可決 参議院 5.17外交防衛委員会付託 5.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数の変更、陸上自衛隊及び航空自衛隊の組織の改編並びに日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定及び日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、自衛官の定数を改める。
- 二、統合運用の下、陸上自衛隊の作戦基本部隊や各種部隊等の迅速・柔軟な全国的運用を可能とするための陸上総隊の新編に伴う規定の整備を行う。
- 三、陸上自衛隊における教育訓練研究機能を充実・強化するための教育訓練研究本部の新設に伴う規定の整備を行う。
- 四、航空自衛隊の南西航空混成団の南西航空方面隊への改編に伴う規定の整備を行う。
- 五、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力を確保するため、使用者の求めに応じた自衛隊からの当該使用者に対する情報の提供に関する規定の整備を行う。
- 六、オーストラリア及び英国との各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備を行う。
- 七、陸上自衛隊の使用する船舶に係る船舶安全法等の適用除外に関する規定の整備を行う。
- 八、自衛隊において不用となった装備品等の開発途上地域の政府に対する譲渡に係る財政法の特例に関する規定の整備を行う。
- 九、大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、英国の軍隊を追加することに伴う規定の整備を行う。
- 十、本法律は、平成30年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めるものとする。

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律案（閣法第27号）

（衆議院 29.4.11可決 参議院 4.17総務委員会付託 4.28本会議可決）

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進し、及び情報通信技術の進展に対応した規制の合理化を図るため、電波利用料の料額の改定、電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に係る規定の整備、登録検査等事業者及び登録認定機関がその業務に使用する測定器等の較(こう)正等に係る期間の延長等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料制度の見直し

- 1 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行う。
- 2 電波利用料の用途の特例として、平成32年3月31日までの間、新たな衛星基幹放送に対応する空中線を接続した場合に技術基準に適合しないこととなる既設の受信設備について、当該技術基準に適合させる改修のために必要な援助を追加する。

二、電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に係る規定の整備

電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に伴い、免許の申請書の添付書類に係る記載事項を定める等の規定の整備を行う。

三、登録検査等事業者及び登録認定機関がその業務に使用する測定器等の較正等に係る期間の延長

登録検査等事業者及び登録認定機関がその業務に使用する測定器等の較正等について、現在1年とされている較正等に係る期間を、優れた性能を有する測定器等については、1年を超え3年を超えない範囲内で総務省令で定める期間とする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、電波利用料の用途に関する改正規定等は公布の日から、電気通信業務を行うことを目的としない船舶地球局の実用化に関する改正規定等は公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

土地改良法等の一部を改正する法律案（閣法第28号）

（衆議院 29.4.21可決 参議院 5.15農林水産委員会付託 5.19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする申請によらない土地改良事業及び農業用排水施設の耐震化を目的とした申請によらない土地改良事業を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、土地改良法の一部改正

1 除塩事業の土地改良事業への位置付け

津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のため必要な事業（除塩事業）について、災害復旧事業として位置付けることとする。

2 土地改良施設の突発事故被害の復旧における手続の簡素化

土地改良施設の突発事故被害の復旧について、農業者からの申請によらず、国又は地方公共団体が、災害復旧事業と同一の手続で行うことができることとする。

3 土地改良施設の更新事業における手続の簡素化

土地改良施設の更新事業のうち、技術革新等に起因する機能向上を伴い、当該土地改良施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについて、組合員の同意なく行うことができることとする。

4 国又は都道府県が行う土地改良事業の申請人数の要件の見直し

国又は都道府県が行う土地改良事業の申請に必要な第3条に規定する資格を有する者の人数の要件を廃止することとする。

5 農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする申請によらない土地改良事業の創設

都道府県は、農業者からの申請によらず、土地改良事業計画を定めて、当該土地改良事業の

施行に係る地域内にある農用地の全てについて、農地中間管理機構が農業者への貸付けを目的として取得する賃借権等（以下「農地中間管理権」という。）を有すること等の要件に適合する土地改良事業を、農業者から分担金の徴収や同意を求めずに、行うことができることとする。

6 農業用排水施設の耐震化を目的とした申請によらない土地改良事業の創設

国又は都道府県は、脆弱性評価の結果、地震に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする土地改良事業を行う必要があると認める場合には、農業者の申請によらず、緊急耐震工事計画を定めて、その事業を行うことができることとする。

7 土地の共有者等の取扱いの見直し

同一の土地について、共有者等がある場合には、合わせて一の事業参加資格者とみなすとともに、共有者等のうちから代表者1人を選任しなければならないこととする。

二、独立行政法人水資源機構法の一部改正

水資源の開発又は利用のための施設の更新事業のうち、技術革新等に起因する機能向上を伴い、当該施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについて、当該組合員の同意なく行うことができることとする。

三、農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

農地中間管理事業規程の認可の要件として、同規程において、農地中間管理権の取得等に当たって、あらかじめ、農用地等の所有者等に対し、一の5の土地改良事業が行われることがあることについて説明することが定められていることを追加することとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の1に係る規定については、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】(29.5.18農林水産委員会議決)

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、農業の生産性の向上、食料自給率・食料自給力の維持向上、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 都道府県が、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業を実施するに当たっては、人・農地プランとの調和に十分配慮するとともに、整備された農用地が確実かつ円滑に担い手に貸し付けられるよう指導・助言を行うこと。

二 農業者の費用負担を求めない土地改良事業の実施に際しては、事業要件の適合性について透明性を確保しながら、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう、既存事業における農業者の費用負担の在り方について、農業者の経営状況を勘案しつつ、検討を進め、その実質的な軽減が図られるよう配慮するとともに、農地転用防止措置の厳格な運用を図ること。

三 農業者からの申請によらず、農業者の同意を求めずに実施する土地改良事業については、現場の混乱を招かないよう、事前に十分な説明を行うとともに、丁寧な運用に努めること。なお、ため池等の農業用排水施設の耐震化を目的とした事業については、事業の対象が必要以上に絞られることのないよう、弾力的な運用を図ること。

四 農業農村整備事業関係予算の配分に当たっては、農地中間管理機構関連の事業だけでなく、防災・減災対策に係る事業をはじめ、農村現場のニーズに応えた事業が確実に実施されるよう十分留意すること。

右決議する。

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律案（閣法第29号）

（衆議院 29.5.16可決 参議院 5.22農林水産委員会付託 5.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、最近における農業・農村をめぐる社会経済情勢の変化に鑑み、農村地域への導入を促進する産業の業種を全業種に拡大する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

法律の題名を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」とすることとする。

二、導入促進の対象となる業種の拡大

農村地域への導入促進の対象となる業種の限定を廃止し、対象となる産業の業種を拡大することとする。

三、基本計画及び実施計画の記載事項の見直し

都道府県が策定する基本計画及び市町村が策定する実施計画の記載事項のうち、導入すべき産業の業種、産業の導入の目標、農業従事者の就業の目標、農業構造の改善に関する目標等を義務的記載事項とし、施設の整備、労働力の需給の調整及び就業の円滑化並びに農業生産の基盤の整備及び開発等に関する事項を任意的記載事項とすることとする。

四、都道府県が策定する実施計画の廃止

都道府県が策定する実施計画を廃止することとする。

五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】(29.5.25農林水産委員会議決)

農村の高齢化・人口減少が進む中で、優良農地を確保しつつ、農業の持続的な発展を図るとともに、農村地域における就業の場を確保し、農村の機能を維持していくことが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 国が策定する基本方針において、既存の産業導入地区内に造成済みの遊休地がある場合にはその活用を優先させることを明記すること。また、農業と導入産業との土地利用調整を行う際には、農用地区域外での開発を優先させるとともに、農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることを明記し、優良農地の確保に努めること。加えて、今国会で改正された土地改良法に基づく農地中間管理機構関連事業で費用負担を求めずに事業を実施した農地については、少なくとも農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区に含めないことを明記すること。
- 二 都道府県の基本計画の策定及び市町村の実施計画の策定に当たっては、産業の施設用地と農用地等の利用調整が適切に行われるよう、必要な指導・助言を行うこと。
- 三 法施行後の土地利用の調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できなくなるおそれがあると認めるときは、所要の措置を講ずること。
- 四 農村地域へ導入される産業の業種が拡大されることに鑑み、農地法に基づく農地転用許可の特例や、農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域からの除外の特例については、その厳格な運用に努めること。
- 五 農業・農村の維持発展のため、新規就農者の確保や農業の多面的機能の発揮に努めるとともに、産業を導入するに当たっては、六次産業化など地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業の導入を推進し、農業と導入される産業の均衡ある発展及び雇用構造の高度化に資するものとなるよう、また、農村地域の自然環境や生活環境の保全に十分配慮するよう、都道府県及び市町村に対して指導・助言を行うこと。
- 六 農村地域に導入される産業に地元住民及び地域への移住者が円滑に就業できるよう、雇用情報の収集・提供等の必要な支援を行うよう努めること。
右決議する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を

改正する法律案（閣法第30号）

（衆議院 29.5.11修正議決 参議院 5.17経済産業委員会付託 5.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地域の成長発展の基盤強化を図るため、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽（けん）引する地域経済牽引事業に係る計画を承認する制度を創設するとともに、当該計画に係る事業を支援するための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 題名

法律の題名を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に改める。

二 定義

- この法律において「地域経済牽引事業」とは、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすことにより、地域における経済活動を牽引する事業をいう。
- この法律において「地域経済牽引支援機関」とは、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化、研修その他の地域経済牽引事業に対する支援の事業を行う者をいう。

三 基本方針

主務大臣は、地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めこれを公表しなければならない。

四 基本計画の同意等

- 市町村及び当該市町村をその区域に含む都道府県は、共同して、基本方針に基づき、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を作成し、主務大臣に協議し、その同意を求めることができる。
- 基本計画においては、基本計画の対象となる区域（以下「促進区域」という。）地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標、地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項等について定めるものとする。

五 土地利用調整計画の同意等

促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域の存する市町村は、土地利用の調整に関する計画を作成し、都道府県知事に協議し、その同意を求めることができる。

六 地域経済牽引事業計画の承認等

- 促進区域において地域経済牽引事業を行おうとする者は、単独で又は共同して、地域経済牽引事業に関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」という。）を作成し、都道府県知事の承認を申請することができる。
- 地域経済牽引事業計画においては、地域経済牽引事業の内容及び実施時期、地域経済牽引事業に必要な資金の額及びその調達方法、地域経済牽引事業の実施による経済的効果を記載しなければならない。

七 支援措置等の整備

承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業に対して、設備投資減税等の課税の特例措置、工場立地法、商標法等の特例措置、補助金等交付財産の処分制限に係る承認手続の特例措置、農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮等の支援措置を講ずるとともに、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、基本計画を作成した地方公共団体の長に対して、事業環境の整備に係る措置を提案できる制度を創設するものとする。

八 連携支援計画の承認等

地域経済牽引支援機関は、共同して、地域経済牽引事業に対する連携による支援の事業に関す

る計画を作成し、主務大臣の承認を申請することができる。

九 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、衆議院において、附則に、政府は、土地利用の調整の状況について検討を加え、優良な農地が十分に確保できないと認めるときは、所要の措置を講ずるものとする旨の規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】(29.5.25経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 地域の特性や強みを生かした地域経済牽引事業を促進するため、成長が期待される地域の中核事業の特定等に必要な情報提供や助言のほか、海外展開等様々な分野の専門人材の育成・派遣を行う等地方公共団体に対する支援の一層の充実強化に努めること。また、業種横断的な取組が適切かつ円滑に実施されるよう、関係府省庁間において一層緊密に連携を図ること。
- 二 地方公共団体の基本計画において、地域の特性を生かした多様な事業分野が対象とされるよう周知するとともに、地域経済牽引事業促進協議会の枠組みが有効に機能するよう促すこと。あわせて、地方公共団体の計画立案負担の軽減を図ること。また、計画の実施による地域への経済的効果等について、適切な指標に基づく検証を継続的に実施し、必要に応じて各種支援策の強化等を行うことにより、計画の実効性確保に努めること。
- 三 重点促進区域の設定及び土地利用の調整に係る配慮事項として、国が定める基本方針において、市街化区域内など農用地区域外での開発を優先すること及び土地利用調整区域に農地が含まれる場合には農業上の効率的な利用に支障が生じないようにすることを明記すること。
- 四 地域における人材やノウハウが不足している中で、産学官金等が連携して支援することが重要であることに鑑み、地域経済牽引支援機関による連携支援事業が有効に活用されるよう、内外の優良事例の周知を始め支援の充実に努めること。また、創業及び新事業展開を含め、地域経済牽引事業に対する積極的な資金供給が行われるよう、地域金融機関等による地域密着型金融の取組等を一層推進すること。

右決議する。

中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 29.5.23可決 参議院 5.29経済産業委員会付託 6.7本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業の経営の改善発達を促進するため、我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮に対処するための危機関連保証の創設及び特別小口保険等の付保限度額の拡充を行うとともに、信用保証協会と金融機関の連携による中小企業に対する経営の改善発達の支援の強化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 中小企業信用保険法の一部改正

- 1 この法律において「特例中小企業者」とは、中小企業者であって、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、その信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていることについて、その住所地を管轄する市町村長又は特別区長の認定を受けたものをいう。
- 2 特別小口保険の付保限度額を1,250万円から2,000万円に引き上げる。
- 3 普通保険等の保険関係であって、危機関連保証(1により、経済産業大臣が認める日から1年以内の期間(経済産業大臣が1年を限り当該期間を延長したときは、その延長した期間を含

む。)に行われた特例中小企業者の経営の安定に必要な資金に係る債務の保証をいう。)に係るものについて、特別枠の設定、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの措置を講ずる。

二 信用保証協会法の一部改正

- 1 信用保証協会(以下「協会」という。)は、債務の保証に係る中小企業者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うことができることとする。
- 2 協会が行う投資事業有限責任組合に対する出資の対象に「創業又は中小企業者の経営の改善発達を支援することを目的とする投資事業」を追加する。
- 3 協会が業務を行うに当たっては、中小企業者による経営の改善発達を促進するため、銀行その他の金融機関と連携を図るものとする。

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

認定中小企業者の代表者であって、特定経営承継関連保証(中小企業信用保険法に規定する普通保険等に係る債務の保証であって、認定中小企業者の代表者が経営の承継に伴い当該認定中小企業者以外の者から株式等を取得するための資金その他の当該代表者が必要とする資金であって当該認定中小企業者の事業活動の継続に必要なものとして経済産業省令で定めるもの)に係るものをいう。)を受けたものについては、当該代表者を中小企業信用保険法に規定する中小企業者とみなして、普通保険等の規定を適用する。

四 産業競争力強化法の一部改正

創業関連保証の付保限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げる。

五 附則

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(29.6.6経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 信用保証協会と金融機関の連携を図ることが法文上明記されたことを踏まえ、その趣旨を金融機関の現場まで周知徹底すること。また、両者が、事業者ごとにプロパー融資と保証付き融資による適切なリスク分担を行い、緊密に連携して中小企業の経営改善支援や事業再生に着実に取り組むよう、取組状況のモニタリングや金融仲介機能のベンチマークの活用等により、その実効性の確保に努めること。
- 二 保証割合が8割に縮減される不況業種に係る経営安定保証については、事業者に対し丁寧な説明を行うとともに、融資等の状況について把握し、相対対応の充実や政策金融機関の補完的な活用等により、中小企業とりわけ小規模事業者の資金調達に混乱が生じることのないよう十分に配慮すること。
- 三 危機関連保証については、危機時の売上減少や信用収縮等の状況を速やかに把握し、迅速かつ的確な対応を行うための体制を整備すること。あわせて、透明性の確保のため、十分な情報開示を行うこと。
- 四 信用保証協会が地域の実情に応じ、人材の育成・確保等に努め、実効ある経営の改善発達支援が確実に実施できるよう支援するとともに、各協会の支援体制の底上げを図ること。また、信用保証業務や経営の改善発達支援業務に関する情報開示や外部評価を推進し、ガバナンスの向上に努めること。
- 五 今般の制度改正による効果を検証し、国民負担の軽減及び制度の持続可能性向上の観点も踏まえ、引き続き信用補完制度について検討を加え、所要の措置を講ずること。
右決議する。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 29.4.4可決 参議院 4.10環境委員会付託 4.14本会議可決)

【要旨】

平成13年、遺伝子組換え生物等が生物の多様性に悪影響を生じさせることを防止するための措置等について規定した「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」（以下「議定書」という。）が採択され、我が国は、この議定書を国内担保するため「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」を平成15年6月に制定し、同年11月に議定書を締結した。

一方、遺伝子組換え生物等から生ずる損害に係る責任及び救済の分野については、議定書の交渉の過程では締約国間で合意に至らなかったため、その後も交渉が重ねられ、平成22年10月に名古屋市で開催された議定書第5回締約国会議において、「バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書」（以下「補足議定書」という。）が採択された。補足議定書は、国境を越えて移動する遺伝子組換え生物等により損害が生じた場合に対応措置をとること等を締約国に義務付けるものであり、我が国として締結することの承認を求めするため、第193回国会に提出されている。

本法律案は、補足議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、所要の国内法整備を行うことを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の目的に、「補足議定書の的確かつ円滑な実施の確保」を加える。
- 二、主務大臣が定めて公表することとされている基本的事項に、「遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じた場合における当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るための施策の実施に関する基本的事項」を加える。
- 三、法律の規定に違反して、遺伝子組換え生物等の第一種使用等、第二種使用等又は譲渡し等が行われた場合について、遺伝子組換え生物等の使用等により生ずる影響であって、生物の多様性を損なうもの又は損なうおそれの著しいものが生じたと認めるときは、環境大臣は、当該影響による生物の多様性に係る損害の回復を図るため必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。
- 四、三の命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。
- 五、この法律は、補足議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第33号）

（衆議院 29.4.28可決 参議院 5.15環境委員会付託 5.26本会議可決）

【要旨】

里地里山などに生息・生育する絶滅危惧種については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種に係る捕獲等及び譲渡し等の規制が、環境教育や調査研究等に支障を及ぼし、かえって保全につながらないことが懸念されるため、こうした種の効果的な保全を進めるための新たな制度が求められている。

また、野生動植物種の生息・生育状況の悪化に伴い、生息域外での保護増殖が必要な種が増大しており、こうした取組を政府の力だけで実施していくのではなく、動物園、水族館、植物園等と緊密に連携していくことが必要不可欠である。

加えて、ワシントン条約に基づいて国際取引が規制されている希少な野生動植物種についても、国内における違法流通等が報告されており、国際的に協力して種を保全していく観点から、違法行為を食い止めるための対策が急務となっている。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を一層強化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、里地里山などに分布する種についても積極的に本法律に基づく保全対象とするため、販売又は

頒布を目的とする捕獲等及び譲渡し等のみを禁止する「特定第二種国内希少野生動植物種」制度を創設する。

二、希少種保全の観点から一定の基準を満たす動植物園等を認定する制度を導入し、認定を受けた動植物園等については希少野生動植物種の譲渡し等の禁止の規定を適用しないこととする。

三、国際希少野生動植物種の個体等の登録に関して、個体識別措置の義務付け、有効期間の導入等を行う。

四、象牙を取り扱う事業者について現行の届出制を登録制とし、登録時の審査、登録の更新、登録の取消し等の手続を新設するとともに、罰則を強化することにより、事業者管理の強化を図る。

五、国内希少野生動植物種等の指定等に当たっては、専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととするとともに、希少野生動植物種保存基本方針に、国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項を追加し、国民の提案も踏まえた国内希少野生動植物種の指定等を推進する。

六、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(29.5.25環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、常設の「野生動植物の種に関し専門の学識経験を有する者」からなる科学委員会の委員については、野生動植物種の保全に関し専門の学識経験を有する科学者等国民の理解を得られる幅広い人選を行い、自由闊達な議論を保障するとともに、明確な理由の存在しない限り、国民に対する情報の公開を徹底すること。また、科学委員会は、環境大臣の諮問を待たず、種の保存に関連して、種の保存法の見直しやその他関係法令の見直しを含め、積極的に意見具申を行うこと。

二、生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定についても、現場で実際に保全に取り組む団体等からの提案を受け入れる制度の法定化を検討するとともに、これら国民からの提案を踏まえ、科学委員会は、種指定の優先度と個体数回復などの目標、必要な保護増殖事業計画、生息地等保護区などを適切に具申すること。

三、二次的自然に分布する絶滅危惧種については、自然への働きかけの縮小による生息・生育状況の悪化が主な減少要因とされていることから、特定第二種国内希少野生動植物種の指定と同時に、保護増殖事業や生息地等保護区の指定を推進し、生息環境の改善に取り組むこと。また、二次的自然については、厳格な行為規制よりも人の管理を継続することが重要となることから、農林水産業や市民活動を奨励するような生息地等保護区の指定の在り方について検討すること。

四、特定第二種国内希少野生動植物種については、販売・頒布目的以外の捕獲等及び譲渡し等が認められることから、種の分布や生息状況を定期的に把握すること。

五、国内希少野生動植物種の指定は、科学的知見を最大限に尊重して実施することとし、当面、2030年度までに700種を指定することを目指し、候補種の選定について検討すること。

六、「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を種の保存法第6条の「希少野生動植物種保存基本方針」や生物多様性基本法第11条の「生物多様性国家戦略」に確実に反映させ、閣議決定すること。

七、海洋生態系の要となる海棲哺乳類を含めた海洋生物については、科学的見地に立ってその希少性評価の透明性を高め、その評価を環境省と水産庁で連携して種の保存法の趣旨に沿って適切に行うこと。また、国内希少野生動植物種の指定に当たっては、現在は種指定の実績がない海洋生物についても、積極的に対象とすること。

八、生物多様性基本法第24条、種の保存法第53条第2項に則り、種の保存に関し、最新の科学的知見を踏まえた学校教育・社会教育・広報活動、専門的な知識・経験を有する人材の育成、種の保存に関して理解を深める場及び機会の提供等により、種の保存に関する国民の理解を深めること。

九、生物多様性基本法第8条を踏まえ、希少野生動植物種の保存のため、地方自治体への支援を含め、財政上、税制上その他の措置を講ずること。

十、ワシントン条約附属書に掲載されている種については、その保全に国際的協力が不可欠である

ことを踏まえて、見直しを検討すること。また、違法取引が原産国での過度な捕獲や採取を助長するとの認識に立ち、国際希少野生動植物種の国内取引の規制強化や交雑種の取扱いについて検討すること。

十一、アフリカゾウの密猟を防ぐため、象牙の国内市場の閉鎖が世界的な潮流となる中、国内市場を存続させている我が国においては、違法取引が疑われることのないよう、全形牙の登録の在り方の検討を含め、象牙の管理の更なる強化に積極的に取り組むこと。

十二、輸入が差し止められた希少な野生動植物については、本来の生息地での保全が最も望ましいことから、原産国等へ返すための方策について検討すること。

十三、本法の実効性を確保するため、地方環境事務所等の現場における必要な人員を十分に確保し、予算の拡充を図るとともに、地方自治体を始めとする多様な主体との更なる連携の強化を図ること。

十四、動植物園等が行う希少野生動植物種の生息域外保全等に係る取組については、その役割の重要性に鑑み、財政措置を含む効果的な支援策を検討すること。

右決議する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第34号)(先議)
(参議院 29.4.7厚生労働委員会付託 5.17本会議修正議決 衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、都道府県が入院措置を講じた者に対する退院後の援助を強化するとともに、精神障害者の支援を行う地域関係者の連携強化を図るほか、医療保護入院に必要な手続、精神保健指定医(以下「指定医」という。)の指定制度等について見直しを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国及び地方公共団体は、精神障害者に対する医療は精神的健康の保持増進を目的として行われるべきことを認識するとともに、精神障害者の人権を尊重し、地域移行の促進に十分配慮しなければならない。

二 措置入院等を行った都道府県は、退院後の居住地の都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)と共同して、措置入院者等に係る退院後支援計画を作成しなければならない。

三 都道府県等は、退院後支援計画を作成したときは、その支援対象者にこれを交付するとともに、支援対象者等に対し、同計画に基づき相談指導をしなければならない。また、都道府県等は、支援対象者の居住地の移転先の都道府県等に、同計画の内容及び相談指導に必要な事項を通知しなければならない。

四 措置入院先の病院の管理者は、退院後生活環境相談員を選任し、相談指導をさせなければならない。

五 都道府県等は、関係行政機関及び関係団体等で構成される精神障害者支援地域協議会を組織し、同協議会は、精神障害者の支援体制に関する協議及び退院後支援計画の作成に関する協議等を行う。

六 指定医の指定要件である精神科医療の各分野にわたる実務経験は、一定の要件を満たす指定医の指導の下において行われるべきものとする。

七 措置入院等を行った都道府県知事及び医療保護入院又は任意入院者の退院制限等を行った精神科病院の管理者は、その対象者にその措置を行う理由等を書面により知らせなければならない。

八 精神科病院の管理者は、医療保護入院について患者の家族等が同意又は不同意の意思表示を行わない場合に、市町村長の同意により医療保護入院を行うことができる。

九 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は公布の日から施行する。

十 政府は、この法律の施行後5年以内に、新法の施行の状況等を勘案し、措置入院者等の退院後

の援助の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

【修正要旨】

本法律案の附則の検討規定について、政府は、この法律の施行後3年を目途として、精神科病院等に入院している者及びこれを退院した者の権利の保護の観点から、措置入院者等及び医療保護入院者の退院後の医療その他の支援の在り方、当該支援に係る関係行政機関等による協議の在り方、非自発的入院者の権利の保護に係る制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとともに、この場合において、次に掲げる事項について特に検討が加えられるものとする。

- 一 個別ケース検討会議への参加を含む措置入院者等及びその家族による当該措置入院者等に係る退院後支援計画の作成に関する手続への関与の機会の確保
- 二 措置入院者等及びその家族による当該措置入院者等に係る退院後支援計画の内容及びその実施についての異議又は修正の申出に係る手続の整備
- 三 非自発的入院者に係る法定代理人又は弁護士を選任の機会の確保

【附帯決議】(29.5.16厚生労働委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、精神障害のある人の保健・医療・福祉施策は、他の者との平等を基礎とする障害者の権利に関する条約の理念に基づき、これを具体化する方向で講ぜられること。
- 二、本法律案は特定の事件の発生を踏まえた犯罪防止を目的とするものではなく、精神障害者に対する医療の充実を図るものであることを確認するとともに精神保健医療が犯罪の防止や治安維持の役割を担うとの誤解や懸念が生じることのないよう留意すること。
- 三、措置入院者等に対して退院後に継続的な医療等の支援を行うための退院後支援計画の作成に当たっては、患者本人及び家族が個別ケース検討会議に参画すべきものであり、できる限り患者本人の意見の反映を図るよう、退院後支援のガイドラインで明示し、自治体に趣旨の理解を徹底すること。
- 四、退院後支援計画の支援期間については、措置入院者が地域生活に円滑に移行できるようにするための期間として、半年以内程度を基本とすること。また、患者の病状や生活環境の変化によっては、例外的に、支援期間を延長することも考えられるが、その場合でも、延長は原則1回までとし、1年以内には地域生活への移行を図ることができるよう努めること。こうした支援期間の在り方について退院後支援のガイドラインで示し、自治体に周知徹底を図ること。
- 五、退院後支援計画に基づく支援について、患者にその内容や必要性について丁寧に説明し、理解、納得を得られるよう努めてもなお納得してもらえない場合にあっては、必要に応じて計画内容を見直すなど、本人の意向を踏まえた計画となるよう対応すること。こうした対応については、退院後支援のガイドラインで示し、周知徹底を図ること。
- 六、警察官通報から措置入院につながった割合等に係る地域ごとのばらつきを是正する観点から、代表者会議の具体的な留意事項を運用通知で示し、各自治体において、地域の精神障害者の支援体制に関する協議が通知に即して行われることにより、ばらつきのない措置入院制度の運用に努めること。その際、警察を始めとする関係機関に対して研修の機会を充実させることなどを併せて検討すること。
- 七、個別ケース検討会議の運用に当たっては、患者に対する監視を目的とするとの誤解を招くことのないよう、法律上「支援対象者の退院後の医療その他の援助の関係者」をもって構成することとされていることに留意し、警察は原則として参加せず、例外的に参加する場合も援助の観点から行われること、また、本人が拒否する場合には警察を参加させないこととすることについて、改正法の施行に合わせて自治体への適切な周知を行うこと。
- 八、精神医療の現場における患者の薬物使用に関しては、患者の治療継続に配慮しつつ、情報提供の在り方について検討すること。
- 九、地域における精神保健医療福祉の中核となる保健所の役割と重要性を改めて認識するとともに、

その体制強化が着実に図られるよう、都道府県等に対する支援について検討し、保健所運営に係る十分な措置を講ずること。また、保健所がその役割を十分に果たせるよう、必要に応じ、保健所の運営や体制等について、調査、検証すること。

- 十、適切な措置入院制度の運用がなされるためには、措置入院を受け入れる病院の質の担保が不可欠であることから、指定病院の基準を満たしているかを継続的にモニタリングするとともに、指定病院の質を評価する等の仕組みについて検討すること。
- 十一、医療保護入院における家族等同意及び市町村長同意の運用について、市町村長同意が濫用され、医療保護入院が安易に行われることのないよう、市町村等に対し、制度の適正な運用のための具体的な方策を明示するよう検討すること。
- 十二、医療保護入院や措置入院等の非自発的入院から退院後支援に至るまでの家族の負担の重さや、協力の有用性に鑑み、入院患者家族に対する支援体制について検討を加えること。
- 十三、当事者にとって不本意な非自発的入院の減少を図るため、国及び地方自治体の責任、精神保健指定医の判断等、幅広い観点から、速やかに検討を加えること。
- 十四、医療保護入院等の患者の退院後における地域生活への移行を促進するため、相談対応や必要な情報の提供、アウトリーチ支援など、その受皿や体制整備の充実を図ること。
- 十五、精神保健指定医制度の適正な運営に向けて、地域医療への過度な影響がないように、指定申請に当たって提出するケースレポートの症例の要件、指導医の要件、指定医の更新要件、口頭試問等の具体化を検討すること。
- 十六、精神保健指定医として必要な知識、能力及び技能並びに精神保健指定医として持つべき規範意識に比して、指定医研修の課程及び更新制度が十分に機能しているとは言えないことから、ケーススタディ等の実地に近い研修体制を構築すること。また、指定医の更新に当たっては、指定医の業務を一定以上行った上で申請できることとする等、指定医の質の担保を図る仕組みとすること。
- 十七、精神科病院における長期入院及び退院の事例について調査分析し、今後の対策と改善を検討すること。
- 十八、障害者福祉施設等における労働環境について、良質な福祉サービスの提供の支障とならないよう、施設等の環境を改善するための措置について検討すること。
右決議する。

農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（先議）

（参議院 29.3.29農林水産委員会付託 4.5本会議修正議決 衆議院 6.16可決）

【要旨】

本法律案は、我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格に農林物資の取扱方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務として認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、農林物資の規格化等に関する法律の一部改正

1 題名

題名を「日本農林規格等に関する法律」とすることとする。

2 目的

農林物資に関する取引の円滑化、一般消費者の合理的な選択の機会の拡大を直接目的として明確に位置付け、農林水産業及び関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護を究極目的とすることとする。

3 日本農林規格の制定範囲の拡大

農林物資の品質基準を内容とする現行の日本農林規格に加え、新たに農林物資の取扱方法や

試験方法についての基準を内容とする日本農林規格を制定することができることとする。

4 日本農林規格の制定の申出

農林水産大臣は、日本農林規格を制定すべき旨の申出を受けた場合において、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を審議会に付議することとする。

5 農林物資の取扱方法についての基準を内容とする日本農林規格への適合の認証

認証機関の認証対象を農林物資の取扱方法に拡大し、認証を受けた事業者は、その取扱方法が日本農林規格に適合することを示す適合の表示を広告等に付することができるよう措置することとする。

6 登録試験業者制度の創設

試験業者の登録制度を創設し、農林水産大臣の登録を受けた試験業者は、日本農林規格による試験を行い、登録標章を付した証明書を交付することができるよう措置することとする。

7 日本農林規格への適合に関する不適正な表示に対する指示等

農林水産大臣は、事実と相違して日本農林規格に定める基準に適合している旨の表示が行われている場合において、日本農林規格の利用に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該表示を行った者に対し、必要な措置の指示等を行うことができることとする。

8 規格の活用を図るための施策

国及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）は、日本農林規格に関する制度の普及のほか、規格に関する専門的知識を有する人材の育成及び確保、規格に関する国際機関その他の国際的な枠組みへの参画等に努めなければならないこととする。

二、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正

センターは、日本農林規格その他の規格に関する認証又は試験等の事業を行う者の技術的能力等に関する評価及び指導等の業務を行うこととする。

三、施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

2 この法律の施行前においても、農林物資の取扱方法や試験方法についての基準を内容とする日本農林規格を制定することができることとする。

【修正要旨】

農林水産大臣は、都道府県又は利害関係人から日本農林規格の制定に係る申出を受けたときは、速やかにその申出について検討を加えなければならないものとともに、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認める場合における日本農林規格の案の作成主体が農林水産大臣であることを明確化することとする。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（閣法第36号）

（衆議院 29.4.11可決 参議院 4.12内閣委員会付託 4.19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、地方公共団体に対する義務付けの緩和等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正

1 指定都市の区域に所在する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る事務・権限を、指定都市の長が行うこととする。

2 指定都市又は中核市の区域に所在する認定こども園の変更の届出に係る事務・権限を、指定

都市の長又は中核市の長が行うこととする。

二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。

三、地方自治法の一部改正

給与その他の給付に関する処分等についての審査請求がされた場合の議会への諮問については、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除くこととし、当該審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならないこととする。

四、児童福祉法の一部改正

全ての事業所が一の中核市の区域に所在する指定障害児通所支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出に係る事務・権限を、中核市の長が行うこととする。

五、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正

全ての事業所が一の中核市の区域に所在する指定事業者等及び指定一般相談支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する事項の届出に係る事務・権限を、中核市の長が行うこととする。

六、農業災害補償法の一部改正

- 1 農業共済組合又は農業共済事業を行う市町村は、家畜共済の一の共済目的の種類につき、当該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、当該種類を共済目的の種類としないことができることとする。
- 2 都道府県の区域をその区域とする農業共済組合連合会がない場合には、当該都道府県に都道府県農業共済保険審査会を置かないことができることとする。

七、森林法の一部改正

都道府県知事による地域森林計画に係る農林水産大臣への協議について、当該計画の内容のうち委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項に係る協議については届出とする。

八、公営住宅法の一部改正

- 1 公営住宅法に規定する「公営住宅建替事業」に、現に存する公営住宅又は公営住宅及び共同施設を除却するとともに、これらの存していた土地に近接する土地に、新たに当該除却する公営住宅又は公営住宅及び共同施設に代わるべき公営住宅又は公営住宅及び共同施設を建設する事業（複数の公営住宅の機能を集約するために行うものに限る。）を加える。
- 2 事業主体は、公営住宅の入居者が認知症である者、知的障害者その他の国土交通省令で定める者である場合において、当該入居者が収入の申告をすること及び収入状況の報告の請求に応じることが困難な事情があると認めるときは、当該入居者からの収入の申告がなく、収入状況の報告の請求に応じない場合であっても、政令で定めるところにより、当該入居者の毎月の家賃を定めることができることとする。
- 3 事業主体は、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、低額所得者の居住の安定を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、条例で、公営住宅の明渡しの請求に係る収入の基準を定めることができることとする。

九、国土利用計画法の一部改正

都道府県知事による土地利用基本計画に係る国土交通大臣への協議について、意見聴取とする。

十、施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行する。ただし、二、六の2及び九については公布の日から、六の1、七及び八については公布の日から起算して3月を経過した日から、四及び五については平成31年4月1日から施行する。

金融商品取引法の一部を改正する法律案（閣法第37号）

（衆議院 29.4.18可決 参議院 4.24財政金融委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応するため、株式等の高速取引に関する法制の整備、金融商品取引所グループ内の共通・重複業務の集約の容易化、上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、株式等の高速取引に関する法制の整備

- 1 高速取引行為を行う者について登録制を導入し、体制整備・リスク管理や当局に対する情報提供等に係る規定を整備する。
- 2 金融商品取引業者等に対し、高速取引行為を行う場合の届出を義務付けるとともに、無登録者による高速取引行為に係る取引の受託を禁止する。
- 3 金融商品取引所は、市場における取引を公正にし、投資者を保護するため、高速取引行為を行う者の調査等の措置を講ずる。

二、上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備

投資家間の情報の公正性を確保するため、上場会社等が公表前の重要な情報を金融商品取引業者、投資家等に伝達する場合、インターネット等を利用した当該情報の公表を義務付ける。

三、金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化

- 1 金融商品取引所グループ内の共通・重複業務について、認可を受けた金融商品取引所による実施を認める。
- 2 金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が買収した外国取引所等の子会社のうち、既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社についても、原則として5年間に限り保有を認める等の措置を講ずる。
- 3 金融商品取引所持株会社やグループ頂点の金融商品取引所に対し、金融商品取引所グループの経営管理を行うことを義務付ける。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(29.5.16財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 アルゴリズムを用いた高速取引の進展により、市場の安定性や効率性、システムの脆弱性等の観点から様々な懸念が指摘されていることを踏まえ、本法に基づき創設される高速取引行為者の登録制度の下で、当局による検査・監督及び金融商品取引所による調査を活用して高速取引の実態把握に努めるとともに、個人投資家等の保護に欠けることのないよう、国際的な連携も図りつつ今後の規制の在り方を適宜検討すること。
- 一 上場会社による公平な情報開示に係る規制の実効性を高めるため、規制内容の明確化や周知徹底などの環境整備に努めるとともに、金融商品取引業者等による情報の不適切な取扱いによって市場の透明性や公正性に対する信頼を損ねることのないよう、不公正取引規制の実効性確保を図ること。
- 一 証券・金融と商品を一体として取り扱う総合取引所の創設が、我が国市場の国際競争力の強化及び利用者利便の向上を図るために重要な取組であることに鑑み、総合取引所についての規制・監督を一元化する金融商品取引法の趣旨を踏まえ、その早期実現に向けて取引所等の関係者に対し更なる検討を促すなど、金融庁、農林水産省及び経済産業省が連携して対応を強化すること。
- 一 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化を踏まえ、投資者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、地域の金融商品取引業者等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第38号）

（衆議院 29.5.11可決 参議院 5.22財政金融委員会付託 5.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、情報通信技術の進展等の我が国の金融サービスをめぐる環境変化に対応し、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働を推進するとともに利用者保護を確保するため、電子決済等代行業者に関する法制の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電子決済等代行業に係る制度整備

- 1 預金者等の委託を受けて口座情報の取得・提供等を行う電子決済等代行業者について、登録制を導入し、利用者保護のための体制整備や情報の安全管理義務等に係る規定を整備する。
- 2 電子決済等代行業者に対し、電子決済等代行業を行う前における金融機関との契約締結、利用者の損害に係る賠償責任の分担に関する事項等の公表を求める。
- 3 金融機関に対し、電子決済等代行業者との契約締結に係る基準の作成・公表を求めるとともに、基準を満たす電子決済等代行業者に対する不当に差別的な取扱いを禁止する。
- 4 電子決済等代行業者に関する監督規定を設けるとともに、法令遵守のための会員に対する指導等の業務を行う認定電子決済等代行業者協会の認定制度を整備する。

二、外国銀行支店の事業年度に関する特則

外国銀行支店に係る事業年度について、現状の4月1日から翌年3月31日までの事業年度又は外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間とする。

三、銀行代理業者が行う変更届出義務の緩和

銀行代理業者の許可申請事項に係る変更届出について、一定の条件を満たす場合には不要とする。

四、施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 金融機関は、この法律の施行日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までに、電子決済等代行業者が利用者から識別符号等を取得することなく電子決済等代行業を営むことができるよう、体制の整備に努めなければならない。

【附帯決議】（29.5.25財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 フィンテックが急速に進展する中で、IT企業等を含む多様な参加者による金融サービスのイノベーション促進を支援する観点から、電子決済等代行業者等に関する規制については、関係事業者等から十分に情報収集した上で、目的に照らして必要最小限とすること、新規参入に対する過度の障壁としないこと、報告徴求・検査等が関係事業者等の活動やイノベーションを阻害しないこと等に留意するとともに、利用者保護やシステムの安定性等にも配慮し、関係省庁が適切かつ機動的な対応を進めること。
- 一 オープンAPIによる金融機関と電子決済等代行業者との接続の推進が、イノベーション促進、利用者保護、システムの安定性等の観点から重要であることに鑑み、銀行代理業規制の適用範囲の適切な設定、金融機関及び関係事業者等によるオープンAPI普及に向けた取組の支援等の環境整備に努めること。
- 一 本法に基づく金融機関及び電子決済等代行業者等に対する規制については、金融機関及び電子決済等代行業者等において相応のシステム対応等が必要になることから、施行までに適切な準備期間を確保できるよう配慮すること。
- 一 利用者保護の観点から、フィンテック等に係るシステム障害等によって利用者に損害が及びこ

とのないよう、金融機関及び電子決済等代行業者等に対して適切な指導等を行うこと。

- 一 本法に基づく制度の運用に当たっては、情報通信技術の急速な進展等を踏まえ、金融機関と金融関連IT企業等との適切な連携・協働の推進及び利用者保護の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、中小・地域金融機関等の検査及び監督を主に担当する財務局も含め、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保、高度な専門的知識を要する職務に従事する職員の処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に努めること。

右決議する。

独立行政法人国民生活センター法等の一部を改正する法律案（閣法第39号）

（衆議院 29.4.21可決 参議院 4.25消費者問題に関する特別委員会付託 5.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、消費者の被害の発生又は拡大を防止するとともにその被害を回復するため、独立行政法人国民生活センターの業務として消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」という。）における特定適格消費者団体のする仮差押えに係る担保を立てる業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、独立行政法人国民生活センター法の一部改正

- 1 独立行政法人国民生活センターの目的として、重要消費者紛争について法による解決のための手続の利用を容易にすることを追加するとともに、独立行政法人国民生活センターの業務として、特定適格消費者団体が行う消費者裁判手続特例法第56条第1項の申立てに係る仮差押命令の担保を立てる業務を追加する。

- 2 独立行政法人国民生活センターが1の業務を実施するに当たって必要となる長期借入金をすることを可能とする。

二、消費者契約法の一部改正

適格消費者団体の認定の有効期間を3年から6年に延長する。

三、消費者裁判手続特例法の一部改正

特定適格消費者団体、独立行政法人国民生活センターその他の関係者は、独立行政法人国民生活センターが行う一の1の業務が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととする。

四、施行期日

この法律は、平成29年10月1日から施行する。

【附帯決議】（29.5.24消費者問題に関する特別委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 悪質な事業者から消費者の被害を回復するため、特定適格消費者団体から立担保の要請があった場合に、国民生活センターが直ちに担保を立てられるよう、国民生活センター、特定適格消費者団体、地方公共団体等関係者間での連携を強化し、また、国民生活センターにおける立担保の審査・手続体制を整備すること。
- 二 特定適格消費者団体が国民生活センターによる立担保を利用する場合の要件については、裁判所において仮差押命令の要件が審理されていることを踏まえるとともに、立担保可能額についても、一律に上限を設けることなく個別の事案に応じて柔軟に対応し、特定適格消費者団体による消費者被害回復のための裁判手続が有効かつ円滑に機能するよう配慮すること。
- 三 裁判所に違法とされた仮差押命令により事業者が損害を被り担保が実行された場合に、国民生活センターが特定適格消費者団体に対して行う求償については、公益のために特定適格消費者団体に仮差押命令の申立権限を付与した意義に鑑み、一定の要件を満たす場合には、分割による返還、返還の猶予又は減額・免除をすること。

- 四 特定適格消費者団体の更新手続の事務負担を軽減し、被害回復関係業務に注力できるよう、特定認定の有効期間については、特定適格消費者団体の今後の活動状況を踏まえ、その延長を検討すること。
- 五 適格消費者団体が行う差止請求のための活動は利益を生まないため、精力的に取り組むほど財政状況が厳しくなること、また、特定適格消費者団体が行う被害回復のための活動も、費用を回収できない場合があることから、両団体が経理的基礎を強化することは困難であることに鑑み、両団体に対して、既存の支援策を拡充するとともに、その公益的な活動に必要な資金の確保等の財政面の支援を行うこと。
- 六 適格消費者団体及び特定適格消費者団体に対する寄附に関する規定の見直しも含め、クラウドファンディングなどを活用した寄附を増進する方策を検討すること。
- 七 消費者から寄せられた情報を差止請求及び被害回復のための活動により有効活用できるよう、適格消費者団体相互間、特定適格消費者団体相互間のみならず、適格消費者団体と特定適格消費者団体との間のそれぞれの連携協力を促進する方策を検討すること。
- 八 適格消費者団体及び特定適格消費者団体が差止請求や被害回復のための活動を迅速かつ適切に行うため、事業者の対応状況等が把握できるよう、個人情報保護及び情報セキュリティ等に配慮しつつ、両団体に対する全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O N E T）に係る情報の開示の範囲の拡大、P I O N E T 端末の配備及びその他の必要な情報の提供について検討すること。
- 右決議する。

畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（閣法第40号）

（衆議院 29.5.26可決 参議院 5.31農林水産委員会付託 6.9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、加工原料乳の生産者に補給金等を交付する制度を導入するとともに、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の業務として当該補給金等を交付する業務を追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、畜産経営の安定に関する法律の一部改正

1 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

イ 機構は、生乳受託販売若しくは生乳買取販売の事業（以下「第一号対象事業」という。）自ら生産した生乳の乳業者に対する販売の事業又は自ら生産した生乳の加工及び当該加工に係る乳製品の販売の事業を行う事業者（以下「対象事業者」という。）に対し、生産者補給交付金等を交付することができることとする。

ロ 生産者補給交付金等の交付を受けようとする対象事業者は、生乳又は特定乳製品の販売に関する計画（以下「年間販売計画」という。）を作成して農林水産大臣に提出しなければならないこととし、農林水産大臣は、当該年間販売計画が農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、当該対象事業者が交付を受ける生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量の最高限度を通知するものとする。

ハ 農林水産大臣又は都道府県知事は、対象事業者が取り扱った生乳の数量のうち、生産者補給交付金等に係る加工原料乳の数量を認定して機構に通知するものとし、機構は、当該通知に係る数量に生産者補給金の単価を乗じて得た額を、生産者補給交付金等として、交付するものとする。

ニ 生産者補給金の単価は、農林水産大臣が、生産条件、需給事情及び経済事情を考慮し、生産される生乳の相当部分が加工原料乳であると認められる地域における生乳の再生産を確保することを旨として定めるものとする。

2 集送乳調整金の交付

イ 都道府県知事又は農林水産大臣は、定款等において、生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しが年間を通じて安定的に行われる見込みがない場合等を除き、年間販売計画に記載された地域内で生産される生乳についての生乳受託販売に係る委託又は生乳買取販売に係る売渡しの申出を拒んではならない旨が定められていること、業務規程において集送乳に係る経費の算定の方法等が農林水産省令で定める基準に従い定められていること等の要件に該当する第一号対象事業を行う対象事業者を、指定事業者として指定することができることとする。

ロ 機構は、指定事業者に対し、1ハの数量に集送乳調整金の単価を乗じて得た額を、集送乳調整金として、交付するものとする。

ハ 集送乳調整金の単価は、農林水産大臣が、指定事業者が集送乳に通常要する経費の額から効率的に集送乳が行われる場合の経費の額を控除して得た額を基礎として定めるものとする。

3 指定乳製品の価格の安定に関する措置

機構は、国際約束による数量の指定乳製品等を輸入するものとともに、指定乳製品等の価格が著しく騰貴していると認められる等の場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができることとする。

二、独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正

機構の業務として、一の1から3までの業務を追加する等の整備を行うこととする。

三、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の廃止

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法は、廃止することとする。

四、施行期日

この法律は、平成30年4月1日から施行することとする。

【附帯決議】(29.6.8農林水産委員会議決)

我が国の酪農は、生産者の努力の積重ねにより、先進的な経営を実現させてきた。しかしながら、担い手の高齢化や後継者不足を背景に飼養戸数、飼養頭数ともに減少しており、生産基盤の強化に向けて、生産現場では総力を挙げての取組が懸命に続けられている。こうした状況を踏まえ、補給金制度の改革は、生産現場における不安や混乱を払拭し、経営意欲の維持向上が図られるよう、消費者への国産牛乳・乳製品の安定供給と生産者の所得の増大を旨として進める必要がある。

よって政府は、本法の施行に当たり、生産者が将来に明るい展望を描けるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 新たな補給金制度の運用に当たっては、制度の目的を踏まえ、現行の指定生乳生産者団体に出荷する生産者が不公平感を感じないようにするとともに、事業者が乱立した結果、乳価交渉力強化・用途別安定供給・共同販売体制の強化などの現行の指定生乳生産者団体の機能が損なわれないよう、万全の措置を講ずるとともに、その機能強化に向けた取組を後押しすべく、万全の措置を講ずること。

二 補給金交付の要件となる年間販売計画は、飲用向けと乳製品向けへの調整の実効性が担保されるものとする。

三 補給金の算定に当たっては、牛乳・乳製品の需給の安定等を通じた酪農経営の安定を図り、国民消費生活の安定に寄与するため、生乳の再生産が確保されるよう、その単価を適切に設定すること。

四 集送乳調整金については、生乳の安定供給を支え地域の酪農の維持発展に寄与するため、条件不利地を含む広域的な地域から、あまねく集乳し、かつ、正当な理由なく集乳を拒まない事業者にのみ交付する仕組みとし、例えば、生乳の輸送体制を十分に有しているかなど、事業者の能力を確認する等により、その実効性を担保するとともに、その単価を適切に設定すること。

五 部分委託については、場当たりのな利用を確実に排除し、年間を通じた用途別の需要に応じた安定的な取引が確保され、生産者間の不公平が生じないよう、厳格な基準を設定し、その適切な

運用を図ること。

- 六 現行の指定生乳生産者団体が新制度における指定生乳生産者団体に円滑に移行できるよう、関係者の意向や実態を十分踏まえた適切な措置を講ずること。
- 七 対象事業者に対する指導及び助言に当たっては、生産者の公平な取引であるかなど、必要に応じて国が調査し、実効性ある改善指導を行うこと。
- 八 政令及び農林水産省令並びに関連通知については、年間を通じた用途別の需要に応じた安定的な取引が行われ、用途別安定供給に支障をきたすことがないように、適切に制定すること。
- 九 酪農家は農業者の中でもとりわけ過酷な労働条件にあることから、その改善を図るため、酪農ヘルパーの充実や公共牧場等を活用した育成の外部化を支援するとともに、搾乳ロボットやミルクングパーラーをはじめとする省力化機器や施設の整備に対して集中的に支援を行うこと。
こうした生産基盤対策等の支援は、地域を支える中小規模の家族経営体が十分活用できるよう配慮すること。
- 十 規制改革推進会議等の意見については、参考とするにとどめ、現場実態を踏まえ、酪農生産基盤の強化に資するものとなることを第一義とし、制度の運用を行うこと。
右決議する。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案（閣法第41号）

（衆議院 29.4.21可決 参議院 5.10経済産業委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案は、事業の国際化の加速等に伴い、安全保障に関連する技術又は貨物の海外への流出の懸念が増大していることに鑑み、貨物の無許可輸出及び技術の無許可取引に対する罰則を強化するとともに、貨物の輸出入及び技術取引の禁止措置並びに対内直接投資に関する規制を強化する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 罰則の見直し

- 1 許可を受けずに核兵器等又はその開発のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物を輸出した者等に対する罰則について、罰金額の上限を3千万円（当該貨物の価格の5倍が3千万円を超えるときは、当該価格の5倍）に引き上げ、法人処罰に係る罰金額の上限を10億円（当該貨物の価格の5倍が10億円を超えるときは、当該価格の5倍）とするなど、罰金額の強化を行う。
- 2 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める貨物の輸出等の許可に付した条件に違反した者に対し、100万円以下の罰金等の罰則を設けるなど、所要の罰則の整備を行う。

二 貨物の輸出入規制に違反した者に対する制裁の見直し

- 1 貨物の輸出入に関し、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要がある場合に、閣議において決定できる対応措置に違反した者に対する輸出入を禁止する制裁期間の上限を、3年に延長する。
- 2 貨物の輸出入規制に違反した者（以下「違反者」という。）に対して輸出入等を禁止する場合において、当該禁止の理由となった事実及び当該事実に関して当該違反者の役員等が有していた責任の程度を考慮して当該禁止の実効性を確保するために当該禁止に係る業務を制限することが相当と認められる場合には、当該役員等に対して、当該禁止期間と同一の期間を定めて、当該業務を営む法人の当該業務の担当役員となること等を禁止することができることとする。

三 立入検査の対象追加

立入検査の対象を、この法律の適用を受ける取引、行為等を行った者又はその関係者とする。

四 特定取得の届出及び変更勧告等

- 1 外国投資家は、上場会社等以外の会社の株式又は持分の他の外国投資家からの譲受けによる取得（以下「特定取得」という。）のうち、国の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい特

定取得（以下「国の安全に係る特定取得」という。）に該当しないかどうかの審査が必要となるおそれがあるものとして政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、事業目的、金額、実行の時期その他の事項を届け出なければならないこととする。

- 2 1の届出日から30日を経過する日までは、特定取得を行ってはならないこととし、特定取得が国の安全に係る特定取得に該当しないかどうかを審査する必要があると認めるときは、特定取得を行ってはならない期間を、届出日から4月間に限り、延長することができることとする。
- 3 2の審査をした結果、特定取得が国の安全に係る特定取得に該当すると認めるときは、関税・外国為替等審議会の意見を聴いて、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を勧告することができることとし、当該勧告を応諾しないなどの場合には、当該特定取得に係る内容の変更又は中止を命ずることができることとするなど、対内直接投資等に係る規定を準用する。

五 対内直接投資等又は特定取得に係る措置命令

次の場合において、対内直接投資等が国の安全を損なう事態を生ずるおそれがある対内直接投資等に該当するとき又は特定取得が国の安全に係る特定取得に該当するときは、当該対内直接投資等又は特定取得により取得した株式の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができることとする。

- 1 外国投資家が届出をせずに対内直接投資等又は特定取得を行った場合
- 2 外国投資家が対内直接投資等又は特定取得を行ってはならない期間の満了前に対内直接投資等又は特定取得を行った場合
- 3 外国投資家が虚偽の届出をした場合
- 4 外国投資家の変更若しくは中止の勧告に従わず、又は変更若しくは中止の命令に違反した場合

六 附則

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 特定取得の事前届出義務等に係る規定は、この法律の施行日から30日を経過した日以後に行う特定取得について適用するなど、所要の経過措置に関する規定を設ける。

【附帯決議】(29.5.16経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 世界の安全保障環境が厳しさを増している現状を踏まえ、実効性のある安全保障貿易管理の実施に資するよう、関係省庁の一層緊密な連携を図るとともに、海外における我が国の政府関係機関や進出企業等との連携強化を図ること。また、安全保障貿易管理体制の構築に取り組む各国に対し情報提供等の支援を行うとともに、国際的な連携を強化すること。
- 二 中小企業や大学等における安全保障貿易自主管理体制の構築を進めるに当たっては、企業や大学等の実情や意見を十分踏まえるとともに、講習会の開催やアドバイザーの派遣等必要な支援措置を講ずること。さらに、海外での事業展開を図る中小企業に対しては、中小企業の海外展開支援施策とも連携しつつ支援を行うこと。
- 三 国の安全等に係る対内直接投資等については、機微技術の流出が生ずることのないよう、規制の確実な実施を図るとともに、外国投資家に対する必要な措置命令が行えるよう、投資実施後のモニタリングを強化すること。また、我が国の対内直接投資規制の考え方が外国投資家に十分理解されるよう、情報提供に努めること。
- 四 安全保障上の機微技術の管理強化の観点から、「みなし輸出」管理等の課題について検討を進めること。

右決議する。

道路運送車両法の一部を改正する法律案（閣法第42号）

（衆議院 29.5.11可決 参議院 5.15国土交通委員会付託 5.19本会議可決）

【要旨】

本法律案は、自動車の型式指定制度の適正な実施を図るため、不正の手段により型式の指定を受けた場合において当該指定を取り消すことができることとするとともに、虚偽の報告等に対する罰則の強化の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 不正の手段により自動車等の型式の指定を受けたときは、国土交通大臣は当該指定を取り消すことができることとする。
- 二 自動車等の型式の指定の取消しに必要な限度において型式の指定を受けた者に対して国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査において、虚偽の報告をした者、検査を忌避した者等に対する罰則を強化することとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 四 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行することとする。ただし、一の改正規定等は、公布の日から施行することとする。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案（閣法第43号）

（衆議院 29.4.14可決 参議院 4.19環境委員会付託 5.12本会議可決）

【要旨】

土壌汚染対策法の前回の改正法の施行から5年が経過し、法律の附則に定める施行状況の検討が行われた。

その結果、工場が操業を続けている等の理由により土壌汚染状況調査が猶予されている土地において、土地の形質変更を行う場合、土壌汚染状況の把握が不十分であり、地下水汚染の発生や汚染土壌の拡散が懸念されることなどが明らかとなった。その一方で、形質変更時要届出区域において、たとえ土地の状況からみて健康被害のおそれが低くとも、大規模な土地の形質変更を行う際には土壌汚染状況調査が行われ、その結果、区域指定が行われるため、その後の土地の形質変更の度に事前届出が求められることなどから、リスクに応じた規制の合理化が求められている。

本法律案は、こうした状況を踏まえ、土壌汚染に関するより適切なリスク管理を推進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一、土地の汚染状況の把握を促進するため、土壌汚染状況調査が猶予された土地において土地の形質変更が行われる場合には、都道府県知事は土壌汚染状況調査の実施を命ずることとする。
- 二、汚染の除去等の措置が必要な要措置区域において、不適切な措置等による汚染の拡散を防止するため、都道府県知事が土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置内容に関する計画の作成及び提出を指示し、必要に応じて計画の変更を命じる等の仕組みを創設する。
- 三、形質変更時要届出区域内において、その汚染が専ら自然由来等であって健康被害のおそれがない土地の形質変更については、その施行及び管理の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、事後届出とする。また、土壌の汚染状態が専ら自然由来等であるなど一定の要件を満たす区域内の汚染土壌を、同様の状態の他の区域内の土地における土地の形質変更に使用するために搬出を行うことを可能とし、その場合には、汚染土壌処理業者への処理の委託を要しないこととする。
- 四、このほか、土壌汚染状況調査の迅速化、施設設置者による土壌汚染状況調査への協力等に係る規定の整備を行う。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案（閣法第44号）（先議）

（参議院 29.3.29国土交通委員会付託 4.5本会議可決 衆議院 5.26可決）

【要旨】

本法律案は、空き家・空き店舗等の再生、成長分野における不動産ストックの形成等について不

不動産特定共同事業の活用の一層の推進を図るため、小規模不動産特定共同事業の登録制度の創設、不動産特定共同事業におけるインターネットを介した取引等に対応した環境整備、特例投資家向け事業の規制の見直し等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 不動産特定共同事業契約を締結して当該契約に基づき営まれる不動産取引から生ずる収益若しくは利益の分配を行う行為、又は特例事業者（不動産特定共同事業を専ら行うことを目的とする法人）の委託を受けて当該特例事業者が当事者である不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務を行う行為で、業として行うもののうち、事業参加者が行う出資の価額及び当該出資の合計額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして政令で定める金額を超えないものを「小規模不動産特定共同事業」として、新たに定義することとする。
- 二 小規模不動産特定共同事業のみを行う者は、主務大臣又は都道府県知事の登録を受けることにより事業を行うことができることとするとともに、登録の有効期間は、5年とすることとする。
- 三 不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面並びに財産管理報告書の交付については、電子的方法によることができることとする。
- 四 電子取引業務を行う不動産特定共同事業者は、商号、名称等を電子情報処理組織を使用する方法等により公表するとともに、一定の業務管理体制を整備しなければならないこととする。
- 五 不動産取引の目的となる不動産について、宅地の造成、建物の建築に関する工事等であってその費用の額が事業参加者の保護に欠けるおそれのないものとして主務省令で定める金額を超えるものを行わない場合に限り、特例投資家（銀行、信託会社その他不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる者として主務省令で定める者並びに資本金の額が主務省令で定める金額以上の株式会社）以外の投資家を不動産特定共同事業の特例事業の参加対象として追加することとする。
- 六 特例投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業を行う場合には、不動産特定共同事業契約約款に基づく不動産特定共同事業契約の締結義務を免除することとする。
- 七 特例投資家のみを事業参加者として事業を行う者については、許可申請に当たって、不動産特定共同事業契約約款の審査を不要とすることとする。
- 八 特例投資家のうち不動産に対する投資に係る専門的知識及び経験を特に有すると認められる者を適格特例投資家とし、適格特例投資家のみを事業参加者とする不動産特定共同事業のみを行う者は、届出により事業を行うことができることとする。
- 九 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律案（閣法第45号）

（衆議院 29.4.21可決 参議院 5.10総務委員会付託 5.17本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、地方公共団体情報システム機構法の一部改正
 - 1 機構の代表者会議による理事長に対する是正措置命令について、法令・定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときに行うことができるものとする。
 - 2 機構の役員解任事由について、職務に係る義務の違反等も含ませるため、組織法たる機構法等違反・定款違反としているものを、「職務上の義務違反」に改める。
 - 3 機構の業務方法書の記載事項として、内部統制（職務の執行が法令・定款に適合し、適正に行われることを確保するための体制の整備）に関する事項を明記する。
 - 4 機構に、機構処理事務特定個人情報等の保護に関する事項の調査審議等を行う機構処理事務特定個人情報等保護委員会を設置する。
- 二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正

- 1 機構処理事務の適正な実施を確保するため、機構に対し、機構処理事務の実施の準則となる機構処理事務管理規程の制定を義務付ける。また、機構処理事務管理規程の制定・変更については、総務大臣の認可を要するものとし、総務大臣による変更命令の規定を設ける。
- 2 機構に対し、機構処理事務特定個人情報等の安全を確保する措置を講ずることを義務付ける。
- 3 機構処理事務の適正な実施を確保するため、機構に対し、機構処理事務に関する帳簿の備付け等及び報告書の作成・公表を義務付けるとともに、機構処理事務の実施に関し、総務大臣の機構に対する監督命令並びに報告要求及び立入検査の規定を設ける。また、帳簿の備付け等並びに報告要求及び立入検査に関し、不履行等があった場合における罰則の規定を設ける。

三、住民基本台帳法の一部改正

機構保存本人確認情報を利用することができる機構処理事務の範囲を拡大する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(29.5.16総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、地方公共団体情報システム機構は、地方分権の理念に立ち、地方公共団体が共同して運営する組織として設立されたものである。したがって、総務大臣による監督権限の行使に当たっては、同機構の自主性及び自立性に十分配慮し、必要最小限のものとする事。
- 二、地方公共団体情報システム機構は、個人番号制度の基幹的な業務を担う法人として説明責任を全うすべきものである。したがって、同機構には業務の遂行など自らに関する情報の一層の公開が求められ、これについては他の地方共同法人も同様である。政府はこれらの地方共同法人の一層の情報公開が徹底されるよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、速やかに法制上の措置を含め制度の整備のための検討を行い、必要かつ適切な措置を講ずること。
- 三、地方公共団体情報システム機構の運営に、地方公共団体の意向が適切に反映されるよう、地方公共団体の意見を踏まえつつ、代表者会議の組織の在り方の見直しを含め、地方公共団体によるガバナンスを抜本的に強化するための実効ある方策を検討すること。
- 四、地方公共団体情報システム機構においては、個人番号の生成、通知及び個人番号カードの作成等に加え、自治体中間サーバー・プラットフォームの地方公共団体への提供及び運用を行い、今後、マイナンバー法に基づき総務大臣が設置及び管理する情報提供ネットワークシステムと情報が授受されることから、これら業務が円滑かつ確実に実施されるとともに情報漏洩等が生じないよう必要な支援を行うこと。

右決議する。

電子委任状の普及の促進に関する法律案(閣法第46号)

(衆議院 29.6.2可決 参議院 6.5総務委員会付託 6.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、電子契約の推進を通じて電子商取引その他の高度情報通信ネットワークを利用した経済活動の促進を図るため、電子委任状の普及を促進するための基本的な指針について定めるとともに、電子委任状取扱業務の認定の制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、主務大臣は、電子委任状の普及を促進するための基本指針を定める。
- 二、国は、広報活動等を通じて、電子契約の当事者その他の関係者の電子委任状に関する理解を深めるよう努めるとともに、国及び地方公共団体は、自らが一方の当事者となる電子契約における他方の当事者となる事業者の電子委任状の利用を促進するために必要な施策の推進に努める。
- 三、電子委任状取扱業務を営もうとする者は、当該電子委任状取扱業務が基本指針に適合するものであることについて主務大臣の認定を受けることができることとし、その認定に関する要件、認

定を受けた者の義務及び表示に関する規定を整備する。

四、この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

刑法の一部を改正する法律案（閣法第47号）

（衆議院 29.6.8修正議決 参議院 6.15法務委員会付託 6.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件及び法定刑を改めて強制性交等罪とするとともに、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設するなどの処罰規定の整備を行い、あわせて、強姦罪等を親告罪とする規定を削除しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等

- 1 「女子」に対する「姦淫」に限られていた強姦罪の対象となる行為を、性別を問わず、人に対する「性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）」に改め、その罪名を「強制性交等罪」とする。
- 2 1の罪の法定刑の下限を懲役3年から懲役5年に引き上げるとともに、被害者を死傷させた場合の法定刑の下限を懲役5年から懲役6年に引き上げる。

二 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設

18歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合について、強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰する規定を設ける。

三 強盗強姦罪の構成要件の見直し等

「強盗が女子を強姦した」としていた強盗強姦罪の構成要件を見直し、強盗行為と強制性交等の行為を同一機会に行った場合は、その先後を問わず、無期又は7年以上の懲役に処することとし、その罪名を「強盗・強制性交等罪」とする。

四 強姦罪等の非親告罪化

強姦罪、準強姦罪、強制わいせつ罪及び準強制わいせつ罪を親告罪とする規定を削除して、非親告罪とするとともに、わいせつ目的・結婚目的の略取・誘拐罪等も非親告罪とする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、施行後3年を目途とした見直し規定を追加する修正が行われた。

【附帯決議】（29.6.16法務委員会議決）

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 性犯罪は、被害者の心身に長年にわたり多大な苦痛を与え続けるばかりか、その人格や尊厳を著しく侵害する悪質重大な犯罪であって、厳正な対処が必要であるところ、近年の性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための法整備を行うという本法の適正な運用を図るため、本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底すること。
- 二 刑法第176条及び第177条における「暴行又は脅迫」並びに刑法第178条における「抗拒不能」の認定について、被害者と相手方との関係性や被害者の心理をより一層適切に踏まえてなされる必要があるとの指摘がなされていることに鑑み、これらに関連する心理学的・精神医学的知見等について調査研究を推進するとともに、これらの知見を踏まえ、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等についての研修を行うこと。
- 三 性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程においては、被害者のプライバシー、生活の平穩その他の権利利益に十分配慮し、偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとと

もに、2次被害の防止に努めること。また、被害の実態を十分に踏まえた適切な証拠保全を図ること。

四 強制性交等罪が被害者の性別を問わないものとなったことを踏まえ、被害の相談、捜査、公判のあらゆる過程において、被害者となり得る男性や性的マイノリティに対して偏見に基づく不当な取扱いをしないことを、関係機関等に対する研修等を通じて徹底させるよう努めること。

五 起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮するとともに、必要に応じ、処分の理由等について丁寧な説明に努めること。

六 性犯罪が重大かつ深刻な被害を生じさせる上、性犯罪被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であり、その被害が潜在化しやすいという性犯罪被害の特性を踏まえ、第3次犯罪被害者等基本計画等に従い、性犯罪等被害に関する調査を実施し、性犯罪等被害の実態把握に努めるとともに、被害者の負担の軽減や被害の潜在化の防止等のため、ワンストップ支援センターの整備を推進すること。

七 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条第3項の規定により起訴状等における被害者の氏名の秘匿に係る措置についての検討を行うに当たっては、性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに配慮すべきであるとの指摘をも踏まえること。

八 児童が被害者である性犯罪については、その被害が特に深刻化しやすいことなどを踏まえ、被害児童の心情や特性を理解し、2次被害の防止に配慮しつつ、被害児童から得られる供述の証明力を確保する聴取技法の普及や、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関における協議により、関係機関の代表者が聴取を行うことなど、被害児童へ配慮した取組をより一層推進していくこと。

九 性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、性犯罪者に対する多角的な調査研究や関係機関と連携した施策の実施など、効果的な再犯防止対策を講ずるよう努めること。

右決議する。

児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）
（衆議院 29.6.1可決 参議院 6.8厚生労働委員会付託 6.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、虐待を受けている児童等の保護を図るため、児童福祉法第28条の保護措置の手続において、家庭裁判所が都道府県に対して保護者指導を求めることができることとする等、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 家庭裁判所は、児童福祉法第28条に基づく施設入所等の措置に関する承認の申立てがあった場合は、都道府県に対し、当該申立てに係る保護者に対する指導措置を採るよう勧告することができる。

二 家庭裁判所は、一による勧告を行った場合において、施設入所等の措置に関する承認の申立てを却下する審判をするときであって、当該勧告に係る保護者に対する指導措置を採ることが相当であると認めるときは、都道府県に対し、当該指導措置を採るよう勧告することができる。

三 家庭裁判所は、一又は二による勧告を行ったときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。

四 2月を超えて引き続き一時保護を行うことが児童の親権を行う者等の意に反する場合においては、引き続き一時保護を行おうとするとき、及び引き続き一時保護を行った後2月を超えて引き続き一時保護を行おうとするときごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。

五 児童相談所長又は都道府県知事は、四による引き続いての一時保護に係る承認の申立てをした場合において、やむを得ない事情があるときは、一時保護を開始した日から2月を経過した後又は四により引き続き一時保護を行った後2月を経過した後も、当該申立てに対する審判が確定す

るまでの間、引き続き一時保護を行うことができる。ただし、当該申立てを却下する審判があった場合は、当該審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護を行う必要があると認めるときに限る。

六 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は一時保護が行われ、かつ、児童虐待を行った保護者について、面会及び通信の全部が制限されている場合において、6月を超えない期間を定めて、保護者に対し、児童の住所等の場所において児童の身辺につきまとい、又はその付近をはいかいしてはならないことを命ずることができる。

七 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(29.6.13厚生労働委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、家庭裁判所の研修内容に、子どもの権利や児童福祉についてのソーシャルワークの研修を組み込む等、人材育成に努めるとともに、業務量の増加に対応できるよう家庭裁判所の人員を含めた体制強化に努めること。

二、児童の社会的養護については、障害等のある児童が増加している状況を踏まえ、職員の研修など支援のための取組を強化すること。また、性的マイノリティーの入所者の存在を考慮し、適切な対応について研究を進めること。

三、一時保護所においては、多様な背景を持つ子どもの心の安定が保たれ、プライバシーに関して十分な配慮が払われるよう、個室化等の環境の改善を図るとともに、入所時における教育を受ける権利の保障、教員等の配置を充実させること。また、在所日数など、各都道府県等における一時保護所の実態について継続的に調査を行い公表するとともに、里親や民間NPO等への一時保護委託の活用を進めること。

四、児童虐待の発生予防・早期発見が重要であることに鑑み、乳幼児健康診査等における医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師や児童の福祉に関係のある者が、相互に連携を図りながら、より一層協力できるよう支援すること。

五、子どもに対して永続的な家庭を保障することの重要性に鑑み、特別養子縁組の利用拡大のための制度的枠組みについて速やかに検討を加え、その結果を踏まえ、必要な法的措置を講ずること。

六、予期せぬ妊娠をした妊婦や養育困難と見込まれる妊婦に対する支援については、妊娠中から特別養子縁組も視野に入れて児童相談所や民間団体との連携を深めること。また、妊娠を他者に知られたくない女性に対する相談支援の方策について検討すること。

七、親子の再統合を支援するため、児童相談所の体制整備を進めるとともに、保護者に対するカウンセリング、依存症等の必要な治療、家庭内の子どもに係る衣食住を含む日常生活についての指導など、養育環境の計画的な改善を図ること。

八、DV被害者が子どもを連れて婦人相談所に来た場合は、子どもに対する直接的な虐待がないとされる場合も面前DVの疑いについて児童相談所に連絡し、その後の対応について、一時保護委託先として取り扱うことも含めて検討し、連携を図ること。

九、児童心理治療施設については、各都道府県一施設を早期に実現するとともに、子どもの良好な成育環境を提供できる人材の育成と専門職の確保に努めること。

十、児童相談所、婦人保護施設、NPO等の支援団体等が相互に連携する体制について検討を加え、適切な措置を講ずること。

右決議する。

水道法の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化等に対応し、水道の基盤の強化を図るため、都道府県による水道基盤強化計画の策定、水道事業者等による水道施設台帳の作成、地方公共団体である水道事業者等が水道施設運営等事業に係る公共施設等運営権を設定する場合の許可制の導入、指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入等の措置を講じようとするものである。

旅館業法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図り、公衆衛生及び国民生活の向上に寄与するため、ホテル営業及び旅館営業の営業種別の統合、都道府県知事等による旅館業を営む者に対する緊急命令の創設、無許可営業者その他旅館業法に違反した者に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講じようとするものである。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（先議）

（参議院 29.4.10総務委員会付託 4.14本会議可決 衆議院 5.11可決）

【要旨】

本法律案は、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員について、会計年度任用職員の任用等に関する規定を整備するとともに、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、一般職の非常勤職員である会計年度任用職員について、その採用の方法は、競争試験又は選考によるものとし、その任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が定めるものとする。
- 二、特別職の地方公務員について、臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職は、専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言、調査、診断その他総務省令で定める事務を行うものに限ることとする。
- 三、地方公務員の臨時的任用について、緊急のとき、臨時の職に関与するとき、又は採用候補者名簿がないときに行うことができることに加え、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合に該当することを要件に追加し、その対象を限定することとする。
- 四、地方公共団体は、これらの任用の適正化に併せ、会計年度任用職員に対し、期末手当の支給を可能とすることとする。
- 五、この法律は、一部を除き、平成32年4月1日から施行する。

【附帯決議】（29.4.13総務委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、地方公務員の任用、勤務条件並びに福祉及び利益の保護等の適正を確保するため、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の任用について、地方公共団体に対して発出する通知等により再度の任用が可能である旨を明示すること。
- 二、人材確保及び雇用の安定を図る観点から、公務の運営は任期の定めのない常勤職員を中心としていることに鑑み、会計年度任用職員についてもこの考え方に沿うよう、引き続き任用の在り方の検討を行うこと。
- 三、現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われなければならない。そのために地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、制度改正により必要となる財源についてはその確保に努めること。また、各地方公共団体において休暇制度の整備及び育児休業等に係る条例の整備が確実に行われるよう、地方公共団体に対して適切な助言を行うこと。

四、本法施行後、施行の状況について調査・検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。その際、民間における同一労働同一賃金の議論の推移を注視し、公務における同一労働同一賃金の在り方及び短時間勤務の会計年度任用職員に係る給付の在り方について特に重点を置くこと。

右決議する。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第52号) 先議)

(参議院 29.4.3経済産業委員会付託 4.12本会議可決 衆議院 5.30可決)

【要旨】

本法律案は、化学物質による環境汚染をより適切に防止するため、新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制について、製造及び輸入に係る総量による規制を環境に対する影響を勘案して算出する総量によるものに改めるとともに、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質に係る管理の強化を図る等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 新規化学物質の審査特例制度における国内の総量規制の見直し

一の新規化学物質に係る製造予定数量及び輸入予定数量を合計した数量に基づき環境に影響を及ぼすものとして省令で定める方法により算出される当該新規化学物質の数量を合計した数量が政令で定める数量を超えることとなる場合には、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は確認をしてはならない。

二 特定一般化学物質等に係る管理の強化

1 一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものとして、継続的に摂取される場合には人の健康を著しく損なうおそれがあるもの等を「特定一般化学物質」とする。

2 厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣は、新規化学物質の製造又は輸入開始前の届出について、その新規化学物質の毒性が、特定一般化学物質の毒性に該当するもの(以下「特定新規化学物質」という。)であると判定したときは、その結果をその届出をした者に通知するとともに、これを公示しなければならない。

3 特定一般化学物質取扱事業者又は特定新規化学物質取扱事業者は、特定一般化学物質又は特定新規化学物質を他の事業者に譲渡し、又は提供するときは、その相手方に対し、その譲渡し、又は提供するものが特定一般化学物質又は特定新規化学物質である旨の情報等を提供するよう努めなければならない。

4 主務大臣は、特定一般化学物質又は特定新規化学物質による環境の汚染を防止するため特に必要があると認めるときは、特定一般化学物質取扱事業者又は特定新規化学物質取扱事業者に対し、その取扱いの方法に関し必要な指導及び助言を行うことができる。

三 一の規定は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から、二の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(29.4.11経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 審査特例制度の見直しに併せて、事前確認により製造・輸入が認められる化学物質の管理状況及び使用状況について、事後監視の徹底を図るとともに、化学物質の有害性情報の収集に積極的に努めること。

二 審査特例制度の全国数量上限の算出に用いる用途別排出係数については、廃棄段階も考慮に入れるなど、化学物質のライフサイクルにも配慮し、安全側に立った設定・運用を行うこと。また、国が用途情報を適切に把握できる体制の構築について、速やかに検討し、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすことのないよう万全を期すこと。

三 特定新規化学物質・特定一般化学物質については、予防的な視点で、製造・輸入数量が増加した場合や専門家が必要と認める場合等には、速やかに優先評価化学物質に指定する等の適切な措

置を講ずること。

- 四 化学物質管理に関する規制・制度については、化学産業の国際競争力の強化、事業者の負担軽減及び国際的な動向との整合性を踏まえて、合理的な規制や制度の運用に向け、引き続き検討すること。
- 五 W S S D 2020年目標を確実に達成するため、官民の連携を一層強化し、科学的知見の更なる集積を図るなど、スクリーニング評価・リスク評価の効率化と加速化を進めること。そのため、取組の工程をより具体的に明らかにするとともに、所要の予算の確保・体制の整備に努めること。右決議する。

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律案（閣法第53号）
（衆議院 29.4.14修正議決 参議院 4.19内閣委員会付託 4.28本会議可決）

【要旨】

本法律案は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進するため、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、国の責務、基本方針の策定、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律において「医療情報」とは、特定の個人の病歴その他の当該個人の心身の状態に関する情報であって、当該心身の状態を理由とする当該個人又はその子孫に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等であるものが含まれる個人に関する情報のうち当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの等をいう。

二、国の責務

国は、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関する施策の一環として、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報（特定の個人を識別することができないように医療情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該医療情報を復元することができないようにしたものを用いる。）に関し必要な施策を講ずる責務を有する。

三、基本方針

政府は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する基本方針を定めなければならない。内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

四、認定匿名加工医療情報作成事業者

1 匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定

匿名加工医療情報作成事業（医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を整理し、及び加工して匿名加工医療情報を作成する事業をいう。）を行う者は、申請により、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実にを行うことができるものと認められる旨の主務大臣の認定を受けることができる。主務大臣は、認定をしようとするとき等は、あらかじめ、個人情報保護委員会に協議しなければならない。

2 医療情報等及び匿名加工医療情報の取扱いに関する規制

イ 認定匿名加工医療情報作成事業者（1の認定を受けた者をいう。）は、医療情報の提供を受けた場合は、認定事業の目的の達成に必要な範囲を超えて、当該医療情報を取り扱ってはならない。

ロ 認定匿名加工医療情報作成事業者は、匿名加工医療情報を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる医療情報を復元することができないようにするために必要なものとして主務省令で定める基準に従い、当該医療情報を加工しなければならない。

ハ イ及び口のほか、認定匿名加工医療情報作成事業者に関し、医療情報等又は匿名加工医療情報の漏えい等の防止その他の当該医療情報等又は匿名加工医療情報の安全管理措置を講ずる義務、従業者の監督義務、従業者等の秘密保持義務など、所要の規制を設ける。

五、医療情報取扱事業者による医療情報の提供

医療情報取扱事業者（医療情報データベース等を事業の用に供している者をいう。）は、認定匿名加工医療情報作成事業者に提供される医療情報について、本人又はその遺族の求めがあるときは提供を停止することとしている場合であって、医療情報の項目等について、あらかじめ、本人に通知するとともに、主務大臣に届け出たときは、当該医療情報を認定匿名加工医療情報作成事業者に提供することができる。

六、監督

主務大臣は、認定匿名加工医療情報作成事業者等に対し、必要な報告徴収、是正命令、認定の取消し等を行うことができる。

七、雑則

この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする。

八、施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、基本方針に定める事項として、本人又はその子孫以外の個人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないための措置に関する事項を明記すること等を内容とする修正が行われた。

【附帯決議】(29.4.25内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 医療情報取扱事業者に対して本人又はその遺族が医療情報の提供の停止の求めを行う際に、その手続を容易に行うことができるよう適切な措置を講ずること。
- 二 制度の運用に当たっては、広報周知を積極的に行うとともに、本人又はその遺族等からの問合せに係る窓口機能の確保に努めること。その際、障害者や高齢者等に対して十分配慮がなされるように留意すること。
- 三 匿名加工医療情報の利活用に際して、一定の地域や団体に属する者等の本人やその子孫以外の者にも不利益が生じ得る可能性があることを踏まえ、こうした不利益が生じないよう適切な措置を講ずること。
- 四 医療情報の提供の停止を求めた患者が、受診等において不利益を被ることのないようにすること。また、医療機関等に対しては、将来にわたって医療情報の提供を強制することのないようにすること。
- 五 国民や医療機関等が医療情報を安心して提供できるようにするため、認定匿名加工医療情報作成事業者に対する医療情報取扱事業者からの医療情報の提供や、認定匿名加工医療情報作成事業者が利用者に対し匿名加工医療情報の適正な利活用を求めるとを含め、認定匿名加工医療情報作成事業者から匿名加工医療情報の利用者への提供が適正に行われるよう、認定匿名加工医療情報作成事業者に対して適切な措置を講ずること。
- 六 医療情報等が機微性の高い情報であることから、情報漏えい等が生じないよう万全を期すること。特に、認定匿名加工医療情報作成事業者等の認定に当たっては、厳格なセキュリティ基準を設定するとともに、主務大臣の監督が行き届くよう配慮すること。
- 七 認定匿名加工医療情報作成事業者が、学校、職場等における健康診断の結果等の医療情報の提供を受けようとする場合には、学校、事業者等の理解を丁寧を得るようにすること。また、これらの医療情報の提供に当たっては、本人の権利利益の保護が図られることに留意されなければならないこと。
- 八 官民データ活用推進基本法の理念にのっとり、医療情報等及び匿名加工医療情報に係る個人の

権利利益の保護に配慮しつつ、その適正かつ効果的な活用の推進を図ること。
右決議する。

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第54号）
（衆議院 29.5.30可決 参議院 5.31内閣委員会付託 6.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国家戦略特別区域法の一部改正

1 児童福祉法等の特例

イ 国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域小規模保育事業（国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、当該国家戦略特別区域において、保育を必要とする乳児・幼児について、その保育を目的とする施設において保育を行う事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国家戦略特別区域小規模保育事業は、児童福祉法、子ども・子育て支援法その他の法令の規定の適用については、児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業に含まれるものとする。

ロ 国家戦略特別区域限定保育士事業に係る指定試験機関として、一般社団法人又は一般財団法人以外の法人を指定できることとする。

2 出入国管理及び難民認定法の特例

国家戦略特別区域会議が、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業（国家戦略特別区域内において農業支援活動（政令で定める農作業等の作業に従事することにより、農業経営を行う者を支援する活動をいう。）を行う外国人（政令で定める要件を満たすものに限る。）を、政令で定める基準に適合する本邦の公私の機関（以下「特定機関」という。）が雇用契約に基づいて受け入れる事業をいう。）又は国家戦略特別区域外国人海外需要開拓支援等活動促進事業（国家戦略特別区域において、外国人が海外需要開拓支援等活動を行うことを促進する事業をいう。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、法務大臣は、本邦に上陸しようとする外国人から、特定農業支援活動（特定機関との雇用契約に基づいて、国家戦略特別区域内に限って行う農業支援活動をいう。）又は当該国家戦略特別区域において出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）別表第1の2の表の技術・人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動若しくは同表の技能の項の下欄に掲げる活動（いずれも対象海外需要開拓支援等活動を含むものに限る。）を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があった場合には、当該特定農業支援活動を特定活動の在留資格をもって在留する外国人が本邦において行うことができる活動として法務大臣があらかじめ告示をもって定めるものに該当するもの又は政令で定める海外需要開拓支援等外国人上陸審査基準を入管法の法務省令で定める基準とみなして、在留資格認定証明書を交付することができることとする。

3 雑則

国及び関係地方公共団体は、国家戦略特別区域において、情報通信技術利用事業場外勤務（在宅勤務その他の労働者が雇用されている事業場における勤務に代えて行う事業場外における勤務であって、情報通信技術を利用して行うものをいう。）の活用を支援するため、事業主又は労働者に対する情報の提供等の援助を行うことその他の措置を講ずるものとする。

二、構造改革特別区域法の一部改正

1 酒税法の特例として、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域内において地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物等を原料として単式蒸留焼酎を製造しようとする者又は原料用アルコールを製造しようとする単式蒸留焼酎の製造免許を受けた者が、単式蒸留焼酎又は原料用アルコールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量

基準を適用しないこととする。

- 2 新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限とされている平成29年3月31日をそれぞれ平成34年3月31日まで延長する。

三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二の2の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、公共施設等運営事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等運営権者が第三者に対して公共施設等の使用を許すことが可能となるよう、この法律の施行後1年以内を目途としてその具体的な方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 政府は、自動車の自動運転、小型無人機の遠隔操作又は自動操縦その他これらに類する高度な産業技術であって技術革新の進展に即応したものの有効性の実証を行う事業活動が積極的に行われるよう、この法律の施行後1年以内を目途として、当該事業活動に関連する規制の見直し等の当該事業活動の集中的な推進を図るための施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】(29.6.16内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用等について遺憾なきを期すべきである。

- 一 国家戦略特別区域の新規指定及び国家戦略特別区域における追加の規制改革事項の決定に当たっては、特別の関係に配慮して特定の地域や企業等に利益を誘導したとの疑念を国民に持たれることのないよう十分留意し、情報公開の徹底により、その指定及び決定に至る過程の透明性・公正性を確保すること。また、国家戦略特区ワーキンググループを始めとする各種の会議の議事要旨について、少なくとも追加の規制改革事項のうち法改正を行う事項に係るものについては、会議の終了後速やかに公表するよう努めること。
- 二 国家戦略特別区域諮問会議の中立性を確保する観点から、民間議員等が私的な利益の実現を図って議論を誘導し、又は利益相反行為に当たる発言を行うことを防止するため、民間企業の役員等を務め、又は大量の株式を保有する議員が、会議に付議される事項について直接の利害関係を有するときは、審議及び議決に参加させないことができることとする。また、各国家戦略特別区域において特定事業を実施すると見込まれる者を公募する場合には、十分な募集期間を設けるなど、手続の公正性・公平性の確保に留意すること。
- 三 現在国家戦略特別区域に指定されている10区域の評価結果を踏まえ、個々の事業の進捗状況や規制改革メニューの活用が不十分であるなど、評価が著しく低い区域に対しては、その改善に向けた取組の状況に進展が見られない場合には、指定の解除を含め、厳格に対応すること。また、可能な限り定量的な評価を行うため、国家戦略特別区域計画にあらかじめ数値目標を定め、その達成度を測るなど、国民に対して分かりやすい形で評価を行うとともに、事業の進捗については、数値目標を活用したPDCAサイクルにより管理するよう努めること。
- 四 各国家戦略特別区域において、規制改革メニューの活用ニーズを把握し、新規事業を掘り起こすなど、事業の具体化を図る上で、特区の活動を支える人材の重要性に鑑み、特区推進共同事務局の活用や国と関係地方公共団体との人事交流の推進等により、人材の育成・確保を支援すること。
- 五 国家戦略特別区域小規模保育事業の実施に当たっては、満3歳以上の子どもの保育に関し、同年齢の子どもとの触れ合いの中で協調性や社会性を育む重要な段階であることに配慮するとともに、限られた空間の中で活動量の異なる異年齢の子どもが集団で保育を受けることになることに鑑み、安全管理対策に万全を期すること。
- 六 新たに国家戦略特別区域限定保育士事業の指定試験機関となる法人について、試験実施機関としての適格性・公正性の確保に万全を期すること。また、政府は、待機児童問題の解消に不可欠な保育士の更なる確保に向け、保育士の処遇の改善を始めとして、いわゆる「潜在保育士」の再

就職支援のための取組を一層強化すること。

七 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の実施に当たっては、外国人技能実習制度において指摘されている諸課題も踏まえ、外国人材に対する人権侵害行為を防止すること、日本人就農者と同程度の賃金水準を確保すること、労働時間や休日、休暇等の適切な就労環境を確保すること、これらにより就労期間中の失踪を防止すること、特定機関等による不当な利益追求を防止すること等、事業運営の適正化を確保するため、適正受入管理協議会を核に、特定機関及び農業経営体等に対する監督及び指導を徹底すること。

また、本事業の全国展開については、国内全産業における賃金や就労環境の低下につながらないように見極めるとともに、地域社会や日本人就農者に与える影響等について慎重に検討した上で判断すること。

八 国家戦略特別区域内に、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進に向けた相談拠点を整備するに当たっては、テレワークによって従来の働き方よりもかえって労働時間が増加するなど、労働環境の悪化を招くことのないよう、ガイドラインの策定やセミナーの開催等、事業主・労働者に対して、適切な支援を実施すること。

九 我が国の成長戦略、第四次産業革命を牽引する、自動車の自動運転及び小型無人機の遠隔操作等の高度な産業技術の社会実装を世界に先駆けて実現するため、迅速かつ集中的に実証実験を行うことができるよう、日本版レギュラトリー・サンドボックス制度を速やかに創設すること。

なお、実証実験に際しては、地域の住民等の理解の下、その安全の確保に万全を期すること。右決議する。

地方自治法等の一部を改正する法律案（閣法第55号）

（衆議院 29.5.23可決 参議院 5.24総務委員会付託 6.2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、地方制度調査会の答申を踏まえ、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、地方自治法等の一部改正

1 地方公共団体の財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針の策定等

ア 都道府県知事及び指定都市の市長は、財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針を定め、これに基づき必要な体制を整備しなければならないこととし、その他の市町村長には、これらについて努力義務を課す。

イ 当該方針を策定した地方公共団体の長は、毎会計年度、当該方針及びこれに基づき整備した体制について評価した報告書を作成し、議会に提出しなければならない。

2 監査制度の充実強化

ア 監査委員が監査等を行うに当たっては、各地方公共団体の監査委員が策定する監査基準に従うこととし、総務大臣は、地方公共団体に対し、監査基準の策定について、指針を示すとともに、必要な助言を行う。

イ 監査制度の充実強化として、勧告制度の創設等の見直しを行う。

3 決算不認定の場合における地方公共団体の長から議会への報告規定の整備

地方公共団体の長等は、決算が不認定となった場合において、当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告し、公表しなければならない。

4 地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等

ア 地方公共団体は、条例で、地方公共団体の長や職員等の当該地方公共団体に対する損害を賠償する責任を、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償の責任を負う額から、政令で定める基準を参酌して、政令で定める額以上で当該条例で定める額を控除して得た額について免れさせる旨を定めることができる。

イ 地方公共団体の議会は、住民監査請求があった後に、当該請求に係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かななければならない。

二、地方独立行政法人法の一部改正

1 地方独立行政法人の業務への市町村の申請等関係事務の処理業務の追加

地方独立行政法人の業務に市町村の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為の処理に関する事務であって定型的なもの等を処理することを追加する。

2 地方独立行政法人における適正な業務の確保

地方独立行政法人の業務における適正を確保するため、必要な体制の整備に関する事項を業務方法書に記載しなければならないものとする等の見直しを行う。

三、施行期日

一については一部を除き平成32年4月1日から、二については一部を除き平成30年4月1日から施行する。

【附帯決議】(29.6.1総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、内部統制体制の整備及び運用は、全ての地方公共団体の長がその権限と責任に基づいて適切に実施することが求められるため、本法において努力義務とされた指定都市以外の市町村においても内部統制に関する方針が早急に策定されるよう引き続き検討を行うこと。

二、総務大臣が策定する監査基準の指針については、監査を実施する基本原則、留意事項とともに、全国的に共通な基準や技術的な基準などの確・公正な監査が実施できるものとなるよう努めること。監査基準は当該地方公共団体の監査委員が策定するものであり、地域の実情を踏まえた適切な基準については尊重すること。

三、監査委員等の専門性を確保し、監査の品質向上を図るため、監査を支援する組織・体制の在り方について引き続き検討を行うこと。

四、地方公共団体の長等に対する賠償責任額の限定措置により、地方公共団体の長等の職務遂行に影響が出るのではないかとの声に対し真摯に向き合い、本法施行後の状況を注視しつつ引き続き検討を行うこと。

五、申請等関係事務の処理及びこれに附帯する業務を担う地方独立行政法人の設立に当たっては、地方公共団体の自主性を最大限尊重すること。

右決議する。

学校教育法の一部を改正する法律案（閣法第56号）

（衆議院 29.5.11可決 参議院 5.15文教科学委員会付託 5.24本会議可決）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に即応した職業教育の推進を図るため、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とする専門職大学の制度を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、専門職大学の制度化

1 大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を展開させることを目的とするものは、専門職大学とする。

2 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

二、専門職大学の課程の区分

1 専門職大学の課程は、前期課程及び後期課程に区分することができる。

2 専門職大学の前期課程における教育は、専門職大学の目的のうち、専門性が求められる職業

を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを実現するために行われるものとする。

- 3 専門職大学の後期課程における教育は、前期課程における教育の基礎の上に、専門職大学の目的を実現するために行われるものとする。

三、専門職短期大学の制度化

- 1 短期大学のうち、深く専門の学芸を教授研究し、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力を育成することを目的とするものは、専門職短期大学とする。
- 2 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、その専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。

四、修業年限の通算

専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じて当該職業を担うための実践的な能力を修得した者が専門職大学又は専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）に入学する場合には、文部科学大臣の定めるところにより、修得した実践的な能力の水準等を勘案して専門職大学等が定める期間を修業年限に通算することができる。

五、学位

- 1 専門職大学は、専門職大学を卒業した者又は専門職大学の前期課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。
- 2 専門職短期大学は、専門職短期大学を卒業した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

六、認証評価

専門職大学等にあつては、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。

七、施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行する。ただし、専門職大学等の設置のため必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日前においても行うことができる。

【附帯決議】(29.5.23文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法律案では、専門職大学及び専門職短期大学（以下「専門職大学等」という。）の教育課程の編成において産業界と連携すること等を定める一方、その具体的内容は全て設置基準等の政省令に委ねることとしている。これらの政省令の策定に当たっては、専門職大学等の理念の実現を図るとともに、実践的な職業教育を行う機関としての特性に鑑み、大学設置基準等の水準も踏まえつつ、より弾力的な対応が可能となるよう配慮すること。また、既存の各高等教育機関の教育課程との違いが明確となるよう努めること。
- 二、職業教育は、従前より既存の各高等教育機関においてその特色を活かして実施されてきたことを踏まえ、専門職大学等を含めた高等教育機関全体として更に充実した職業教育が行われるよう、必要な支援を行うこと。
- 三、専門職大学等が、産業界及び地域から期待される高度職業人材を輩出することができるよう、企業や地方公共団体等と連携しやすい環境の整備や、これらの団体による支援が行われる体制の構築に努めること。
- 四、専門職大学等の教育課程に導入する方針が示されている長期の企業内実習については、実習中の学生の実習時間、安全衛生、報酬等について、明確な基準を定めるとともに、企業等が学生を受け入れやすいよう、実習期間、実習内容等について指針を示すよう努めること。
- 五、専門職大学等が、社会人や専門高校卒業生等を含め、多様な進学者を幅広く受け入れる教育機関となるよう、体制の構築に努めること。また、社会・経済の急速な変化を受けて社会人の学び直しの必要性が高まっていることから、産業界・関係省庁等が連携して、社会人が働きながら学びやすい労働環境の整備に努めること。
- 六、専門職大学等の制度化により、私学助成の対象となる学校数が増加することが予想されること

から、専門職大学等を含めた私立学校の更なる経営基盤の安定化につながるよう、私学助成関係予算の大幅な増額を図ること。

七、専門職大学等の制度化によって我が国の高等教育機関が更に多様化することから、各教育段階における児童・生徒・学生及びその保護者並びに学校関係者に対し、専門職大学等を含めた各高等教育機関の特色などについての十分な情報提供を行い、適切な進路選択が可能となるよう配慮すること。

右決議する。

医療法等の一部を改正する法律案（閣法第57号）

（衆議院 29.5.26可決 参議院 5.29厚生労働委員会付託 6.7本会議可決）

【要旨】

本法律案は、安全で適切な医療提供の確保を推進するため、検体検査の精度の確保、特定機能病院の管理及び運営に関する体制の強化、医療に関する広告規制の見直し、持分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 病院等の管理者は、当該病院等において、検体検査の業務を行う場合は、検体検査の精度の確保の方法その他の事項を厚生労働省令で定める基準に適合させなければならない。また、病院等の管理者は、検体検査の業務を委託しようとするときは、臨床検査技師等に関する法律の登録を受けた衛生検査所の開設者又は病院若しくは診療所その他厚生労働省令で定める場所において検体検査の業務を行う者であって、検体検査の精度の確保の方法等が厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。
- 二 臨床検査技師が業として行う検体検査を、人体から排出され、又は採取された検体の検査として厚生労働省令で定めるものとする。
- 三 特定機能病院の開設者は、当該開設者と特別の関係がある者以外の者を構成員に含む管理者となる者を選考するための合議体を設置し、その審査の結果を踏まえて、特定機能病院の管理及び運営に関する業務の遂行に関し必要な能力及び経験を有する者を管理者として選任しなければならない。また、特定機能病院の管理者は、医療の高度の安全を確保すること等の事項を行わなければならない。
- 四 何人も、医業等又は病院等に関して、文書その他いかなる方法によるを問わず、広告その他の医療を受ける者を誘引するための手段としての表示（以下単に「広告」という。）をする場合には、虚偽の広告をしてはならない。この場合には、広告の内容及び方法が、他の病院等と比較して優良である旨の広告をしないこと、誇大な広告をしないこと等の基準に適合するものでなければならず、厚生労働省令で定める場合を除いては、医師又は歯科医師である旨、診療科名等の事項以外の広告をしてはならない。
- 五 厚生労働大臣が持分の定めのない医療法人へ移行しようとする医療法人の移行に関する計画の認定を行うことができる期限を平成32年9月30日まで延長する。
- 六 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一及び二は公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から、五は公布の日から施行する。

【附帯決議】（29.6.6厚生労働委員会議決）

政府は、安全で適切な医療提供体制を確保するため、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 一、遺伝子関連検査など検体検査の分類を策定するに当たっては、医療法の適用範囲に含まれるものを明確にするとともに、今後の検査技術の研究の進展により新たな検査が生じた場合も遅滞なく検査の安全性等の評価を行い、品質・精度管理についての基準を設けるよう努めること。また、必要に応じてその検査結果を受けての遺伝カウンセリングへのアクセスの確保を実現するよう体

- 制を整えるとともに、認定遺伝カウンセラーの専門資格化の検討を含め、医学的知見や倫理を踏まえ遺伝子検査の意義や結果等を正しく伝えられる人材の育成を図ること。
- 二、医療機関が窓口となって、遺伝子検査ビジネスによるサービスないしそのサービスに基づいた結果による情報を提供する例が広がりつつあることから、医療機関における遺伝子検査ビジネスの利用実態を調査するとともに、遺伝子検査ビジネスの領域においても、厚生労働省の主体的な取組の下、本法に定める水準と同程度の品質・精度管理が担保されるよう取り組むこと。
- 三、検査精度の確保に関しては、遺伝子関連検査を含む検体検査のみならず、心電図・脳波・超音波検査等の生理学的検査について、学術団体等の作成するガイドライン等に留意しつつ検討するとともに、MRI、CT、PETなど高度な検査機器の精度管理方法・仕様の国際標準化について検討し、必要な措置を講ずること。
- 四、特定機能病院におけるガバナンスについては、開設者と管理者の独立性の確保のみならず、医療安全及び医療の質の確保に向けた管理者の権限が発揮される体制が構築されるよう検討するとともに、大学病院の教育・診療・研究の機能分離と連携の課題についても検討を加えること。
- 五、特定機能病院におけるガバナンス体制の強化及び安全で適切な医療の提供を定常化し、高度の医療安全の確保を図るために、特定機能病院の承認後の更新制の是非について検討するとともに、広域を対象とした第三者による病院の機能評価を承認要件とすること。
- 六、高難度新規医療技術を評価するに当たっては、特定機能病院における制度制定及び運用状況のみならず、実施状況、安全性・有効性の評価状況について把握するとともに、特定機能病院以外についても同様の状況把握に努め、必要な措置を検討すること。
- 七、改正法第19条の2に定める事項を特定機能病院以外の医療機関にも適用することについて、その範囲と方法を検討するとともに、実施する医療機関に対する支援措置を検討すること。
- 八、医療機関のウェブサイトにおける広告可能事項の限定の解除要件を検討するに当たっては、患者等に対する適切な情報提供が阻げられることのないよう十分留意するとともに、広告を行う医療機関が混乱することのないよう、具体的な事例について、ガイドラインにおいて早期かつ明確に示すこと。また、医業等に係るウェブサイトの監視を行うネットパトロール事業については、その実効性を確保し、変わりゆくインターネットの広告手法に機敏に対応できるようにすること。
- 九、美容医療における痩身や美白、脱毛を始めとした全身美容術を業とする者と提携した悪質な事案の実態の把握に努めるとともに、美容医療における死亡事例を含む事故の把握を行い、必要な措置を講ずること。また、自由診療としての美容医療等について広告ガイドラインの遵守状況を監視し、違反事例の是正を行うこと。
- 十、妊産婦の異常時の対応については、助産所及び出張のみにより業務に従事する助産師に過度の負担をかけることなく、医療機関との連携及び協力が円滑に行われるよう、適切な支援を行うこと。また、「周産期医療協議会」に助産師を参加させるよう、都道府県に周知を図るとともに、妊産婦が急変した際に、「周産期母子医療センター」等への高次施設に搬送可能な周産期医療の連携体制を推進するなど、助産所も含めた周産期医療ネットワークの構築を図ること。
- 右決議する。

農業災害補償法の一部を改正する法律案（閣法第58号）

（衆議院 29.6.8修正議決 参議院 6.9農林水産委員会付託 6.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、農業をめぐる状況の変化に鑑み、農業経営の安定を図るため、農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する保険の事業を創設するとともに、農業共済事業について共済関係の成立に係る方式の変更等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名等

題名を「農業保険法」に改めるとともに、目的規定を整備する。

二、農業経営収入保険事業の創設

- 1 農業経営収入保険事業は、次に掲げる事業とする。
 - イ 被保険者の農業収入の減少について、当該被保険者に対し保険金を交付する事業(以下「農業経営収入保険」という。)
 - ロ 被保険者で保険金の支払が見込まれるものに対し、その見込額の範囲内で、当該被保険者の農業経営の安定に必要な資金を貸し付ける事業
- 2 保険資格者は、農業を営む者であって、青色申告書を提出する個人又は法人とする。ただし、農業共済事業の共済関係の存する者その他農業収入の減少について補填を行う事業を利用する者は保険資格者に該当しないこととする。
- 3 保険関係は、保険資格者が申し込み、全国を区域とする農業共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)がこれを承諾することによって成立することとする。
- 4 特約により、保険料に基づく保険金のほか、積立てに基づく補填を受けることができることとする。
- 5 国庫は、被保険者の支払うべき保険料の2分の1を負担するとともに、4の補填の4分の3を負担することとする。
- 6 政府は、全国連合会が農業経営収入保険によって被保険者に対して負う保険責任を再保険することとする。
- 7 独立行政法人農林漁業信用基金は、全国連合会が、農業経営収入保険に係る保険金の支払又は1のロの貸付けに関して必要とする資金の貸付け及びこれらに関して金融機関に対し負担する債務の保証を行うこととする。

三、農業共済事業の見直し

- 1 農作物共済の当然加入制を廃止し、他の共済事業と同様の任意加入制に移行することとする。
- 2 家畜共済を死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離し、農業者の経営事情に応じて別々に加入できるようにすることとする。
- 3 農業者の被害率に応じて共済掛金率を設定する仕組みを全ての農業共済組合に導入することとする。

四、農業共済団体

- 1 全国連合会は、農業経営収入保険事業のほか、農業共済団体の事業を補完するための共済事業等を行うことができることとする。
- 2 農業共済事業の効率化を図るため、農業共済組合の合併等に関する規定を整備する。

五、施行期日等

- 1 この法律は、平成30年4月1日から施行することとする。ただし、農業経営収入保険の保険関係等及び農業共済事業の共済関係等に関するこの法律による改正後の農業保険法の規定は、平成31年1月1日以後に保険期間又は共済責任期間等が開始するものから適用することとする。
- 2 政府は、施行後4年を目途として、農業保険制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとする。

なお、衆議院において、農業保険への加入促進に関する規定の追加、農業保険の効率的かつ円滑な実施に関する情報提供等に関する規定の追加、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律による収入減少影響緩和対策の実施主体等との連携等の明記及び法施行後の検討時期を施行後5年から施行後4年に前倒しすることの4項目の修正が行われた。

【附帯決議】(29.6.15農林水産委員会議決)

農業災害補償制度は、制度発足以来、70年以上の長きにわたり、災害によって農業者が被る損失を補填することにより農業経営の安定に大きく貢献してきた。しかしながら、同制度は、価格低下等は対象となっておらず、対象品目が限定されているといった問題が指摘されている。このため、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者のセーフティネットとして、個々の農業者ごとに農業収入全体を対象に総合的に対応し得る新たな保険制度の創設等が喫緊の課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、農業経営の安定を図るため、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 新たに創設される農業経営収入保険事業及び従来からの収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）をはじめとした収入減少を補填する機能を有する制度が農業者の自由な経営判断により適切に選択されるよう、国と全国を区域とする農業共済組合連合会（全国連合会）等は緊密に連携し相互に協力して制度の効率的かつ円滑な実施を図ること。その際、農業者が負担する保険料と補填金との関係についてのモデルケースを示すなど、農業者の制度理解に資する分かりやすい説明を行い加入の促進に努めること。
- 二 農業経営収入保険事業を安定的に運用するためには、一定の加入者数を確保することが望ましいこと等に鑑み、全国連合会が事業を支障なく実施することができるよう必要な情報及び資料を提供するとともに、適時適切な指導及び助言を行うこと。
- 三 保険金及び特約補填金については、農業者はこれらを含めた当年の収入を翌年の作付等に必要な経費に充てることから、当該年への算入やつなぎ融資の無利子化など、可能な限り農業者が利用しやすい仕組みとすること。また、保険金及び特約補填金は、保険期間の翌年の税負担に影響を及ぼさないよう、税務上、保険期間の総収入金額に算入されるよう適切な運用を行うこと。
- 四 保険金及び特約補填金の支払いの基礎となる基準収入金額については、当年の経営面積が拡大する場合や農業収入金額に一定の上昇傾向が確認できる場合等、農業者が経営の発展に取り組んでいるときは、これらの動向を適切に反映すること。また、基準収入金額の算定の方法と算定プロセスの透明性を確保すること。
- 五 農作物共済の当然加入制が廃止される中、特に、保険を必要とする農業者が無保険者となることのないよう、今回の法改正の内容を十分に説明することにより、農作物共済への引き続きの加入若しくは農業経営収入保険事業への加入を進めること。
- 六 法施行後の見直しに当たっては、農業経営収入保険事業、収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）等の収入減少を補填する機能を有する同趣旨の制度など関連政策全体の検証を行い、総合的かつ効果的な農業経営安定対策の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。右決議する。

通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律案（閣法第59号）

（衆議院 29.5.16修正議決 参議院 5.22国土交通委員会付託 5.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、外国人観光旅客の急増等に対応した受入環境の整備を図るため、通訳案内士でない者に対する業務の制限の廃止その他の通訳案内士制度に係る規制の見直し等を行うとともに、旅行業務に関する取引の公正及び旅行の安全の一層の確保を図るため、旅行サービス手配業の登録制度を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 通訳案内士法の一部改正

- 1 通訳案内士の資格について、通訳案内士でない者に対する業務の制限（業務独占）を廃止し名称の使用制限（名称独占）のみを存続させ、通訳案内士の名称を全国通訳案内士に改めるとともに、特定の地域に特化した通訳案内士である地域通訳案内士の制度を設けることとする。
- 2 全国通訳案内士試験のうち、筆記試験の科目として、通訳案内の実務を追加することとする。
- 3 全国通訳案内士は、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、登録研修機関が実施する通訳案内研修を受けなければならないこととする。
- 4 国土交通大臣は、市町村又は都道府県が地域通訳案内士の育成、確保及び活用を図ることにより、地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に的確に対応することができるよう、地域通訳案内士育成等基本指針を定めなければならないこととする。
- 5 市町村又は都道府県は、4の指針に基づき、単独で又は共同して、その市町村又は都道府県の区域内について、観光庁長官の同意を得て、地域通訳案内士育成等計画を定めることができ

ることとする。

- 6 5の計画について観光庁長官の同意を得た市町村又は都道府県が行う、当該同意に係る地域通訳案内士業務区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、その地域通訳案内士業務区域内において、地域通訳案内士となる資格を有することとする。

二 旅行業法の一部改正

- 1 旅行者等の営業所ごとの選任が必要とされている旅行業務取扱管理者について、一定の要件に適合する場合は旅行業務取扱管理者の複数の営業所での兼務を許容するとともに、特定の地域内の旅行商品のみを取り扱う営業所にあつては、旅行者等はその営業所の所在する地域に係る地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者を選任することができることとする。
- 2 旅行者等は、旅行業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、旅行業務に関する法令、旅程管理等の職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、旅行業協会が実施する研修を受けさせなければならないこととする。
- 3 定義規定に、「旅行サービス手配業」とは、報酬を得て、旅行業を営む者のため、旅行者に対する運送等サービス又は運送等関連サービスの提供について、これらのサービスを提供する者との間で、代理して契約を締結し、媒介をし、又は取次ぎをする行為を行う事業をいう旨を規定することとする。
- 4 旅行サービス手配業を営もうとする者（いわゆるランドオペレーター）は、観光庁長官の行う登録を受けなければならないこととするとともに、登録を受けた旅行サービス手配業者に対して、営業所ごとの旅行サービス手配業務取扱管理者の選任、旅行者等との取引の際の書面の交付等を義務付けることとする。
- 5 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務取扱管理者について、3年以上5年以内において国土交通省令で定める期間ごとに、その職務に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、登録研修機関が実施する研修を受けさせなければならないこととする。
- 6 観光庁長官は、旅行サービス手配業者がこの法律に違反した場合等において、6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができることとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

なお、本法律案については、衆議院において、特殊土地帯災害防除及び振興臨時措置法の有効期限が延長されたことに伴い必要となる技術的な修正が行われた。

【附帯決議】(29.5.25国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 全国通訳案内士及び地域通訳案内士が本法により位置づけられた資格であることの意義を踏まえ、その信頼を保つために、新制度の周知に最善を尽くすこと。
- 二 全国通訳案内士等の有資格者の内外での認知度を高めるための措置を講じるとともに、就業機会を確保する環境を整備すること。また、全国通訳案内士等の団体を通じて就業状況の実態把握に努めて定期的に公表し、必要に応じ、より効果的な取り組みを行うよう努めること。
- 三 全国通訳案内士に対して義務付けされる定期研修について、有資格者にとって受講しやすいものとなるよう制度設計を行うとともに、無資格者に対しても有資格者が受講する研修受講を呼び掛け、訪日外国人観光客の急増に適切に対処すること。
- 四 悪質ガイドを防止するために、諸外国と連携しそれぞれの国内法に基づく取締りを要請するとともに、国内観光地において定期的に啓発活動を実施することを通じて、旅行者の安心と安全を確保し、訪日外国人観光客のニーズに応え、質の高い旅行を提供するための環境整備に努めること。

右決議する。

港湾法の一部を改正する法律案（閣法第60号）

（衆議院 29.5.18可決 参議院 5.29国土交通委員会付託 6.2本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国の観光の国際競争力の強化等に資するよう、国土交通大臣が指定した国際旅客船拠点形成港湾における官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図るための協定制度を創設するとともに、非常災害が発生した場合における港湾の機能の維持を図るため、港湾管理者からの要請に基づき、国が港湾施設の管理を自ら行うことができることとする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国土交通大臣は、主として国際旅客船（本邦の港と本邦以外の地域の港との間の航路に就航する旅客船）の利用に供され、又は供されることとなる国際旅客船取扱埠頭を有する港湾のうち、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成することが我が国の観光の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上のために特に重要なものを、国際旅客船拠点形成港湾として指定することができることとする。
- 二 国際旅客船拠点形成港湾の港湾管理者（以下「国際旅客船港湾管理者」という。）は、当該国際旅客船拠点形成港湾について、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図ることにより国際旅客船の寄港の拠点を形成するための計画を作成することができることとする。
- 三 国際旅客船港湾管理者は、官民の連携による国際旅客船の受入れの促進を図るため必要があると認めるときは、民間国際旅客船受入促進施設を整備する民間事業者等との間において、国際旅客船取扱埠頭の係留施設の優先的な利用及び当該民間国際旅客船受入促進施設の一般公衆への供用その他当該民間国際旅客船受入促進施設の整備又は管理に関する協定を締結することができることとする。
- 四 国土交通大臣が策定する、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針において定める事項に、官民の連携による港湾の効果的な利用に関する基本的な事項を追加するとともに、当該基本方針を定めるに当たって国際観光の振興のため果たすべき港湾等の役割に配慮するものとする。
- 五 港湾管理者が臨港地区内において指定することができる分区の対象に、専ら観光旅客の利便に供することを目的とする区域としてクルーズ港区を追加することとする。
- 六 国土交通大臣は、非常災害が発生した場合において、当該非常災害の発生によりその機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある港湾の港湾管理者から要請があり、かつ、物資の輸送の状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、当該港湾管理者の管理する港湾施設の管理を、期間を定めて、自ら行うことができることとする。
- 七 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 八 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（29.6.1国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 創設される官民連携国際旅客船受入促進協定制度については、港湾施設の公共性にも配慮した運用がなされるよう努めるとともに、同制度の活用等を通じて、我が国のクルーズ業の一層の発展が図られるよう、必要な支援を講ずること。
- 二 クルーズ旅客の急増等に伴い、引き続きいわゆるC I Q業務等の実施について関係省庁間における連携の強化に努め、クルーズ船、旅客ターミナル等におけるテロ対策や、密輸・密入国などに係る水際対策を徹底すること。
- 三 クルーズ船が寄港する港湾においては、バス等の移動手段による交通渋滞の発生などが懸念さ

れることから、周辺地域の良好な生活環境の維持保全に十分配慮すること。
右決議する。

住宅宿泊事業法案（閣法第61号）

（衆議院 29.6.1可決 参議院 6.2国土交通委員会付託 6.9本会議可決）

【要旨】

本法律案は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制度を設ける等の措置を講ずることにより、これらの事業を営む者の業務の適正な運営を確保しつつ、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応してこれらの者の来訪及び滞在を促進し、もって国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 都道府県知事（保健所設置市等であって、その長が住宅宿泊事業等関係行政事務を処理するものの区域にあっては、当該保健所設置市の長。以下同じ。）に住宅宿泊事業（宿泊料を受けて住宅に人を1年間で180日を超えない範囲で宿泊させる事業）を営む旨の届出をした者は、旅館業法第3条第1項の規定にかかわらず、当該事業を営むことができることとする。
- 二 住宅宿泊事業者は、宿泊者の衛生の確保、宿泊者に対する騒音の防止等のための説明、苦情への対応等に関し住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置を講じなければならないこととする。
- 三 住宅宿泊事業者は、届出住宅（一の届出に係る住宅）の居室の数が一定の数を超えるとき、又は届出住宅に人を宿泊させる間不在となるときは、当該届出住宅に係る住宅宿泊管理業務（住宅宿泊事業の一定の業務及び住宅宿泊事業の適切な実施のために必要な届出住宅の維持保全に関する業務）を住宅宿泊管理業者に委託しなければならないこととする。
- 四 住宅宿泊事業について、都道府県知事による業務改善命令、業務停止命令、報告徴収及び立入検査等に関する規定を設け、住宅宿泊事業者がその営む住宅宿泊事業に関し法令等に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、都道府県知事は、住宅宿泊事業の廃止を命ずることができることとする。
- 五 都道府県（住宅宿泊事業等関係行政事務を処理する保健所設置市等の区域にあっては、当該保健所設置市等）は、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため必要があるときは、合理的に必要と認められる限度において、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限することができることとする。
- 六 住宅宿泊管理業（住宅宿泊事業者から委託を受けて、報酬を得て、住宅宿泊管理業務を行う事業）を営もうとする者は、国土交通大臣の登録を受けなければならないこととするともに、5年ごとに登録の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととする。
- 七 住宅宿泊管理業者は、住宅宿泊事業者に対する管理受託契約の内容の説明等の住宅宿泊管理業の適正な遂行のための措置及び住宅宿泊事業の適正な遂行のための措置の代行を実施しなければならないこととする。
- 八 住宅宿泊管理業について、国土交通大臣及び都道府県知事による業務改善命令並びに報告徴収及び立入検査、国土交通大臣による業務停止命令及び登録の取消し等に関する規定を設けることとする。
- 九 観光庁長官の登録を受けた者は、旅行業法第三条の規定にかかわらず、住宅宿泊仲介業（報酬を得て、宿泊者と住宅宿泊事業者との宿泊サービスの提供についての媒介等を行う事業）を営むことができることとするともに、5年ごとに登録の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失うこととする。
- 十 住宅宿泊仲介業者は、宿泊者に対する住宅宿泊仲介契約の内容の説明等の住宅宿泊仲介業の適正な遂行のための措置を講じなければならないこととする。

十一 住宅宿泊仲介業について、観光庁長官による業務改善命令、業務停止命令、登録の取消し、報告徴収及び立入検査等に関する規定を設けるとともに、外国住宅宿泊仲介業者（外国において住宅宿泊仲介業を営む者）が一定の要件に該当するときは、その登録を取り消し、又は1年以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を請求することができることとする。

十二 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

十三 その他所要の規定の整備を行うこととする。

十四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

【附帯決議】（29.6.8国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

一 これまで、いわゆる民泊については、その実態が十分把握されてこなかったことから、本法施行後、住宅宿泊事業者の家主居住型・家主不在型それぞれについて、住宅提供者・宿泊日数等の実態把握を行うこと。また、住宅宿泊管理者及び住宅宿泊仲介業者に対する適正な規制がなされるよう法に基づく届出、登録等の諸手続の遵守の確保、年間宿泊日数等の適切な把握などによって、違法民泊の厳正な取締りに努めること。

二 政府は、適正な住宅宿泊事業を行わせるため、また、一の違法民泊の厳正な取締りを含む十分な指導・監督を地方自治体が行えるよう、保健所をはじめとする関係部局の人員確保及び体制の構築に関し、財源を含めて必要な措置を講ずること。

三 政府は、民泊が犯罪の温床とならないよう、地方自治体と連携して、住宅宿泊事業者等が宿泊者の本人確認とその名簿の管理を厳正に行っていることをチェックする仕組みの整備及び罰則の厳正な適用に努めること。

四 政府は、家主不在型の場合、周辺住民からの苦情等に適切かつ丁寧に対応するよう住宅宿泊管理者に対し地方自治体が指導を的確に行うために必要な措置を講ずるとともに、周辺住民の不安を取り除くため、事業開始に際して事業者からの丁寧な説明がなされるよう促すほか、安全・衛生管理・防火・騒音等の対策について関係省庁間の十分な連携を図ること。

五 政府は、地方自治体において、生活環境の維持保全や地域の観光産業の育成・促進の必要性など、それぞれの地域の実情や宿泊ニーズに応じた住宅宿泊事業の制度運用が可能となるよう、十分な配慮を行うこと。特に、都道府県が条例を制定する際には、地域の実情に精通した市町村から意見を聴取し、これに配慮することを政省令等において明確にすること。

六 本法による民泊制度に関し、既存の旅館業法に基づくホテル・旅館業者等との公正・公平な競争条件の確保の必要性にも留意しつつ、届出住宅に係る固定資産税等の住宅用地特例の適用、外国住宅宿泊仲介業者をはじめとする事業者への課税の実効性の確保等の在り方について検討し、必要な措置を講ずること。

七 災害時における宿泊者の迅速かつ円滑な避難を確保するため、住宅宿泊事業者等が宿泊者に対して避難路、避難場所等も含めた情報を適切に提供できるよう、地方自治体と連携して必要な対策を講ずること。

八 本法による民泊制度の実施に当たっては、良質な賃貸住宅の不足など住宅確保要配慮者の居住の安定の確保に支障が生ずることのないよう十分留意すること。

九 訪日外国人観光旅客が急増する中、健全な民泊の普及による観光産業の更なる発展を図るため、本法の趣旨を広く国内外に周知するとともに、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控えていることを踏まえ、本法の施行状況について、課題があると認める場合には、速やかに必要な措置を講ずること。

右決議する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第62号）

（衆議院 29.5.23可決 参議院 5.29環境委員会付託 6.9本会議可決）

【要旨】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律については、これまで累次にわたり改正が行われ、対策が強化されてきたものの、平成28年1月に発覚した食品廃棄物の不適正な転売事案を含め、廃棄物の不適正処理事案は引き続き発生しており、こうした事案への対応を進める必要がある。

また、近年、新たな問題として、使用済みの電気電子機器等が主に発展途上国への輸出目的で収集され、いわゆるスクラップヤードにおいて、不適正に保管又は破砕されることにより火災や有害物質の漏出等が生じており、対応の強化が必要となっている。

本法律案は、これらの課題に対応するための制度的な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、許可を取り消された廃棄物処理業者等が、なお廃棄物を保管している場合に、都道府県知事等は、基準に従った保管その他の措置を命ずることができることとする。
- 二、特定の産業廃棄物を多量に生ずる事業者は、当該産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、原則として、紙マニフェストではなく、電子マニフェストを使用しなければならないこととする。また、マニフェストに関する罰則を強化する。
- 三、収集された使用済み機器のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものの保管又は処分を業として行おうとする者は、都道府県知事に届け出なければならないこととする。また、政令で定める基準に従い保管又は処分をしなければならないこととする。
- 四、2以上の事業者が一体的な経営を行い、かつ、産業廃棄物の適正な処理を行うことができる要件を満たす旨の都道府県知事の認定を受けた場合には、当該2以上の事業者は、排出事業者責任を共有した上で、廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に産業廃棄物の処理を行うことができることとする。
- 五、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第63号）

（衆議院 29.5.23可決 参議院 5.29環境委員会付託 6.9本会議可決）

【要旨】

我が国は、有害廃棄物等の越境移動について、平成4年のバーゼル条約発効を受け、同年に国内担保法である特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律を制定し、不適正な輸出入を防止するための手続を整備するなど、その管理の基本的枠組みを整備した。

法制定から約25年が経過し、近年、循環資源の国際的な取引が増大している。これに伴い、輸出では、鉛などの有害物質を含む電気電子機器などのスクラップ、いわゆる雑品スクラップの不適正な輸出や輸出先国から我が国へ返送を求める通報が増加しているほか、輸出先国における特定有害廃棄物等の不適正処理事案が発生している。また、輸入では、循環資源の国際的な獲得競争が激化する中、競争上不利な事業環境を解消することが重要な課題となっている。

本法律案は、これらの課題に対応するための制度的な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、雑品スクラップや輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物が法の手続を経ずに輸出されることを防止し、また、廃電子基板などの国際的なリサイクルを推進するため、法の規制対象となる特定有害廃棄物等の範囲を見直す。
- 二、輸出先国における特定有害廃棄物等の不適正処理を防止するため、輸出先国における環境汚染防止措置について、環境大臣による確認事項を法的に明確化する。

- 三、我が国の先進的な技術を有効活用し、特に非鉄金属を含む循環資源のリサイクルを着実に進めるため、再生利用等を目的として輸入を行う事業者等の認定制度を創設し、認定の範囲内で特定有害廃棄物等を輸入する場合には、輸入承認の手續を免除する。
- 四、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第64号）

（衆議院 29.5.23修正議決 参議院 5.29法務委員会付託 6.15本会議可決）

【要旨】

本法律案は、近年における犯罪の国際化及び組織化の状況に鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画等の行為についての処罰規定、犯罪収益規制に関する規定その他所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画の処罰
死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている一定の罪に当たる行為で、テロリズム集団その他の組織的犯罪集団の団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を2人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、5年以下又は2年以下の懲役又は禁錮に処する。テロリズム集団その他の組織的犯罪集団の不正権益の獲得等の目的で行われるものの遂行を2人以上で計画した者も、その計画をした者のいずれかによりその計画に基づき資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、同様とする。

二 証人等買収の処罰

死刑又は無期若しくは長期4年以上の懲役若しくは禁錮の刑が定められている罪等に係る刑事事件に関し、虚偽の証言、証拠の隠滅、偽変造等をするものの報酬として利益の供与等をした者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。組織的な犯罪に係る刑事事件に関するものは、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

三 その他

- 1 犯罪収益の前提犯罪を重大な犯罪等に拡大する。
- 2 贈賄罪及び関係罰則について国外犯処罰規定を整備する。

四 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、親告罪である犯罪に係る「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画」の罪が親告罪である旨を明記すること、被疑者の取調べその他の捜査の適正の確保に関する配慮義務を追加すること、附則の検討条項として、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団による実行準備行為を伴う重大犯罪遂行の計画」の罪に係る事件に関する取調べの録音・録画等に関する制度の在り方及び全地球測位システムに係る方法を用いた捜査を行うための制度の在り方について定めること等の修正が行われた。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第65号）

（衆議院 29.6.1可決 参議院 6.7政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 6.9本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、平成27年の国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告に基づき、当該勧告どおり19都道府県において97選挙区の改定を行う。
- 二、平成27年の国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を4選挙区で1ずつ減少させる。
- 三、改定後の衆議院小選挙区選出議員の選挙区を定める規定などの公職選挙法の改正規定については、この法律の公布の日から起算して1月を経過した日から施行し、施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用する。
- 四、この法律は、公布の日から施行する。

天皇の退位等に関する皇室典範特例法案（閣法第66号）

（衆議院 29.6.2可決 参議院 6.6天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会付託 6.9本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、趣旨

この法律は、天皇陛下が、昭和64年1月7日の御即位以来28年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、83歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること、これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること、さらに、皇嗣である皇太子殿下は、57歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられることという現下の状況に鑑み、皇室典範第4条の規定の特例として、天皇陛下の退位及び皇嗣の即位を実現するとともに、天皇陛下の退位後の地位その他の退位に伴い必要となる事項を定めるものとする。

二、天皇の退位及び皇嗣の即位

天皇は、この法律の施行の日限り、退位し、皇嗣が、直ちに即位する。

三、上皇及び上皇后

- 1 二により退位した天皇は、上皇とする。
- 2 上皇の敬称は、陛下とする。上皇の身分に関する事項の登録、喪儀及び陵墓については、天皇の例による。
- 3 上皇に関しては、2の事項を除き、皇室典範に定める事項（皇位継承資格及び皇室会議の議員資格に関する事項を除く。）については、皇族の例による。
- 4 上皇の后は、上皇后とする。上皇后に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太后の例による。
- 5 上皇に関しては、皇室経済法その他の政令で定める法令に定める事項等については、天皇の例による等とする。上皇后に関しては、皇室経済法その他の政令で定める法令に定める事項等については、皇太后の例による。
- 6 宮内庁は、上皇に関する事務をつかさどる。同庁に、上皇職を置き、上皇職に国家公務員法第2条に規定する特別職として上皇侍従長及び上皇侍従次長を置く。

四、皇位継承後の皇嗣

- 1 二による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関しては、皇室典範に定める事項については、皇太子の例による。
- 2 二による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に対しては、皇族費のうち年額によるものとして、定額の3倍に相当する額の金額を毎年支出するものとする。
- 3 二による皇位の継承に伴い皇嗣となった皇族に関する事務を遂行するため、宮内庁に、皇嗣

職を置き、皇嗣職に国家公務員法第2条に規定する特別職として皇嗣職大夫を置く。皇嗣職が置かれている間は、東宮職を置かないものとする。

五、皇室典範の一部改正

皇室典範の附則に、この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、この法律と一体を成すものである、との規定を加える。

六、その他

1 二により皇位の継承があった場合において皇室経済法第7条の規定により皇位とともに皇嗣が受けた物については、贈与税を課さない。

2 この法律による皇位の継承に伴い元号を定める政令等を定める行為については、行政手続法第6章の意見公募手続等に関する規定は、適用しない。

3 国民の祝日である天皇誕生日を「12月23日」から「2月23日」に改める。

七、施行期日及びこの法律の失効

1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならない。

2 この法律は、この法律の施行の日以前に皇室典範第4条の規定による皇位の継承があったときは、その効力を失う。

【附帯決議】(29.6.7天皇の退位等に関する皇室典範特例法案特別委員会議決)

一 政府は、安定的な皇位継承を確保するための諸課題、女性宮家の創設等について、皇族方の御年齢からしても先延ばしすることはできない重要な課題であることに鑑み、本法施行後速やかに、皇族方の御事情等を踏まえ、全体として整合性が取れるよう検討を行い、その結果を、速やかに国会に報告すること。

二 一の報告を受けた場合においては、国会は、安定的な皇位継承を確保するための方策について、「立法府の総意」が取りまとめられるよう検討を行うものとする。

三 政府は、本法施行に伴い元号を改める場合においては、改元に伴って国民生活に支障が生ずることがないようにするとともに、本法施行に関連するその他の各般の措置の実施に当たっては、広く国民の理解が得られるものとなるよう、万全の配慮を行うこと。

右決議する。

民法の一部を改正する法律案(第189回国会閣法第63号)

(衆議院 29.4.14修正議決 参議院 4.19法務委員会付託 5.26本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、消滅時効の期間の統一化等の時効に関する規定の整備、法定利率を変動させる規定の新設、保証人の保護を図るための保証債務に関する規定の整備、定型約款に関する規定の新設等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 消滅時効について、短期消滅時効の特例をいずれも廃止するとともに、消滅時効の期間について、原則として権利行使が可能であることを知った時から5年に統一するなど、時効に関する規定の整備を行う。

二 法定利率について、現行の年5パーセントから年3パーセントに引き下げた上で、市中の金利動向に合わせて変動する制度を導入する。

三 事業用融資の債務の保証契約は、保証人になろうとする者が個人である場合には、主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役等である場合などを除き、公証人が保証意思を確認しなければ、効力を生じないものとするなど、保証債務に関する規定の整備を行う。

四 不特定多数の者を相手方とする定型な取引に使用される定型約款に関し、定型約款を契約内容とする旨の表示があれば個別の条項に合意したものとみなすが、信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効とすることを明記するとともに、定型約款を準備した者が取引の相

手方の同意を得ることなく定型約款の内容を一方的に変更するための要件等を整備する。

五 意思能力を有しなかった当事者がした法律行為は無効とすること、将来債権の譲渡が可能であること、賃貸借契約の終了時に賃借人は賃借物の原状回復義務を負うものの、通常の使用収益によって生じた損耗等についてはその義務の範囲から除かれることなど、確立した判例法理等を明文化する。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、民法の一部を改正する法律の法律番号中「平成27年」を「平成29年」に改める修正が行われた。

【附帯決議】(29.5.25法務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 情報通信技術の発達や高齢化の進展を始めとした社会経済状況の変化による契約被害が増加している状況を踏まえ、他人の窮迫、軽率又は無経験を利用し、著しく過大な利益を獲得することを目的とする法律行為、いわゆる「暴利行為」は公序良俗に反し無効であると規定することについて、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

二 職業別の短期消滅時効等を廃止することに伴い、書面によらない契約により生じた少額債権に係る消滅時効について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

三 法定利率が変動した場合における変動後の法定利率の周知方法について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じた対応を検討すること。

四 中間利息控除に用いる利率の在り方について、本法施行後の市中金利の動向等を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

五 個人保証人の保護の観点から、以下の取組を行うこと。

1 いわゆる経営者等以外の第三者による保証契約について、公証人による保証人になろうとする者の意思確認の手續を求めることとした趣旨を踏まえ、保証契約における軽率性や情義性を排除することができるよう、公証人に対しその趣旨の周知徹底を図るとともに、契約締結時の情報提供義務を実効的なものとする観点から、保証意思宣明公正証書に記載すること等が適切な事項についての実務上の対応について検討すること。

2 保証意思宣明公正証書に執行認諾文言を付し、執行証書とすることはできないことについて、公証人に対し十分に注意するよう周知徹底するよう努めること。

3 個人保証の制限に関する規定の適用が除外されるいわゆる経営者等のうち、代表権のない取締役等及び「主たる債務者が行う事業に現に従事している主たる債務者の配偶者」については、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

4 我が国社会において、個人保証に依存し過ぎない融資慣行の確立は極めて重要なものであることを踏まえ、個人保証の一部について禁止をする、保証人の責任制限の明文化をする等の方策を含め、事業用融資に係る保証の在り方について、本法施行後の状況を勘案し、必要に応じ対応を検討すること。

六 譲渡禁止特約付債権の譲渡を認めることについては、資金調達の拡充にはつながらないのではないかという懸念や、想定外の結果が生じ得る可能性があることを踏まえ、更に幅広い議論を行い、懸念等を解消するよう努めること。

七 定型約款について、以下の事項について留意すること。

1 定型約款に関する規定のうち、いわゆる不当条項及び不意打ち条項の規制の在り方について、本法施行後の取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。

2 定型約款準備者が定型約款における契約条項を変更することができる場合の合理性の要件について、取引の実情を勘案し、消費者保護の観点を踏まえ、適切に解釈、運用されるよう努めること。

八 諾成的消費貸借における交付前解除又は消費貸借における期限前弁済の際に損害賠償請求をす

ることができる旨の規定は、損害が現実に認められる場合についての規定であるところ、金銭消費貸借を業として行う者については、資金を他へ転用する可能性が高いことを踏まえれば、基本的に損害は発生し難いと考えられるから、その適用場面は限定的であることを、弱者が不当に被害を受けることを防止する観点から、借手側への手厚い周知はもちろん、貸手側にも十分に周知徹底を図ること。

九 諾成的消費貸借における交付前解除又は消費貸借における期限前弁済の際に損害賠償請求をすることができる旨の規定については、本法施行後の状況を踏まえ、必要に応じ対応を検討すること。

十 消滅時効制度の見直し、法定利率の引下げ、定型約款規定の創設、また、個人保証契約に係る実務の大幅な変更など、今回の改正が、国民各層のあらゆる場面と密接に関連し、重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般、事業者、各種関係公的機関、各種の裁判外紛争処理機関及び各種関係団体に早期に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、その周知徹底に努めること。

十一 公証人の果たす役割が今後更に重要となることに鑑み、本法施行後の状況も踏まえつつ、公証人及び公証役場の透明化及び配置の適正化、公証役場の経営状況の把握、民間等多様な人材の登用等、公証制度が国民に更に身近で利用しやすいものとなるよう努めること。

十二 消費者契約法その他の消費者保護に関する法律について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずること。

右決議する。

民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（第189回国会閣法第64号）

（衆議院 29.4.14修正議決 参議院 4.19法務委員会付託 5.26本会議可決）

【要旨】

本法律案は、民法の一部を改正する法律の施行に伴い、商法ほか215の関係法律に所要の整備を加えるとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

なお、本法律案は、衆議院において、民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の法律番号中の年号を改める等の修正が行われた。

労働基準法等の一部を改正する法律案（第189回国会閣法第69号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、長時間労働を抑制するとともに、労働者が、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、年次有給休暇に係る時季指定の使用者への義務付け、高度な専門的知識等を要する業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者に適用される労働時間制度の創設等の所要の措置を講じようとするものである。

人事訴訟法等の一部を改正する法律案（第190回国会閣法第33号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため、これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めようとするものである。

臨床研究法案（第190回国会閣法第56号）

（衆議院 29.3.23修正議決 参議院 4.3厚生労働委員会付託 4.7本会議可決）

【要旨】

本法律案は、臨床研究の対象者をはじめとする国民の臨床研究に対する信頼の確保を図ることを通じてその実施を推進するため、臨床研究の実施の手續、認定臨床研究審査委員会による審査意見業務の適切な実施のための措置、臨床研究に関する資金等の提供に関する情報の公表の制度等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。なお、衆議院において、本法律の法律番号中「平成28年」を「平成29年」に改める修正が行われた。

- 一 この法律において「特定臨床研究」とは、医薬品等の臨床研究（治験等を除く。）のうち、医薬品等製造販売業者等から研究資金等の提供を受けて実施する臨床研究又は未承認医薬品等若しくは適応外医薬品等を用いる臨床研究のいずれかに該当するものをいう。
- 二 厚生労働大臣は、臨床研究の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定めなければならない。
- 三 特定臨床研究の実施者は、実施基準に従ってこれを実施しなければならない。
- 四 特定臨床研究の実施者は、当該特定臨床研究の実施の適否等に関する認定臨床研究審査委員会の意見等を添付した特定臨床研究の実施に関する計画を厚生労働大臣に提出しなければならない。
- 五 特定臨床研究の実施者は、当該特定臨床研究の対象者に対し、あらかじめ、その目的及び内容並びにこれに用いる医薬品等の概要、当該医薬品等の製造販売業者等から研究資金等の提供を受けて実施する場合においては締結した契約の内容等について説明を行い、その同意を得なければならない。
- 六 特定臨床研究の実施者は、その実施に起因すると疑われる疾病等の発生を知ったときは、認定臨床研究審査委員会に報告するとともに、当該疾病等の発生に関する事項で厚生労働省令で定めるものを知ったときは、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 七 厚生労働大臣は、実施基準等に違反していると認めるときは、特定臨床研究の実施者に対し、是正措置を命ずることができ、従わないときは、特定臨床研究の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 八 医薬品等製造販売業者等は、当該医薬品等製造販売業者等の医薬品等を用いる特定臨床研究についての研究資金等の提供に関する情報等について、インターネットの利用等により公表しなければならない。
- 九 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（29.4.6厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、何人も、その自由な同意なしに医学的又は科学的実験を受けないとする国際人権規約の規定の趣旨を尊重し、臨床研究の対象者の保護に万全を期すとともに、本法の対象とならない手術・手技の臨床研究等の対象者も含め、その尊厳と権利を保護するための対応について、本法附則第2条の規定に基づき検討すること。また、臨床研究実施基準等において、研究者等による臨床研究の対象者の尊厳と権利の尊重を明確に規定すること。
- 二、臨床研究実施基準の策定に当たっては、ICH GCPやGMPに準拠することにより、臨床研究の一層の信頼性の確保に努めるとともに、国際的な規制との整合性を確保し、国際的な共同研究・共同治験の一層の推進に向けて取り組むこと。
- 三、研究過程の透明性を確保し、研究の進捗状況の把握や学術的解析を可能にするため、臨床研究実施基準において、臨床研究の概要、進捗状況及び結果を公的なデータベースに登録する旨を規定し、臨床研究の結果を含む情報の登録・公開要件等の拡充について検討すること。
- 四、研究者等の事前準備に遺漏や混乱を生じさせないように、臨床研究実施基準の案については、できるだけ速やかに公表すること。
- 五、医薬品、医療機器等の開発を推進するため、治験と臨床研究の制度区分と活用方法を明確化して、臨床研究を促進するとともに、臨床研究で得られた情報を、医薬品、医療機器等の承認申請

に係る資料として利活用できる仕組みについて速やかに検討すること。

六、認定臨床研究審査委員会の行う審査意見業務の質の確保を図るため、認定の更新の際にその実績を検証し、結果を認定の更新の判断に反映させる仕組みについて検討すること。

七、臨床研究の対象者に健康被害が生じた場合の補償及び医療の提供が適切に行われるよう、医薬品副作用被害救済制度についての周知徹底を図るとともに、同制度の対象とならない臨床研究について、健康被害が生じた場合に同制度に準じた補償が受けられるよう、必要な措置を検討すること。

八、学問の自由に配慮しつつ臨床研究の一層の信頼確保を図るため、研究資金等の提供に関する情報等の公表制度の実施状況を踏まえながら、本法の公表の対象外とされている情報提供関連費や接遇費等を公表の対象とすることについて検討すること。

右決議する。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（第192回国会閣法第16号）

（衆議院 継続審査）

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化に鑑み、航空運送及び複合運送に関する規定の新設、危険物についての荷送人の通知義務に関する規定の新設、船舶の衝突、海難救助、船舶先取特権等に関する規定の整備等を行うとともに、商法の表記を現代用語化しようとするものである。

本院議員提出法律案

ギャンブル等依存症対策基本法案(参第1号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、ギャンブル等依存症がこれを有する者等及びその家族の日常生活及び社会生活に様々な問題を生じさせるおそれのある疾患であり、ギャンブル等依存症の予防等及びギャンブル等依存症を有する者に対する良質かつ適切な医療の提供等によるその回復等が社会的な取組として図られることが必要であることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙の浄化に資するため、政党の選挙区支部による選挙区内にある者に対する寄附を禁止しようとするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、政治団体について、その目的に関連する支出又は政治活動に関連する支出以外の支出をしてはならないこととするものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職にある者の政治活動に対する国民の信頼の確保を図るため、衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職にある者並びにこれらの者と生計を一にする者が支出する政治活動に関する寄附に係る支出金について、寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除の規定を適用しないこととするものである。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政治に対する国民の信頼の回復を図るため、法人その他の団体の政治活動に関する寄附を全面的に禁止しようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員は、文書通信交通滞在費の用途をその属する議院の議長に報告し、議長は、その報告に係る文書通信交通滞在費の用途を公開しなければならないこと。
- 二、文書通信交通滞在費について、月の途中で任期が開始した場合又は月の途中で任期満了、解散、

死亡等の事由が生じた場合には、日割計算によって支給すること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、議長、副議長及び議員の受ける歳費については、当分の間、歳費月額から、歳費月額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。
- 二、議長、副議長及び議員の受ける期末手当については、一の適用がある間、議長、副議長及び議員が受けるべき期末手当の額から、当該額に100分の20を乗じて得た額に相当する額を減ずること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第8号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、当分の間、議長、副議長及び議員が国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて支給を受けた歳費及び期末手当の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2(公職の候補者等の寄附の禁止)の規定は、適用しないこととするものである。

国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(参第9号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の厳しい財政状況に対処するためには一層の歳出の削減が不可欠であること等に鑑み、国家公務員の人件費の総額の削減を図るための施策を総合的に推進するため、当該施策について、国の責務を明らかにし、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、総人件費削減推進本部を設置しようとするものである。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国会議員自らによる身を切る改革の一環として衆議院議員の定数を336人とし、そのうち、小選挙区選出議員の定数を240人、比例代表選出議員の定数を96人としようとするものである。

教育無償化等制度改革の推進に関する法律案(参第11号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、学校教育等を受けることの重要性に鑑み、教育費用の負担を解消し、又は軽減するための制度の改革を集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、外国の国籍を有する日本国民について、国籍の選択をしなければならない期間内にある者及び日本の国籍の選択の宣言をした者を除き、国会議員の被選挙権を有しないこととするとともに、国会議員の選挙における選挙公報の掲載事項として外国の国籍の得喪の履歴等を明記することとするものである。

外国の国籍を有する国の行政機関の職員に係る欠格事由に関する特別措置法案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の国籍に係る欠格事由に関する法制の整備が行われるまでの間の措置として、国の行政機関の職員が日本の国籍のほか外国の国籍を有することについて、その欠格事由に関する特別措置を定めようとするものである。

公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、衆議院議員、参議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員及び長の選挙について、被選挙権年齢を18歳以上に引き下げようとするものである。

国会法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院において議員が国政に関し自由に討議する機会が確保されるよう、議院の会議における自由討議の制度を設けようとするものである。

政策金融改革の着実な達成を図るための株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止する等の法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政策金融改革が平成18年6月27日において行政改革推進本部が決定した設計どおりに進行していない現状に鑑み、必要な政策金融改革の着実な達成を図るため、株式会社商工組合中央金庫法及び株式会社日本政策投資銀行法を廃止するとともに、政府が保有する株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行の株式の処分等について定めるものである。

独立行政法人都市再生機構の完全民営化の推進に関する法律案(参第17号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人都市再生機構の業務を全て民間に委ねることが可能となっており、これを全て民間に委ねることがより自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、同機構を完全民営化することを定めるとともに、同機構の完全民営化の推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにし、並びに同機構の完全民営化に関し必要な措置を定めることにより、同機構の完全民営化を着実に推進しようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、普通地方公共団体の行う企業の民営化の促進に資するため、普通地方公共団体の議会において出席議員の3分の2以上の者の同意が必要とされる条例で定める特に重要な公の施設の廃止について、公の施設であった施設が当該普通地方公共団体以外の者によって引き続き住民の利用に供されることとなるものと議会において認めるときを除くこととし、当該公の施設の設置に関する条例の廃止等については議会の出席議員の過半数の議決によることとするものである。

農地法の一部を改正する法律案(参第19号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、農地所有適格法人以外の法人による農地所有等を可能とするため、農地又は採草放牧地の権利移動について、農地所有適格法人以外の法人が所有権、賃借権等を取得しようとする場合に許可をすることができないこととしている規定等を削るとともに、これに伴う目的規定の改正等を行おうとするものである。

労働基準法及び労働安全衛生法の一部を改正する法律案(参第20号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、労働者が創造的な能力を發揮しながら効率的に働くことができる環境を整備するため、従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くない業務に就き、かつ、一定額以上の年収を有する労働者等に適用される労働時間制度を創設しようとするものである。

労働契約の終了の円滑化に関する施策の推進に関する法律案(参第21号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、解雇の要件が不明確であること等が解雇その他の労働契約の終了に関する個別労働関係紛争の発生及びその長期化の要因となっていること等に鑑み、労働契約の終了の円滑化に関する施策を重点的に推進するため、労働契約の終了の円滑化に関する施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、労働契約の終了の円滑化に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備に関する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた介護サービス等の提供体制の整備を図るため、その基本理念、介護サービス等に係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、大規模な災害からの復興のための施策を実施するために必要な国の財源については、国の資産、剰余金及び積立金を最大限活用するものとし、これによってもなお不足する場合においては、当該不足する財源の確保は、まず可能な限り国会議員の歳費及び手当、一般職の国家公務員の給与その他公務員の人件費の削減及びこれに係る措置で国が行うものによるものとし、安易に税制上の措置によらないものとするについて定めようとするものである。

地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備に関する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地域の事情に応じた保育サービスの提供体制の整備を図るため、その基本理念、保育サービスに係る施設等に係る基準を地方公共団体の判断に基づいて定めることができるようにするための法制上の措置等について定めようとするものである。

児童福祉法の一部を改正する法律案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育に係る人材確保のため、登録保育従事者の制度を設けようとするものである。

幹部職員の任免等に関する制度を改革するための内閣法等の一部を改正する法律案(参第26号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事務次官、局長その他の幹部職員を特別職の国家公務員とするとともに、その任免、服務等について定めようとするものである。

国家公務員法の一部を改正する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の人事管理をより厳格なものとする必要があること等に鑑み、人事評価を相対評価により行おうとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第28号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方行政の運営における普通地方公共団体の長の主導性の向上に資するため、普通地方公共団体が、条例で、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等について、当該普通地方公共団体の長が議会の同意を得て特別職の職員としてこれを選任することができるようにするものである。

歳入庁の設置による内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収に関する業務の効率化等の推進に関する法律案(参第29号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じつつ、内国税並びに労働保険料及び年金保険料等の徴収等に関する業務の効率化並びにこれらの納付を行う者の利便性の向上を推進し、あわせてこれらの納付の状況の改善に資するため、内国税の賦課及び徴収に関する事務その他の国税庁が所掌している事務並びに厚生労働省が所掌している労働保険料の徴収等に関する事務並びに日本年金機構が行っている年金保険料等の徴収等に関する業務を一元的に行う歳入庁の設置等に関する基本的な事項について定めようとするものである。

道州制への移行のための改革基本法案(参第30号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の国のかたちを新たなものに転換することが喫緊の課題となっていることに鑑み、道州制への移行のための改革を総合的に推進するため、当該改革について、その基本理念及び基本方針、その実施の目標時期その他の基本となる事項を定めるとともに、道州制への移行のための改革推進本部及び道州制国民会議を設置しようとするものである。

消費税率の引上げの凍結及び消費税の軽減税率制度の廃止に関する法律案(参第31号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、消費税率の引上げについて、現下の厳しい経済状況及び一層の歳出の削減を図る取組が不十分であり国民の理解が得られていない状況に鑑み、これを凍結することに関し必要な事項を定めるとともに、消費税の軽減税率制度について、対象範囲に対する国民の不公平感が払拭されていないこと、これに係る財源の確保がなされていないこと等に鑑み、これを廃止することについて定めるものである。

電波法の一部を改正する法律案(参第32号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を促進するため、総務省令で定める無線局の免許及び総務省令で定める特定基地局の開設計画の認定について、その申請を行うことができる者を競争により選定しようとするものである。

医療、介護及び保育に係る法人制度改革に関する法律案(参第33号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、医療、介護及び保育に係る事業の社会経済情勢の変化に対応した経営の確保が重要な課題となっていることに鑑み、当該課題に対処するための医療、介護及び保育に係る事業を経営する法人に係る制度の改革に関する基本的な事項について定めようとするものである。

医療法等の一部を改正する法律案(参第34号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会社等が病院の開設等を行うことができるようにしようとするものである。

世代間格差を是正するための公的年金制度の改革の推進に関する法律案(参第35号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、急速な少子高齢化の進展に伴い、現行の公的年金制度における負担と受益に係る世代間格差が著しいものとなっており、その早急な是正が求められていること及び世代間格差の是正が公的年金制度を持続可能なものとする上で不可欠であることに鑑み、世代間格差を是正するための公的年金制度の改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めることにより、これを総合的に推進しようとするものである。

災害からの復旧復興に関する被災地方公共団体の長による要請に関する法律案(参第36号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害からの復旧復興において当該災害を受けた地方公共団体のニーズをより反映させることができるようにするため、当該地方公共団体の長が、国の行政機関の長又は都道府県知事に対し、災害からの復旧復興に関し必要な措置の実施を要請することができることとし、当該要請を受けた国の行政機関の長又は都道府県知事は、当該要請への対応について通知しなければならないことについて定めようとするものである。

地方教育行政改革の推進に関する法律案(参第37号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体において地域の実情に応じた教育行政が行われるようにすることが喫緊の課題となっていることに鑑み、地方教育行政改革を集中的に推進するため、地方教育行政改革について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めようとするものである。

国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案(参第38号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、我が国の平和及び安全の確保に資するため、その取引等が国家安全保障の観点から支障となるおそれがある重要な土地等について、自由な経済活動との調和を図りつつ、その取引等に対し必要最小限の規制を行おうとするものである。

森林法の一部を改正する法律案(参第39号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、水源の涵養等多面的な機能を有する森林の保全の重要性に鑑み、保安林又は保安林予定森林である民有林の土地について所有権の移転をする契約を締結しようとする当事者に対し事前の届出の義務付け等を行おうとするものである。

合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案(参第40号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のために活動しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至った事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置等について定めるものである。

自衛隊法の一部を改正する法律案(参第41号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用に係る規定を削り、在外邦人等の保護措置についてこれに着手する前の部隊等の撤収等に関する規定を設け、正当な理由がなくて自衛隊の保有する武器を使用した罪について日本国外において犯した者にも適用することとする等について定めるものである。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(参第42号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際連携平和安全活動を実施しないこととするほか、国際平和協力業務の一部を行わないこととし、及び自衛官の武器使用の権限を限定するとともに、いわゆる駆け付け警護の要件の限定、国際平和協力業務に係る国会承認の見直し等について定めるものである。

重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(参第43号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、重要影響事態を周辺事態に改め、後方地域支援の対象を合衆国軍隊に限定するほか、後方地域支援等に関し、国会の承認の対象を見直し、基本計画を承認することとするともに、安全の確保等の規定を追加する等について定めるものである。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案(参第44号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態又はこれに引き続く事態のうち、国家の自主的な再建を図るこれらの事態に係る国若しくはその国民等を支援するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、又はその脅威を除去するために国際社会が同憲章第7章に従い共同して対処する活動を行うものであって、我が国が国際社会の一員としてこれらに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、人道復興支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにするものである。

領域等の警備に関する法律案(参第45号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、領域等における公共の秩序を維持し、もって国民の安全の確保に資するため、領域警備基本方針の策定、領域警備区域等における自衛隊の行動その他の必要な事項について定めることにより、警察機関及び自衛隊が事態に応じて適切な役割分担の下で迅速に行動できるようにするものである。

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案(参第46号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力事業者の原子力損害の賠償の責任が生じた場合における政府の負担等について定めるとともに、政府による原子力損害賠償・廃炉等支援機構に対する資金の交付を廃止しようとするものである。

原子力災害対策特別措置法の一部を改正する法律案(参第47号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力災害対策の強化を図るため、地域原子力防災協議会の組織等について定める

とともに、原子力災害に関する地域防災計画の原子力規制委員会への報告等について定めようとするものである。

発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る特定都道府県の同意に関する法律案(参第48号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、原子力災害対策を重点的に実施すべき都道府県が当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することに資するため、発電用原子炉施設の使用の開始又は再開に係る当該都道府県の同意に関し必要な事項を定めるものである。

電気事業法等の一部を改正する法律案(参第49号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、発電用原子炉施設の使用に関する政府の役割を明確化するため、発電用原子炉設置者である電気事業者の供給計画に係る認可制度を設ける等の措置を講ずるものである。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の一部を改正する法律案(参第50号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、概要調査地区等の選定及び発電用原子炉の運転に係る都道府県及び市町村の役割を明確化するため、最終処分施設設置区域の設定等、概要調査地区選定協議会等の組織等について定めるとともに、最終処分施設設置区域における当該選定が停止した場合における当該最終処分施設設置区域に係る発電用原子炉の運転の禁止等の措置を講ずるものである。

民法の一部を改正する法律案(参第51号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約による過大な保証債務の負担により、個人である保証人の生活の破綻等を招く事例が多く生じていることに鑑み、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約等は、保証人が法人であるものを除き、その効力を生じないこととしようとするものである。

中小企業に対する必要な事業資金の融通のための措置に関する法律案(参第52号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、中小企業の経営者その他の個人による保証がなくても中小企業に対する必要な事業資金の融通が行われるようにするため、政府は、速やかに、事業資金の融通について事業に係る動産等を担保とする手法の拡充、中小企業の経営基盤の強化等について検討を加え、その検討の結果を踏まえ、所要の措置を講ずるものとするものである。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(参第53号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、産業廃棄物処理施設の設置が他の都道府県の区域の生活環境の保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合について、産業廃棄物処理施設の設置予定地を管轄する都道

府県知事に対して、当該設置の許可に当たり、当該他の都道府県の知事との協議を義務付けようとするものである。

地方自治法の一部を改正する法律案(参第54号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政務活動費に係る不適正な支出に関する事例が生じていることに鑑み、提出された政務活動費に係る収入及び支出の報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表並びに提出された当該報告書に関する協議の場の設置により、政務活動費に係る支出の適正を確保しようとするものである。

公職の選挙における開票の結果に関する選挙人等の請求に基づく得票数の調査に係る制度の整備に関する法律案(参第55号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職の選挙における開票の結果に関し、選挙人等の請求に基づき公職の候補者、衆議院名簿届出政党等又は参議院名簿届出政党等の正確な得票数の調査が行われるようにするための制度の整備について、政府が、検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものである。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(参第56号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、立法事務費について、政治資金規正法第6条第1項の規定による届出のあった政治団体で議院におけるその所属議員が1人の場合には、交付しないこととしようとするものである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参第57号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、各議院の役員等に支給される議会雑費を廃止しようとするものである。

裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(参第58号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、裁判官訴追委員会の委員長及び裁判官弾劾裁判所の裁判長に支給される職務雑費を廃止しようとするものである。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第59号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、議員秘書が、一般職公務員の例に準じて、通勤手当を受けるとしようとするものである。

労働基準法の一部を改正する法律案(参第60号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、監督又は管理の地位にある者及び機密の事務を取り扱う者の職務と責任に鑑み、これらの者について深夜の割増賃金の規定を適用しないこととしようとするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第61号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、公職の候補者が午前7時から午後7時までの間に戸別訪問をすることができるようにするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第62号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、第三者が全ての公職の候補者等の同意を得た場合に2人以上の公職の候補者等の合同演説会を開催することができるようにするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第63号)

(参議院 29.6.7撤回)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の議会の議員の選挙において選挙運動のために使用するピラを頒布することができるようにするものである。

公職選挙法の一部を改正する法律案(参第64号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、人気投票の経過又は結果の公表を解禁しようとするものである。

公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法の導入に係る措置に関する法律案(参第65号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙人の利便の向上等を図るための措置として、公職の選挙に係るインターネットを利用する投票方法に関する検討等について定めようとするものである。

公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供に係る措置に関する法律案(参第66号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、選挙運動の効率化等を図るための措置として、公職の選挙に係る情報通信技術の利用による選挙運動用ポスターに記載される情報の提供方法に関する検討等について定めようとするものである。

労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保に関する法律案(参第67号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、行政に要する経費を抑制することが必要とされる一方で、労働基準監督行政の役割が一層重要となっていることに鑑み、労働基準監督行政の機能強化のための地方労働基準部局の効率的な業務運営の確保について必要な事項を定めようとするものである。

個人情報の保護に関する法律の一部を改正する法律案(参第68号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体等が保有する個人情報の取扱いに関する基本的な事項のうち、全国にわたり統一的な取扱いの確保を図ることが特に必要と認められるものについては、政令で定める取扱いを標準として条例が定められるようにしようとするものである。

公職の選挙に係る高等学校、大学等における期日前投票の促進に関する法律案(参第69号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、高等学校、大学等に設けられる期日前投票所において当該高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等が当該高等学校、大学等の所在する市町村の選挙人名簿に登録されていない場合であってもできる限り投票を行うことができるようにするための措置を含め、高等学校、大学等に在学する生徒又は学生である選挙人等の高等学校、大学等に設けられる期日前投票所における投票の促進のための措置について、政府が、検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするものである。

財政法の一部を改正する法律案(参第70号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、文教・科学振興費の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行すること等ができるようにするとともに、政府は、徹底した歳出の削減のための措置等を通じてその公債等の償還財源の確保を図り、その速やかな償還に努めるものとするものである。

健康保険法の一部を改正する法律案(参第71号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、厚生労働大臣は、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に係る厚生労働大臣の定めについて、必要な改定をするものとしようとするものである。

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参第72号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、厚生労働大臣は、後期高齢者医療給付につき、医療の提供体制の診療科目ごとの整備の状況、薬剤ごとのその使用量の見込みその他の医療の需給に係る状況等を勘案し、定期的に、及び必要があると認める場合には随時、療養の給付に要する費用の額の算定に関する厚生労働大臣が定める基準について、必要な改定をするものとしようとするものである。

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案(参第73号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業における宿泊日数の下限に係る制限を削除しようとするものである。

保育士給与の官民格差の是正に関する法律案(参第74号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、保育士の給与の水準について、公立の保育所において保育に従事する保育士と民間の保育所において保育に従事する保育士との間に格差が存在することに鑑み、その格差の是正を図るための措置について定めようとするものである。

特定土砂等の管理に関する法律案(参第75号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、特定土砂等の管理に関する制度を設けようとするものである。

土地の掘削等の規制に関する法律案(参第76号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全を図るため、土地の掘削等について必要な規制を行おうとするものである。

土砂等の置場の確保に関する法律案(参第77号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、災害の防止及び生活環境の保全に資するため、自然災害、大規模な工事等により発生した土砂等の置場の確保について定めようとするものである。

生活保護法の一部を改正する法律案(参第78号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、被保護者がばちんこ屋等の客となることを禁ずるとともに、被保護者による勝馬投票券の購入を禁止する競馬法の規定等を被保護者は遵守すべきことを定めようとするものである。

当せん金付証券法の一部を改正する法律案(参第79号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、当せん金付証券を購入してはならないこととしようとするものである。

競馬法の一部を改正する法律案(参第80号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、勝馬投票券を購入してはならないこととするものである。

自転車競技法の一部を改正する法律案(参第81号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、車券を購入してはならないこととするものである。

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(参第82号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、勝車投票券を購入してはならないこととするものである。

モーターボート競走法の一部を改正する法律案(参第83号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は舟券を購入してはならないことについて定めようとするものである。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律案(参第84号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、生活保護法上の被保護者は、スポーツ振興投票券を購入してはならないこととするものである。

マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第85号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、政府において、老朽化等により保安上危険又は衛生上有害な状況にあるマンションの建替え等に関し、建替え決議の要件を緩和すること、その建替えにより新たに建築されるマンションの容積率を緩和することその他のその建替え等を促進するための措置について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じるものとするについて定めようとするものである。

母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部を改正する法律案(参第86号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、離婚後に児童を監護しない親が支払うべき養育費を支払わない事例が多く生じているため、国及び地方公共団体は、扶養義務の履行を確保するための措置を講ずるものとするとともに、政府は、この法律の施行後1年以内に、養育費の徴収制度等の導入について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとしようとするものである。

違法な国庫金の支出等に関する監査及び訴訟に関する法律案(参第87号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、違法な国庫金の支出等について、会計検査院に対し監査を求め必要な措置を講ずべきことを請求するとともに、監査の結果に不服がある等の場合には訴訟を提起することができる制

度を設けようとするものである。

国の財政運営における不要資産の活用、透明性の向上等に関する法律案(参第88号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国民の税負担の増加を抑制しつつ、国の規律ある財政運営を確保するため、国の財政運営に係る基本方針、これに基づく財政運営の目標の策定、予定財務書類及び決定財務書類の作成及び国会への提出、当該基本方針の遵守の状況に関する国会への報告等について定めることにより、国等の不要資産の活用、国の財政運営の透明性の向上及び財政会計制度改革の推進を図るものである。

会計検査院法の一部を改正する法律案(参第89号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、会計検査院が検査の結果国の会計事務を処理する職員に職務上の犯罪があると認められたときについて、会計検査院が検察庁に通告する制度に代えて、会計検査院が告発する制度を設けようとするものである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第90号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、防衛出動基本手当及び防衛出動特別勤務手当の額を定める政令に係る根拠規定を改正するとともに、政府は、この法律の施行後6月以内に、防衛出動に係る事態の想定に基づき、当該政令を制定するものと定めるものである。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(参第91号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国際情勢の複雑化に伴い自衛隊の任務が多様化する中で、自衛隊がその任務を適切に遂行するためには、自衛官が意欲と誇りを持って職務に従事することが重要であることに鑑み、自衛官の給与体系その他の給与の在り方についての検討について定めるものである。

独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の見直しに関する法律案(参第92号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律附則第8条第1項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所の独立行政法人労働者健康安全機構への統合による業務の効率化及び改善の状況等を勘案し、独立行政法人労働者健康安全機構の組織及び業務の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な見直しを行うものとしようとするものである。

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の一部を改正する法律案(参第93号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を平成31年3月31日までとすること等を内容

とするものである。

地域再生法の一部を改正する法律案(参第94号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方活力向上地域を、東京都の特別区の存する地域以外の地域であって、当該地域の活力の向上を図ることが必要なものに拡大しようとするものである。

まち・ひと・しごと創生法を廃止する法律案(参第95号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、まち・ひと・しごと創生法を廃止しようとするものである。

国立研究開発法人科学技術振興機構法の一部を改正する法律案(参第96号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な新技術の創出を一層推進するため、革新的な新技術の創出に資することとなる科学技術に関する基礎研究等の業務等に要する費用に充てるため国立研究開発法人科学技術振興機構に設けられた基金について、その設置の期限を平成36年3月31日まで延長するとともに、政府が予算の範囲内においてこれに充てる資金を補助することができることとするものである。

雇用保険法の一部を改正する法律案(参第97号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、教育訓練給付について、教育訓練給付金の給付割合の上限を引き下げようとするものである。

地方法人税の廃止に関する法律案(参第98号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、地方公共団体の自主財源を適切に確保する観点から、国と地方公共団体の税源配分を見直す必要があることに鑑み、地方法人税を廃止すること等について定めるものである。

社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和のための措置に関する法律案(参第99号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、社会経済活動に関するあらゆる分野における徹底した規制の撤廃及び緩和が我が国経済の成長の促進に資することに鑑み、そのための措置について定めようとするものである。

産業競争力強化法の一部を改正する法律案(参第100号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、事業活動に対する支援に係る組織及び制度を簡素化するため、当該組織及び制度の統合、廃止等の見直しを行うこととするものである。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(参第101号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、株式会社民間資金等活用事業推進機構が保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限を平成31年3月31日までとしようとするものである。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(参第102号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、いわゆる日系4世の入国を容易にするため、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の告示で同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める場合について、日本人の子孫に対する配慮規定を設けようとするものである。

国家公務員法の一部を改正する法律案(参第103号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国の行政機関の職員の退職管理をより適正なものとするため、管理職職員等の再就職及び職員であった者による国の機関等に属する役職員等の再就職に係る依頼等の規制について定めようとするものである。

国有財産法の一部を改正する法律案(参第104号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国有財産である土地又は建物の取得又は処分の対価その他の内容を国民に明らかにするため、国有財産である土地又は建物の取得又は処分の内容が記載された国有財産取得処分表の作成及び公表をする制度を設けるものである。

国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案(参第105号)

(参議院 29.6.9内閣委員会付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、国家戦略特別区域法の適用を停止するとともに、国家戦略特別区域に関する制度の見直しについて定めようとするものである。

商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律案(参第106号)

(参議院 29.6.8農林水産委員会付託 6.14本会議可決 衆議院 6.16可決)

【要旨】

本法律案は、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために必要な事項を定めることにより、商業捕鯨の実施による水産業等の発展及び海洋生物資源の持続的な利用への寄与を目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本原則

鯨類科学調査は、主として商業捕鯨の実施のための科学的知見を得ることを目指して実施されること、我が国が締結した条約その他の国際約束及び確立された国際法規に基づき、かつ、科学的知見を踏まえて実施されること等の基準の全てに適合し、かつ、原則として鯨類の捕獲を伴っ

て実施されるものとする。

二、国の責務

国は、鯨類科学調査についての基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するものとする。

三、基本方針

政府は、基本原則にのっとり、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針を定めなければならないものとする。

四、鯨類科学調査計画

農林水産大臣は、基本方針に即して、実施が必要と認められる鯨類科学調査ごとに、鯨類科学調査の実施に関する計画を策定するものとする。

五、調査実施主体

- 1 農林水産大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であって、鯨類科学調査を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、指定鯨類科学調査法人として指定することができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、指定鯨類科学調査法人のほか、試験研究のための鯨類の捕獲を適正かつ確実に行うことができる能力を有しており、かつ、当該試験研究について指定鯨類科学調査法人の協力を得ていると認められる者を、期間を限り、鯨類科学調査を実施する主体とすることができるものとする。

六、鯨類科学調査の実施体制の整備等

政府は、調査実施主体に対し、予算の範囲内において、鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助するとともに、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するため、調査研究を行う人材の養成、調査実施のための船舶及び乗組員の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

七、妨害行為への対応等のための施策

- 1 政府は、調査実施主体が、妨害行為を防止し若しくは妨害行為に対応するために必要な船舶等の備え又は乗組員の訓練を行うため、必要な支援を行うものとする。
- 2 政府は、妨害行為の防止又は妨害行為への対応のため、政府職員又はその乗り組む船舶を鯨類科学調査の実施に係る海域等に派遣し、当該政府職員に法令の規定に基づき必要な措置を講じさせるものとする。
- 3 関係行政機関の長は、鯨類科学調査に係る妨害行為に対応してとることができる措置の具体的内容について、あらかじめ情報を共有することにより、相互の緊密な連携を確保するものとする。
- 4 政府は、外国船舶による妨害行為の防止又は対応のため、外交上適切な措置を講ずるとともに、妨害行為を行うおそれがある外国人について入国等の管理に関する必要な措置をとるものとする。

八、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用等

政府は、鯨類科学調査により得られた科学的知見の国内外における普及及び活用に努めるとともに、鯨類に関する文化及び食習慣並びに鯨類の利用についての広報活動の充実その他の必要な措置並びに捕鯨を取り巻く国際環境の改善を図るための外交上の措置を講ずるものとする。

九、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類の調査終了後における利用

政府は、鯨類科学調査のために捕獲した鯨類のうち必要な調査を終了したものについて、可能な限り有効かつ合理的に利用されるよう必要な措置を講ずるとともに、鯨類の加工、販売等を行う関係者に対し事業等が妨害される不安を生じさせないよう必要な措置を講ずるものとする。

十、鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査についての措置

政府は、鯨類科学調査以外の鯨類に関する科学的な調査について、当該調査の目的及び実施の状況を踏まえ必要があると認めるときは、鯨類科学調査に準じて必要な措置を講ずるものとする。

十一、附則

この法律は、公布の日から施行することとする。

公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（参第107号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、公文書等の管理に関する規律の適正化を図るため、行政文書の範囲の拡大、行政機関の職員が文書を作成すべき場合の拡大、保存期間を延長することができる事由の厳格化、保存期間が満了した行政文書ファイル等の国立公文書館等への移管の義務化その他の措置を講じようとするものである。

卸売市場法の一部を改正する法律案（参第108号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、卸売市場の施設における生鮮食料品等の安全性の確保に関する開設者と一般消費者及び関係事業者との間の情報の共有及び意見の交換に関する事項を卸売市場整備基本方針及び中央卸売市場の業務規程の記載事項とすること等を行おうとするものである。

廃棄物の集積又は貯蔵等に起因する周辺の生活環境の保全上の支障の除去等に関する法律案（参第109号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、廃棄物の集積若しくは貯蔵又は多数の動物に対する給餌若しくは給水に起因する周辺の環境衛生上の支障その他の生活環境の保全上の支障が生じていることに鑑み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、動物の愛護及び管理に関する法律その他生活環境の保全に関する法律と相まって、周辺地域における住民の生活環境の保全に資するため、当該支障の除去のための措置、当該支障を生じさせている者等に対する支援等について定めようとするものである。

柔道整復師法の一部を改正する法律案（参第110号）

（参議院 委員会未付託 審査未了）

【要旨】

本法律案は、柔道整復師が、脱臼又は骨折が疑われる者に応急手当をしようとする場合において、その患部に、一定の条件の下に、撮影のためのエックス線の照射をすることを業として行うことができるようにしようとするものである。

衆議院議員提出法律案

衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第3号）
（衆議院 29.3.9可決 参議院 3.29農林水産委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、特殊土壌地帯における治山、河川改修、砂防、かんがい排水、農道整備、畑作振興等の対策事業を引き続き実施するため、平成29年3月31日をもって失効する現行法の有効期限を更に5年延長し、平成34年3月31日までとするものである。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案（衆第5号）
（衆議院 29.3.16可決 参議院 3.29総務委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、過疎地域自立促進特別措置法の実施の状況に鑑み、過疎地域の要件を追加するほか、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費として市町村立の専修学校等の整備に要する経費を追加するとともに、減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種について情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、過疎地域の要件の追加

現行法による過疎地域に加え、人口及び財政力に関する一定の要件を満たす地域を過疎地域として追加する。

二、過疎地域自立促進のための地方債の対象経費の拡充等

地方債をもってその整備に必要な経費の財源とすることができる施設として、市町村立の中等教育学校、市町村立の特別支援学校、市町村立の専修学校及び市町村立の各種学校を追加するとともに、現在政令で規定されている市町村立の幼稚園を法律に規定する。

三、減価償却の特例の拡充

租税特別措置法の定める特別償却を行うことができる事業のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ。）を追加する。

四、地方税の課税免除等に伴う措置の拡充

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の対象業種のうち情報通信技術利用事業を廃止し、農林水産物等販売業を追加する。

五、施行期日

この法律は、平成29年4月1日から施行する。

津波対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（衆第6号）
（衆議院 29.3.23可決 参議院 3.28災害対策特別委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、津波防災の日の規定について、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加するとともに、国の財政上の援助に関する規定の有効期限を5年間延長する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 津波防災の日の規定について、2015年12月22日の国際連合総会において11月5日を世界津波の日とすることが決議されたことも踏まえ、津波対策に関する国際協力の推進に資するよう配慮する旨を追加することとする。
- 二 国の財政上の援助に関する規定の有効期限を平成34年3月31日まで延長することとする。

三 この法律は、公布の日から施行することとする。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案（衆第9号）

（衆議院 29.3.23可決 参議院 3.29文教科学委員会付託 3.31本会議可決）

【要旨】

本法律案は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付の対象を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、高等専修学校の管理下における生徒の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、災害共済給付を行うことができるものとする。
- 二、一定の基準を満たす認可外保育施設又は企業主導型保育事業を行う施設の管理下における児童の災害について、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、当分の間、災害共済給付を行うことができるものとする。
- 三、この法律は、平成29年4月1日から施行する。

【附帯決議】（29.3.30文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号及び第5号の規定による設備及び運営が認可保育所等に係る基準に準ずるものとして文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める基準の設定に当たっては、認可外保育施設等における安全対策などにより一定の保育の質を確保しつつ、制度加入施設が拡大されるよう努めること。また、居宅訪問型保育事業、子育て援助活動支援事業、一時預かり事業、放課後児童健全育成事業を行う施設等についても、加入対象となるよう、引き続き検討を行うこと。
- 二、平成27年度から災害共済給付制度の加入対象となっている家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う施設の加入率が低迷していることから、施設の早期加入による子供の事故に対する公的補償の必要性が利用者から指摘されていることを踏まえ、加入対象である全ての施設が制度に加入するよう、制度の周知徹底に努めるとともに、年度途中であっても加入が可能となるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センターの体制整備を前提として、制度の見直しを検討すること。
- 三、改正後の独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条第1項第2号及び第5号に規定する保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う施設に準ずる保育の質を確保している施設が加入から漏れることのないよう、制度の周知徹底と加入促進に努めること。また、認可外保育施設指導監督基準を満たしている施設についても、加入対象となるよう、引き続き検討を行うこと。

右決議する。

平成三十一年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案（衆第14号）

（衆議院 29.4.21可決 参議院 4.25政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 5.12本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、任期の特例

- 1 平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙により選出される議会の議員又は長（以下「特例対象議員等」という。）の任期は、当該地方公共団体の議会が、平成30年10月31日までに、特例対象議員等の任期満了の日として平成35年4月1日から同月30日までの期間内のいずれかの日を定める旨

の議決をしたときは、地方自治法第93条第1項（議会の議員の任期）又は第140条第1項（長の任期）の規定にかかわらず、当該議決で定める日に満了する。

- 2 1の議決に係る議案は、特例対象議員等のうち議会の議員の任期満了の日に係るものにあつては議会の議員又は委員会が、特例対象議員等のうち長の任期満了の日に係るものにあつては長が、それぞれ議会に提出することができる。
- 3 1の議決については、議員数の4分の3以上の者が出席し、その5分の4以上の者の同意がなければならない。
- 4 1の地方公共団体は、1の議決があつたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。
- 5 地方自治法第179条第1項本文（長の専決処分）の規定は、1の議決に係る事件については、適用しない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

文化芸術振興基本法の一部を改正する法律案（衆第18号）

（衆議院 29.5.30可決 参議院 6.15文教科学委員会付託 6.16本会議可決）

【要旨】

本法律案は、文化芸術に関する施策の一層の推進を図る観点から、文化芸術振興基本法について、題名の改正、基本理念の見直し、文化芸術推進基本計画等に係る規定の整備、基本的施策の拡充等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、題名等

法律の題名を「文化芸術基本法」に改めるとともに、前文及び目的規定について所要の整理を行う。

二、総則

基本理念に1から4の事項を追加するとともに、文化芸術団体の役割、関係者相互の連携及び協働並びに税制上の措置を規定する。

- 1 年齢、障害の有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- 2 世界において文化芸術活動が活発に行われる環境の醸成
- 3 学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携
- 4 観光、まちづくり、国際交流等の各関連分野における施策との有機的な連携

三、文化芸術推進基本計画等

政府の文化芸術推進基本計画、地方公共団体の地方文化芸術推進基本計画について規定する。

四、文化芸術に関する基本的施策の拡充

芸術の振興、メディア芸術の振興、伝統芸能の継承及び発展、芸能の振興、生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及、地域における文化芸術の振興、国際交流等の推進、芸術家等の養成及び確保等に係る規定について所要の改正等を行う。

五、文化芸術の推進に係る体制の整備

政府の文化芸術推進会議、地方公共団体の文化芸術推進会議等について規定する。

六、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の一部を改正する法律案（衆第19号）

（衆議院 29.6.8可決 参議院 6.12厚生労働委員会付託 6.14本会議可決）

【要旨】

本法律案は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を引き続き計画的かつ着実に推進するため、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の有効期限を平成39年8月6日まで10年延長しようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第20号）

（衆議院 29.6.8可決 参議院 6.16内閣委員会付託 6.16本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、この法律において「携帯電話インターネット接続役務」とは、専ら携帯電話端末等（その一端が携帯電話端末又はPHS端末と接続されるための伝送路設備に接続される移動端末設備であって、インターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報をその利用者の選択に応じ閲覧することができるものをいう。以下同じ。）からのインターネットへの接続を可能とする電気通信役務であって青少年がこれを利用して青少年有害情報の閲覧をする可能性が高いものとして政令で定めるものをいう。

二、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年確認義務

1 携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話インターネット接続役務提供事業者の携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約（以下「役務提供契約」という。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者（以下「携帯電話インターネット接続役務提供事業者等」という。）は、役務提供契約（既契約の変更を内容とする契約又は既契約の更新を内容とする契約にあつては、当該既契約の相手方又は当該既契約に係る携帯電話端末等の変更を伴うものに限る。二及び三において同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、あらかじめ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、1により役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年でないことを確認したときは、当該相手方に対し、当該役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならない。

3 携帯電話端末等を青少年に使用させるために役務提供契約を締結しようとする者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が2による確認を行う場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、その旨を申し出なければならない。

三、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の説明義務

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、役務提供契約を締結しようとする相手方が青少年である場合にあつては当該青少年に対し、役務提供契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該役務提供契約を締結しようとする相手方がその青少年の保護者である場合にあつては当該保護者に対し、携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性及び内容並びに四の青少年有害情報フィルタリング有効化措置の必要性及び内容について、説明しなければならない。

四、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置実施義務

携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話端末等（青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネットを利用する者の青少年有害情報の閲覧を制限するため、インターネットと接続する機能を有する機器に組み込まれたプログラムの機能を制限する措置をいう。以下同じ。）を講ずる必要性が低いものとして総務省令・経済産業省令で定めるものを除く。）であつて、その販売が携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして総務

省令・経済産業省令で定めるもの（以下「特定携帯電話端末等」という。）を販売する場合において、当該特定携帯電話端末等に係る役務提供契約の相手方又は当該特定携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、当該特定携帯電話端末等について、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講じなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

五、インターネット接続機器の製造事業者の義務の対象となる機器の範囲の拡大

インターネット接続機器の製造事業者が青少年有害情報フィルタリングソフトウェア等の利用を容易にする措置を講ずべきことを義務付ける規定の対象となる機器について、携帯電話端末及びPHS端末もその対象に含める。

六、インターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者の努力義務

プログラムの実行をするためにインターネット接続機器の動作を直接制御する機能を有するプログラムを開発する事業者は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等の青少年有害情報フィルタリング有効化措置及び当該インターネット接続機器を製造する事業者の青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置が円滑に講ぜられるように、当該プログラムを開発するよう努めなければならない。

七、この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第21号）

（衆議院 29.6.8可決 参議院 6.8政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 6.14本会議可決）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、都道府県又は市の議会の議員の選挙におけるピラの頒布の解禁

1 都道府県又は市の議会の議員の選挙において、選挙運動のために使用する次のピラを頒布することができるものとする。

ア 都道府県の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のピラ 1万6,000枚

イ 指定都市の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のピラ 8,000枚

ウ 指定都市以外の市の議会の議員の選挙にあつては、候補者1人について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た2種類以内のピラ 4,000千枚

2 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市の議会の議員の選挙については市は、それぞれ、条例で定めるところにより、1のピラの作成について、無料とすることができるものとする。

二、施行期日

この法律は、平成31年3月1日から施行する。

予 算

平成二十八年度一般会計補正予算(第3号)

平成二十八年度特別会計補正予算(特第3号)

(衆議院 29.1.27可決 参議院 1.27予算委員会付託 1.31本会議可決)

【概要】

平成二十八年度第3次補正予算は、平成28年12月22日に閣議決定された。本補正予算は、経済対策等の実施を図るものではなく、一般会計歳出において災害対策費、国際分担金の追加等を行う一方、同歳入において税収の減額及び公債金の増額等を行うものである。

歳出については、災害対策費1,955億円、国際分担金及び拠出金等1,685億円、自衛隊の安定的な運用態勢の確保等1,706億円、地方法人税の税収減に伴う地方交付税原資の減額の補填72億円等を追加する一方、既定経費4,164億円が減額された(うち国債費の減額2,138億円)。歳入では、租税及印紙収入を1兆7,440億円減額する一方、税外収入1,047億円、公債金1兆8,526億円(4条公債1,014億円、特例公債1兆7,512億円)が増額された。補正予算で租税及印紙収入が減額され、特例公債が増額されたのは平成21年度以来7年ぶりである。

なお、租税及印紙収入の減額に伴い、歳出の地方交付税交付金が5,365億円減額されることになるが、本補正において同額が補填された。

以上の結果、歳入歳出の差引追加額は2,133億円となり、これを加えた平成二十八年度一般会計予算の総額は歳入歳出ともに100兆2,220億円となった。

平成二十八年度第3次補正予算のフレーム(一般会計)

(単位:億円)

歳出の補正		歳入の補正	
1. 災害対策費	1,955	1. 租税及印紙収入	▲ 17,440
2. 国際分担金及び拠出金等	1,685	2. 税外収入	1,047
3. 自衛隊の安定的な運用態勢の確保等	1,706	3. 公債金	18,526
4. その他の経費	879	公債金	1,014
小計	6,225	特例公債金	17,512
5. 地方交付税交付金	5,437		
税収減に伴う一般会計の地方交付	5,365		
税交付金の減額の補填			
地方法人税の税収減に伴う地方交	72		
付税原資の減額の補填			
追加額計	11,661		
6. 既定経費の減額	▲ 4,164		
7. 地方交付税交付金の減額	▲ 5,365		
修正減少計	▲ 9,528		
合 計 (A)	2,133	合 計	2,133
第2次補正後予算額(B)	1,000,087		1,000,087
第3次補正後予算額(A)+(B)	1,002,220		1,002,220

平成二十九年年度一般会計予算
平成二十九年年度特別会計予算
平成二十九年年度政府関係機関予算

(衆議院 29.2.27可決 参議院 2.27予算委員会付託 3.27本会議可決)

【概要】

平成28年の日本経済は、有効求人倍率の上昇や総雇用者所得の増加など雇用・所得環境の改善が続く一方で、個人消費や企業設備投資は力強さを欠く状況となった。このような中、安倍総理大臣は6月に消費税率10%への引上げの再延期を表明するとともに、8月には事業規模28.1兆円の「未来への投資を実現する経済対策」を策定し、これを実施するための28年度第2次補正予算が編成された。結果として、28年中の四半期別GDPはプラス成長が続き、景気は緩やかな回復を維持した。

他方、我が国財政は、公債依存度が3割を超える水準にあり、国及び地方の長期債務残高対GDP比は200%近くに達するなど、依然として厳しい状況にある。さらに、22年度以降増加が続いていた税収は、28年中頃にかけて進んだ円高の影響で法人税が減少したことなどから、28年度第3次補正予算において7年ぶりに当初見積りを減額修正することとなった。近年の堅調な税収増により基礎的財政赤字は縮小してきたが、税収増の潮目が変わりつつあることから、今後の財政健全化の道のりは険しさを増す可能性が高まっている。

こうした状況の中、平成二十九年年度予算は、一億総活躍社会実現のための子育て・介護や成長戦略の鍵となる研究開発など重要政策課題について必要な予算措置を講じ、引き続き歳出全般にわたり、聖域なき徹底した見直しを推進する等の方針の下に編成され、28年12月22日に閣議決定された。

平成二十九年年度一般会計予算の規模は97兆4,547億円(対前年度当初予算比0.8%増)で当初予算としては過去最大となった。

歳出予算は、政策的経費である一般歳出が58兆3,591億円(同0.9%増)、地方交付税交付金等が15兆5,671億円(同1.9%増)、国債費が23兆5,285億円(同0.4%減)となった。一般歳出については、「経済・財政再生計画」(27年6月30日閣議決定)において28年度から30年度まで(集中改革期間)の実質的増加を1.6兆円程度としていることから、前年度比5,300億円の増加に抑制された。国債費は、国債残高の増加に伴い債務償還費が14兆3,680億円(同4.8%増)と増加した一方、利払費は低金利を反映して積算金利を引き下げたことから9兆1,328億円(同7.5%減)に減少した。

一般歳出の内訳を見ると、社会保障関係費は32兆4,735億円(同1.6%増)となった。高齢化に伴う増加額は、「経済・財政再生計画」において28年度から30年度の増加を1.5兆円程度とされていることから、概算要求の6,400億円から4,997億円に圧縮された。

防衛関係費は5兆1,251億円(同1.4%増)となり、5年連続の増加となった。このうち、SACO・米軍再編等以外の中期防対象経費は4兆8,996億円(同0.8%増)となり、中期防に沿って周辺海空域における安全確保、島嶼部に対する攻撃への対応等に重点化が図られる。新規後年度負担は、将来における予算の硬直化を招きかねないことから、総額を抑制しつつ2兆1,299億円(同6.9%減)が計上された。

公共事業関係費は5兆9,763億円(同0.0%増)と前年度比微増となった。防災・減災対策や日本の成長力を高める事業などへの重点化が図られる。激甚な災害が発生した地域の再度災害防止策に304億円(同63%増)、三大都市圏環状道路など物流ネットワーク強化に2,529億円(同6.5%増)などが計上された。また、公共工事の施工時期を平準化するため、2か年国債(国庫債務負担行為)やゼロ国債の活用が盛り込まれた。

文教及び科学振興費は5兆3,567億円(同0.0%減)と前年度比微減となった。一億総活躍に係る施策として低所得者世帯の進学を後押しする給付型奨学金の創設に70億円が計上されたほか、無利子奨学金の拡充にも885億円(同0.5%増)が充てられる。スポーツ関連予算は334億円(同3.2%増)となり、競争力向上やナショナルトレーニングセンターの拡充等が進められる。科学技術振興費については1兆3,045億円(同0.9%増)が計上された。

地方交付税交付金等は15兆5,671億円(同1.9%増)と7年ぶりの増加となった。前年度に続き、

地方創生推進交付金として1,000億円を計上するとともに、地方財政計画において「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円を確保した。交付税及び譲与税配付金特別会計から支出される交付金等は、同特別会計における前年度からの繰越金の減少等により16兆4,626億円（同2.1%減）に減少した。

歳入予算については、租税及印紙収入が57兆7,120億円（同0.2%増）となった。28年度は円高による企業収益の減少等を受けて当初見積りを減額補正したが、29年度は円高の修正や景気回復の継続を背景に前年度当初見積りに比べ増加する見積りとなった。

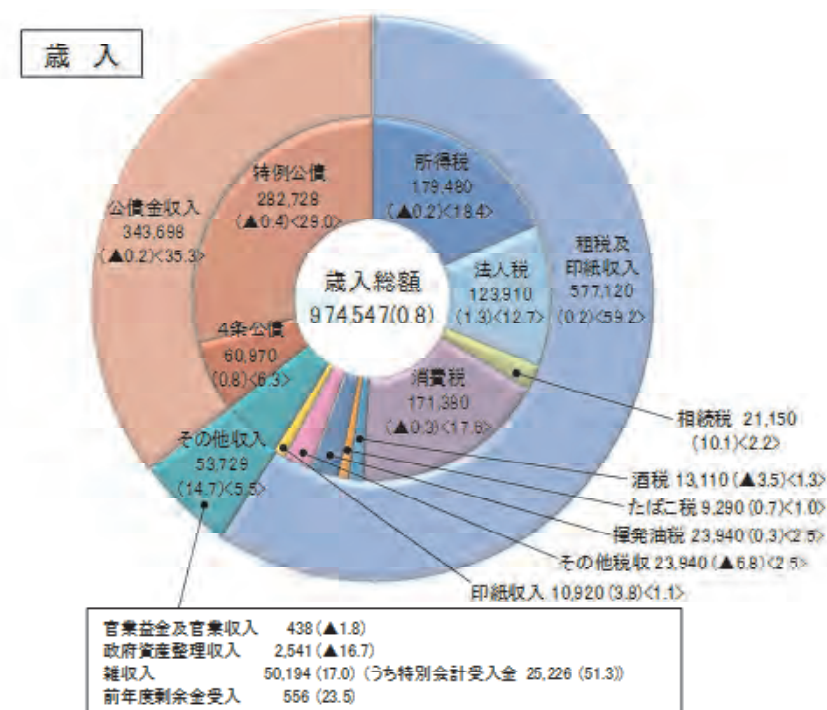
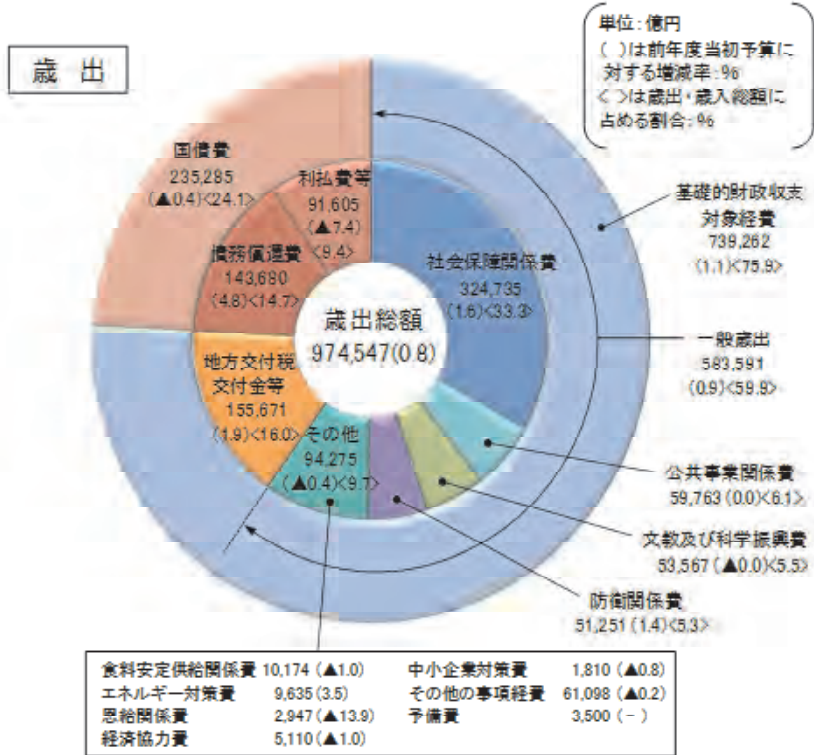
公債金は34兆3,698億円（同0.2%減）で7年連続の減額となった。内訳は、4条公債が6兆970億円（同0.8%増）、特例公債が28兆2,728億円（同0.4%減）である。公債依存度は35.3%となり、前年度当初予算に比べ0.3ポイント低下した。

歳出の基礎的財政収支対象経費（一般歳出と地方交付税交付金等の合計）が8,165億円増加する中、歳入の租税及印紙収入が1,080億円の増加にとどまるにもかかわらず公債金が圧縮できた背景には、特別会計の剰余金の活用がある。29年度の「その他収入」は5兆3,729億円（同14.7%増）と増加するが、特に外国為替資金特別会計からの受入金は2兆5,188億円（同51.7%増）と前年度から大きく増加した。これは、同特会の28年度剰余金の全額を一般会計に繰り入れることとしたため、全額繰入れの措置は23年度以来6年ぶりとなる。

東日本大震災復興特別会計の29年度予算は2兆6,896億円（同17.2%減）となった。「復興・創生期間」の2年目となる29年度は、復興の進展に伴い生じる課題に対応するため、被災者支援総合交付金に200億円、復興道路・復興支援道路の整備等に2,400億円、放射性物質による環境の汚染への対処に4,630億円などが計上された。

上記の予算を執行した場合、29年度における国及び地方の基礎的財政収支は18.6兆円（対GDP比3.4%）、同年度末の国及び地方の長期債務残高は1,093兆円（対GDP比197.5%）と見込まれている。

平成二十九年度一般会計予算の内訳



(出所) 財務省「予算の説明」等より作成

条 約

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 29.3.23承認 参議院 3.31外交防衛委員会付託 4.14本会議承認)

【要旨】

この協定は、2015年(平成27年)9月、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等が成立したことを踏まえ、同法等に基づく物品又は役務の提供についても、2013年(平成25年)に締結した日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定(以下「現行協定」という。)に定める決済手続等の枠組みを適用しようとするものであり、現行協定に代わる新たな協定として2017年(平成29年)1月14日にシドニーで署名されたものである。この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、自衛隊とオーストラリア国防軍との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、一に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。
- 三、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む。)空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。
- 四、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならず。物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならない。
- 五、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手続等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施される。
- 六、この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するオーストラリア国防軍が実施するいかなる活動にも適用されない。両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 七、この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 29.3.23承認 参議院 3.31外交防衛委員会付託 4.14本会議承認)

【要旨】

この協定は、日本国の自衛隊と英国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する枠組みを設けるものであり、2017年(平成29年)1月26日にロンドンで署名されたものである。

この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は自衛隊と英国の軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とする。
- 二、いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、一に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができる。
- 三、この協定に基づいて提供される物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む。)燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援(基地活動支援に付随する建設を含む。)保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務(校正業務を含む。)空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る物品又は役務については、付表において定める。また、物品又は役務の提供については、武器の提供が含まれるものと解してはならない。
- 四、この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならぬ。物品又は役務を受領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に転転してはならない。
- 五、この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定める。この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供は、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従って実施される。
- 六、この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動する英国の軍隊が実施するいかなる活動にも適用されない。両当事国政府は、この協定の実施に関し相互に緊密に協議する。
- 七、この協定は、両当事国政府がこの協定の効力発生に必要な自己の内部手續を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。この協定は、10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 29.5.16承認 参議院 5.29外交防衛委員会付託 6.7本会議承認)

【要旨】

この協定は、原子力の平和的利用に関する日本とインドとの間の協力のための法的枠組みを提供するものであり、2016年(平成28年)11月11日に東京で署名が行われた。この協定は、前文、本文17箇条及び末文並びにこの協定の不可分の一部を成す附属書A及びBから成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定の下での協力は、専門家の交換、情報の交換、核物質、核物質ではない資材、設備及び技術の供給等の方法により、原子炉の設計、建設、運転のための補助的役務、保守活動及び廃止措置並びにこれらの活動のうち核燃料サイクルの全ての側面に関連するもの、原子力の安全に係る事項等の分野において行うことができる。

- 二、この協定の下での協力は、平和的非爆発目的に限って行い、この協定に基づいて移転された核物質等は、いかなる核爆発装置のためにも又はいかなる核爆発装置の研究若しくは開発のためにも使用してはならない。
- 三、この協定に基づいて移転された核物質等は、それぞれの締約国政府と国際原子力機関との間の協定に従って適用される同機関の保障措置の適用を常に受ける。
- 四、両締約国政府は、双方が当事国である原子力の安全に関連する国際条約に基づく義務を再確認する。
- 五、各締約国政府は、自国において効力を有する法令及び関係する国際条約、特に、核物質及び原子力施設の防護に関する条約に従い、この協定に基づいて移転された核物質等の防護を確実にするための適切な措置がとられることを確保する。
- 六、この協定に基づいて移転された核物質等は、供給締約国政府の書面による事前の同意が得られる場合を除くほか、受領締約国政府の国の管轄の外（供給締約国政府の国の管轄内を除く。）に移転され、又は再移転されない。
- 七、この協定に基づいて移転されたウラン等は、同位元素ウラン235の濃縮度が20パーセント未満である範囲で濃縮することができる。また、この協定に基づいて移転された核物質等は、この協定の附属書Bの規定に従い、インドの管轄内において再処理することができる。
- 八、各締約国政府は、この協定の有効期間の満了前に、他の締約国政府に対して1年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有する。終了の通告を行う締約国政府は、終了を求める理由を示す。この協定は、当該書面による通告の日から1年で終了する。ただし、両締約国政府が別段の合意をする場合等には、この限りでない。この協定の下での協力の停止の後に、締約国政府は、この協定に基づいて移転された核物質等の返還を要求する権利を有する。
- 九、この協定は、両締約国政府がこの協定の効力発生のために必要なそれぞれの国内手続を完了したことを相互に通告する外交上の公文を交換した日に効力を生ずる。
- 十、この協定に関連し、この協定の規定の実施等に関する日本とインドの見解を記すとともに、これが両国の見解の正確な反映であることが了解されることを規定した見解及び了解に関する公文が作成されている。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書の締結について承認を求めるの件（閣条第4号）
（衆議院 29.4.11承認 参議院 4.17外交防衛委員会付託 4.21本会議承認）

【要旨】

この確認書は、「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」に含まれている我が国の譲許表に関し、情報技術製品の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するためのものであり、2016年（平成28年）3月24日、ジュネーブにおいて作成された。この確認書は、前文、本文、末文並びにこの確認書に附属する譲許表の修正及び訂正から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、我が国の譲許表の修正及び訂正は、1980年（昭和55年）3月26日に千九百四十七年の関税及び貿易に関する一般協定の締約国団が採択した譲許表の修正及び訂正のための手続に関する決定の規定により確定されたものであることを確認する。
- 二、この確認書に附属する我が国の譲許表の修正及び訂正は、我が国政府が世界貿易機関事務局長に宛てた通告書に従って効力を生ずる。
- 三、日本国の譲許表（第38表）の主たる修正及び訂正内容は、次のとおりである。
 - 1 関税撤廃措置の対象となる産品（201品目）に関し、基準となる表において、該当する2007年（平成19年）に改正された「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の番号（以下「統一システムの番号」という。）品名、基準税率、最終譲許税率、関税引下げの実施期間、原交渉国、その他の租税及び課徴金並びに「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」の附属書A及び附属書Bの品目番号を記載している。

- 2 関税撤廃措置の対象となる産品（201品目）に関し、段階的な引下げの表において、該当する統一システムの番号、基準税率及び1年ごとの譲許税率を記載している。
- 3 「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」の附属書Bに掲げられる産品（マルチコンポーネント集積回路等10品目）に関して、「情報技術製品の貿易の拡大に関する宣言」の附属書Bの品目番号、品名及び該当する統一システムの番号を記載し、これらの産品の関税については、この譲許表に明示的な定めがない限り、当該産品が統一システムのいずれの番号に分類されたとしても、撤廃することを規定している。

北太平洋漁業委員会の特権及び免除に関する日本国政府と北太平洋漁業委員会との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第5号）

（衆議院 29.4.11承認 参議院 4.24外交防衛委員会付託 5.10本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国と北太平洋漁業委員会（以下「委員会」という。）との間で委員会及びその事務局の職員（事務局長を含む。）が享有する特権及び免除等について定めるものであり、2015年（平成27年）11月30日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文18箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、委員会は、法人格を有するとともに、契約し、不動産及び動産を取得し、及び処分し、訴えを提起する能力を有する。
- 二、委員会の文書及び施設は、不可侵とする。
- 三、委員会は、自己が免除を明示的に放棄した特定の場合を除くほか、あらゆる形式の訴訟手続の免除を享有する。
- 四、委員会並びにその財産、資産及び収入は、委員会の公的活動の範囲内において、事実上公益事業の使用料にすぎない税を除くほか、全ての直接税を免除される。
- 五、委員会又は事務局にあるその職員宛ての全ての公用通信及び委員会が発出する全ての公用通信については、伝達の手段又は形態のいかなを問わず、検閲その他いかなる形態の妨害又は秘密の侵害も行ってはならない。
- 六、委員会の職員は、公的資格で行った口頭又は書面による陳述及び全ての行動に関するあらゆる形式の訴訟手続（自動車に係る交通犯罪で職員によるものについての訴訟手続等を除く。）の免除、委員会が支払った給料及び手当に対する課税の免除等を享有する。
- 七、この協定により委員会の職員に与えられる特権及び免除は、阻害されることのない委員会の機能並びに特権及び免除を与えられる者の完全な独立をあらゆる状況において確保するためにのみ与えられ、事務局長は、委員会の規則に従い、特権及び免除の濫用を防止するためあらゆる予防措置をとる。
- 八、この協定の解釈若しくは適用に関する委員会と日本国政府との間の紛争又は委員会と日本国政府との間の関係に対して影響を与える問題であって、交渉等によって解決されないものは仲裁裁判所に付託する。
- 九、この協定は、日本国政府及び委員会がこの協定の受諾を通知する公文を交換した日に効力を生ずる。

違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業を防止し、抑止し、及び排除するための寄港国の措置に関する協定の締結について承認を求めるの件（閣条第6号）

（衆議院 29.4.11承認 参議院 4.24外交防衛委員会付託 5.10本会議承認）

【要旨】

この協定は、違法な漁業、報告されていない漁業及び規制されていない漁業（以下「IUU漁業」という。）を防止し、抑止し、及び排除すること並びにこれにより海洋生物資源及び海洋生態系の

長期的な保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、I U U漁業に対する効果的な寄港国の措置の実施等について定めるものであり、2009年（平成21年）11月にローマで開催された第36回国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）総会において採択され、2016年（平成28年）6月に発効した。この協定は、前文、本文37箇条及び未文並びに協定の不可分の一部を成す5の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、締約国は、自国に入港を希望し、又は自国の港にある船舶であって自国の旗を掲げる権利を有しないものについて、寄港国としての資格においてこの協定を適用する。
- 二、締約国は、最大限可能な範囲で、漁業に関連する寄港国の措置を一層広範な寄港国による監督に関する制度と統合する。
- 三、締約国は、船舶が入港を要請することができる港を指定し、及び公表する。
- 四、締約国は、船舶の入港を許可する前に、入港を希望する船舶に対し、最低限度の基準として附属書Aに規定する寄港を予定する港、目的、船名、旗国等の情報の提供を要求する。
- 五、締約国は、入港を希望する船舶がI U U漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したこと十分な証拠を有する場合には、当該船舶の入港を拒否する。
- 六、締約国は、入港した船舶がI U U漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる合理的な根拠がある場合には、魚類の陸揚げ、燃料補給等のために当該船舶が港を使用することを拒否する。
- 七、締約国は、この協定が定める基準に従い、特に自国に入港した船舶がI U U漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと疑うに足りる明白な根拠がある場合には、当該船舶を検査する。
- 八、締約国は、検査の後に、船舶がI U U漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したと信ずるに足りる明白な根拠がある場合には、魚類の陸揚げ、燃料補給等のために当該船舶が港を使用することを拒否する。
- 九、締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、この協定に従って実施される検査において寄港国と協力することを要求し、当該船舶がI U U漁業又はこれを補助する漁獲関連活動に従事したこと十分な証拠がある場合には、自国の法令に従って遅滞なく取締りを行う。
- 十、この協定の解釈又は適用に関する締約国間の紛争の解決について定める。
- 十一、締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定の締約国となること並びにこの協定に合致するように法令を制定し、及び措置をとることを奨励する。
- 十二、締約国は、FAO等の枠組みにおいて、この協定の実施に関する監視、検討及び評価を行う。FAOは、この協定の効力発生後4年後に、この協定の実効性について検討し、及び評価するための締約国の会合を招集する。
- 十三、この協定の効力発生後にこれに加入する国又は地域的な経済統合のための機関については、この協定は、その加入書の寄託の日後30日で効力を生ずる。

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第7号）（衆議院 29.4.11承認 参議院 4.24外交防衛委員会付託 5.10本会議承認）

【要旨】

生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を実現するための国際的な枠組みを定めること等を内容とするものであるが、条約発効後も先進国からの遺伝資源の利用から生ずる利益の配分が不十分であるとの途上国の主張を受け、2009年（平成21年）以降、作業部会等が開催され、2010年（平成22年）10月に名古屋で開催された条約の第10回締約国会議において、この議定書が採択された。

この議定書は、遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益が公正かつ衡平に

配分されるよう、遺伝資源の提供国及び利用国がとるべき措置等について定めるものであり、2014年（平成26年）10月に発効した。

- この議定書は、前文、本文36箇条、末文及び1の附属書から成り、主な内容は次のとおりである。
- 一、この議定書は、遺伝資源の原産国である条約の締約国又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した条約の締約国が提供する遺伝資源及びその利用から生ずる利益について適用する。
 - 二、遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益は、当該遺伝資源を提供する締約国と公正かつ衡平に配分し、その配分は、相互に合意する条件に基づいて行う。締約国は、これを実施するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
 - 三、遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源を提供する締約国が、天然資源に対する主権的権利の行使として、かつ、取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則に従い、情報に基づいて事前に同意することを必要とする。ただし、当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。
 - 四、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターは、条約の規定に基づく情報交換の仕組みの一部として設置する。
 - 五、締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則に従い、自国の管轄内で利用される遺伝資源が情報に基づく事前の同意によって取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとる。また、これに従ってとった措置の不遵守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、相応と認められる措置をとる。
 - 六、締約国は、遵守を支援するため、適宜、遺伝資源の利用について監視し、及び透明性を高めるための措置をとる。
 - 七、締約国は、相互に合意する条件から紛争が生ずる場合には、自国の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従って訴訟を提起することができることを確保する。
 - 八、条約の締約国会議は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす。
 - 九、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この議定書の効力発生の4年後に及びその後はこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定する一定の間隔で、この議定書の有効性についての評価を行う。

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第8号）
（衆議院 29.4.11承認 参議院 4.24外交防衛委員会付託 5.10本会議承認）

【要旨】

生物の多様性に関する条約（以下「条約」という。）は、遺伝子組換え生物等バイオテクノロジーにより改変された生物（以下「改変された生物」という。）の取扱い等の分野における手続を定めていないことから、改変された生物について、特に国境を越える移動に焦点を合わせて、生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に悪影響を及ぼさないように利用するための手続等を定めた生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（以下「議定書」という。）が2000年（平成12年）に採択された。

この補足議定書は、議定書の交渉において合意に至らなかった改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害についての責任及び救済に関する国際的な規則及び手続について定めるものであり、2010年（平成22年）10月に名古屋で開催された議定書の第5回締約国会合において採択された。

この補足議定書は、前文、本文21箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この補足議定書は、国境を越える移動に起源を有する改変された生物から生ずる損害について適用する。当該改変された生物は、食料若しくは飼料として直接利用し、又は加工することを目的とするもの、拡散防止措置の下での利用を目的とするもの及び環境への意図的な導入を目的とするものとする。

- 二、この補足議定書は、意図的な国境を越える移動に関しては、前記一の改変された生物の認められた利用から生ずる損害について適用し、議定書に規定する意図的でない国境を越える移動から生ずる損害及び不法な国境を越える移動から生ずる損害についても適用する。
- 三、この補足議定書を実施する国内法令は、非締約国からの改変された生物の国境を越える移動から生ずる損害についても適用する。
- 四、締約国は、損害が生ずる場合には、適当な管理者に対し、権限のある当局に直ちに報告すること、損害を評価すること及び適当な対応措置をとることを要求する。
- 五、権限のある当局は、損害を引き起こした管理者を特定し、損害を評価し、及び管理者がとるべき対応措置を決定する。
- 六、時宜を得た対応措置がとられない場合には損害が生ずる可能性が高いことを関連情報が示すときは、管理者は、当該損害を回避するために適当な対応措置をとることを要求される。
- 七、国内法令は、救済措置（当該決定の行政上又は司法上の見直しのための機会を含む。）について定める。権限のある当局は、国内法令に従い、利用可能な救済措置について当該管理者に通知する。
- 八、議定書の締約国の会合としての役割を果たす条約の締約国会議は、この補足議定書の効力発生の5年後に及びその後は5年ごとに、この補足議定書の有効性についての再検討を行う。ただし、当該再検討の必要性を示す情報が締約国によって提供されている場合に限る。
- 九、議定書の締約国の会合としての役割を果たす条約の締約国会議は、条約の規定に従うことを条件として、この補足議定書の締約国の会合としての役割を果たす。
- 十、この補足議定書は、議定書を補足するものとし、議定書を修正し、又は改正するものではない。
- 十一、この補足議定書は、議定書の締約国である国又は地域的な経済統合のための機関による40番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後90日目の日に効力を生ずる。

万国郵便連合憲章の第九追加議定書、万国郵便連合一般規則の第一追加議定書及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第9号）

（衆議院 29.4.11承認 参議院 4.17外交防衛委員会付託 4.21本会議承認）

【要旨】

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、国際郵便業務の効果的運営により諸国民間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的とする国際連合の専門機関である。2016年（平成28年）9月から10月までトルコのイスタンブールで開催された連合の第26回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、「万国郵便連合憲章の第九追加議定書」（以下「憲章の追加議定書」という。）、「万国郵便連合一般規則の第一追加議定書」（以下「一般規則の追加議定書」という。）及び「万国郵便条約」（以下「条約」という。）が採択された。

一、憲章の追加議定書

この憲章の追加議定書は、前文、本文4箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 連合の文書において使用される用語の定義を追加し、又は変更する。
- 2 条約の下位文書である施行規則の統合に伴い、「通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則」の語を「（万国郵便条約及び）その施行規則」に置き換える。

二、一般規則の追加議定書

この一般規則の追加議定書は、前文、本文15箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 大会議の権限を追加する。
- 2 管理理事会及び郵便業務理事会の代表者の資格要件を緩和する。
- 3 郵便業務理事会による施行規則の改正の要件を緩和する。

- 4 理事会の提案による大会議の議案に対する修正案の提出の要件等を追加する。
- 5 大会議間における万国郵便条約等の改正の議案の審査期間を短縮する。

三、条約

この条約は、条約（前文、本文40箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文16箇条及び末文から成る。）から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 1 この条約において使用される用語の定義を追加する。
- 2 郵便切手上の国名等の表記につき、略号又は頭文字による表記を可能とする。
- 3 外国における通常郵便物の差出しにつき、費用の請求先に係る規定を変更する。
- 4 連合の様式及び書類を使用できる主体を、原則として加盟国の指定された事業体に限定する。
- 5 小包郵便業務の提供を全加盟国に対して義務化する。
- 6 加盟国が提供すべき追加の業務のうち、「通常郵便物及び小包に係る速達業務」を「通常郵便物に係る追跡業務」に変更する。
- 7 到着料に関する規定の適用のための加盟国の分類を変更し、現行の適用料率の引上げを行う。

なお、憲章の追加議定書、一般規則の追加議定書及び条約は、いずれも2018年（平成30年）1月1日に効力を生じ、両追加議定書は無期限に、条約は次回の大会議の文書の効力発生の時まで、それぞれ効力を有する。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）

（衆議院 29.4.11承認 参議院 4.17外交防衛委員会付託 4.21本会議承認）

【要旨】

この約定は、国際郵便送金業務に関する事項についての所要の変更を加えるため、現行の郵便送金業務に関する約定を更新するものであり、2016年（平成28年）9月から10月までトルコのイスタンブールで開催された万国郵便連合の第26回大会議において採択された。この約定は、約定（前文、本文28箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文1箇条及び末文から成る。）から成り、主な変更点は次のとおりである。

- 一、指定された事業体による郵便送金業務の委託及び業務委託先における自らの義務の履行の保障について規定する。
- 二、前文及び郵便送金業務の一般原則に「金融包摂」の語を追記する。
- 三、郵便送金指図の実施につき、受取人への現金での払渡しの条件と口座での払渡しの条件とを区別して規定する。
- 四、この約定は、2018年（平成30年）1月1日に効力を生じ、次回の大会議の文書の効力発生の時まで効力を有する。

投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第11号）

（衆議院 29.5.18承認 参議院 6.6外交防衛委員会付託 6.9本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とケニアとの間において、投資の促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2016年（平成28年）8月にナイロビで署名されたものである。

この協定は、前文、本文26箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域において、投資財産の運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える。
- 二、一方の締約国は、自国の区域において、投資活動及び投資の許可に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与える。

- 三、一方の締約国は、自国の区域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際慣習法に従い、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与える。
- 四、一方の締約国は、自国の区域において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 五、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家に対し、一定の場合を除くほか、自国の区域における投資活動の条件として、輸出についての要求等を課し、又は強制してはならない。
- 六、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと及び正当な法の手続に従うことという要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 七、一方の締約国は、武力紛争等により自国の区域にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 八、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。
- 九、一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを確保する。
- 十、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争は、交渉によって解決することができない場合には、仲裁廷に付託される。
- 十一、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議により解決されない場合には、当該紛争は、紛争締約国の権限のある裁判所、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁のいずれかに付託される。
- 十二、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合、資本の移動が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、前記一（内国民待遇）に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記九（資金の移転）に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十三、両締約国は、それぞれの関係法令に従い、知的財産権への十分かつ効果的な保護を与える。
- 十四、両締約国は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続の完了を相互に通告する。この協定は、その通告のうちいずれか遅い方の受領の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定の締結について承認を求める件（閣条第12号）

（衆議院 29.5.18承認 参議院 6.6外交防衛委員会付託 6.9本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とイスラエルとの間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化するため、2017年（平成29年）2月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文28箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の領域において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

- 二、一方の締約国は、自国の領域において、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える。
- 三、一方の締約国は、自国の領域において、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える。
- 四、いずれの一方の締約国も、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資財産又は投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができない。
- 五、附属書 の自国の表に記載する現行の措置については内国民待遇等の義務は適用されないが現状維持義務が課される。附属書 の自国の表に記載する分野等については内国民待遇等の義務は適用されず、及び現状維持義務も課されない。
- 六、いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと、当該一方の締約国の国内法令に定める手続等に従うこと及び影響を受ける投資家が合法性等について司法当局等による審査を受ける権利を有することという要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 七、一方の締約国は、武力紛争等により自国の領域にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復等の解決方法に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 八、自国の投資家の損害の填補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位を承認する。
- 九、一方の締約国は、一定の場合を除くほか、自国の領域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の領域に向け又は自国の領域から、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認める。
- 十、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合、資本の移動が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、国境を越える資本取引及び投資財産に関連する取引のための支払又は資金の移転について制限的な措置を採用し、又は維持することができる。
- 十一、両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書 1 C 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に基づく権利及び義務を認める。
- 十二、この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十三、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争が協議等により解決されない場合には、当該紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、投資紛争解決国際センターの事務局が手続を実施するための追加的な制度を規律する規則による仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十四、両締約国は、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続の完了を相互に通告する。この協定は、双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後30日目の日に効力を生ずる。この協定は、この協定の効力発生の後10年の期間効力を有するものとし、その後は、一方の締約国が他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより終了する時まで引き続き効力を有する。

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の締結について承認を求め
るの件（閣条第13号）

（衆議院 29.5.18承認 参議院 6.12外交防衛委員会付託 6.16本会議承認）

【要旨】

この協定は、我が国とスロバキアとの間で、両国間の人的交流に伴って生ずる年金制度への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、2015年（平成27年）12月に両国政府間で

協定の締結交渉を開始した結果、2017年（平成29年）1月30日にブラチスラバにおいて署名されたものである。

この協定は、前文、本文30箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、この協定は、我が国については、国民年金及び厚生年金保険について適用し、また、スロバキアについては、社会保険法の年金給付（老齢給付、早期退職に伴う給付、障害給付、寡婦及び寡夫に対する給付、孤児に対する給付並びに同等にするための補足給付）に関連する条及び社会保険法の社会保険への加入に関連する条について適用する。
- 二、年金制度への強制加入に関しては、原則として、就労が行われる締約国の法令のみを適用する。ただし、被用者又は自営業者が、派遣（第三国の領域を経由する派遣を含む。）又は自営活動の期間が5年を超えない見込みで一時的に相手国において就労する場合には、自国の法令のみを適用する。
- 三、一方の締約国の年金の給付を受ける権利を確立するため、他方の締約国の法令による保険期間を考慮することにより、当該一方の締約国の年金制度への加入期間だけでは必要な期間の要件を満たさない場合においても給付を受ける権利を取得できるようにする。なお、給付額の計算に際しては、それぞれの国内法令の規定に従って、自国の年金制度への加入期間に応じた額を支給する。
- 四、この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第14号）

（衆議院 29.5.18承認 参議院 6.12外交防衛委員会付託 6.16本会議承認）

【要旨】

この議定書は、2009年（平成21年）6月に効力を生じた我が国とチェコとの間の現行の社会保障協定の内容を部分的に改正し、一方の締約国から他方の締約国に一時的に派遣される被用者に対し当該一方の締約国の法令のみを適用する場合を明確化することを目的とするものであり、2015年（平成27年）11月に両国政府間で協定の改正交渉を開始した結果、2017年（平成29年）2月1日にプラハにおいて署名されたものである。

この議定書は、前文、本文6箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、国家公務員共済年金等の各種共済年金が厚生年金保険に一元化されたことを踏まえ、協定が適用される我が国の年金制度のうちから当該各種共済年金を削り、国民年金及び厚生年金保険のみに改める。
- 二、一方の締約国から他方の締約国に就労のため5年を超えない見込みで派遣される被用者に対し、当該他方の締約国で雇用契約を締結していない場合又は当該他方の締約国に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが当該一方の締約国に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合において、当該一方の締約国の法令のみを適用する。
- 三、この議定書は、両締約国が、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後3箇月目の月の初日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスロベニア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第15号）

（衆議院 29.4.21承認 参議院 5.10外交防衛委員会付託 5.17本会議承認）

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とスロベニアとの間で課税権を調整するものであり、2016年（平成28年）9月30日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文30箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す

議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 四、利子に対する源泉地国における税率は、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る場合等については免税、その他の場合には5パーセントを超えないものとする。
- 五、使用料に対する源泉地国における税率は、5パーセントを超えないものとする。
- 六、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられない。
- 八、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 九、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 十、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十一、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十二、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とベルギー王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第16号）

（衆議院 29.4.21承認 参議院 5.10外交防衛委員会付託 5.17本会議承認）

【要旨】

この条約は、1970年（昭和45年）に効力を生じた我が国とベルギーとの間の現行の租税条約（1990年（平成2年）及び2013年（平成25年）に一部改正）を全面的に改正するものであり、2016年（平成28年）10月12日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては、本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とする。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権割合10パーセント以上の親会社間の場合及び年金基金が受け取る場合については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 四、利子に対する源泉地国における税率は、企業間の受取の場合、年金基金が受け取る場合、政府、地方公共団体、中央銀行等が受け取る場合等については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 五、使用料については、源泉地国において免税とする。
- 六、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 七、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約

の特典は与えられないことを規定する。

八、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

九、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。

十、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。

十一、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。

十二、各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この条約の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行う。この条約は、遅い方の通告が受領された日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とラトビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第17号）

（衆議院 29.4.21承認 参議院 5.10外交防衛委員会付託 5.17本会議承認）

【要旨】

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去を目的として、我が国とラトビアとの間で課税権を調整するものであり、2017年（平成29年）1月18日に東京で署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。

二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。

三、配当及び利子に対する源泉地国における税率は、居住者である者で個人以外のものが受益者である場合には免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。

四、使用料については、源泉地国において免税とする。

五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。

六、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。

七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。

八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。

九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。

十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。

十一、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とオーストリア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第18号）

（衆議院 29.4.21承認 参議院 5.10外交防衛委員会付託 5.17本会議承認）

【要旨】

この条約は、1963年（昭和38年）に効力を生じた我が国とオーストリアとの間の現行の租税条約を全面的に改正するものであり、2017年（平成29年）1月30日にウィーンで署名されたものである。この条約は、前文、本文31箇条及び末文並びに条約の不可分の一部を成す議定書から成り、その主

な内容は次のとおりである。

- 一、この条約は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税について適用する。
- 二、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができる。
- 三、配当に対する源泉地国における税率は、一定の要件を満たす議決権割合10パーセント以上の親子会社間の場合及び年金基金が受け取る場合については免税、その他の場合には10パーセントを超えないものとする。
- 四、利子及び使用料については、源泉地国において免税とする。
- 五、給与所得については、一定の場合を除くほか、役務提供地国において課税することができる。
- 六、この条約の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には条約の特典は与えられないことを規定する。
- 七、この条約の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去する。
- 八、この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対する申立て及び権限のある当局間での協議による解決に加え、一定の要件の下における仲裁への付託について規定する。
- 九、両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換する。
- 十、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等を規定する。
- 十一、この条約は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得についての課税権の配分に関する日本国政府とバハマ国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第19号)

(衆議院 29.4.21承認 参議院 5.10外交防衛委員会付託 5.17本会議承認)

【要旨】

この議定書は、2011年(平成23年)に効力を生じた我が国政府とバハマ国政府との間の現行の租税情報交換協定を部分的に改正するものであり、2017年(平成29年)2月9日にナッソーで署名されたものである。この議定書は、前文、本文5箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

- 一、経済協力開発機構(OECD)が策定した国際基準に基づく金融口座の情報交換に必要な自動的な情報の交換に関する規定を新たに設ける。
- 二、一において設けられる規定は、2017年1月1日以後に開始する各課税年度の租税等について適用する。
- 三、この議定書は、両締約国のそれぞれの法令上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第192回国会閣条第2号)

(衆議院 29.3.23承認 参議院 3.31外交防衛委員会付託 4.14本会議承認)

【要旨】

この協定は、2015年(平成27年)9月、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等が成立したことを受けて、同法に基づく物品又は役務の提供についても、1996年(平成8年)に締結した日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における

後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（以下「現行協定」という。）に定める決済手続等の枠組みを適用しようとするものであり、現行協定に代わる新たな協定として2016年（平成28年）9月26日に東京で署名されたものである。この協定は、前文、本文12箇条及び末文から成り、その主な内容は次のとおりである。

一、この協定に基づいて提供される後方支援、物品又は役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）空港・港湾業務及び弾薬の各区分に係るものとし、それぞれの区分に係る後方支援、物品又は役務の例については、付表1において定める。また、後方支援、物品又は役務の提供には、自衛隊による武器の提供又は合衆国軍隊による武器システムの提供を含まない。

二、いずれか一方の当事国政府が、自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練のための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

三、いずれか一方の当事国政府が、自衛隊若しくは合衆国軍隊が行う国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動又は大規模な災害に係る活動のための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

四、いずれか一方の当事国政府が、重要影響事態に際して自衛隊又は合衆国軍隊が行う活動であって、日米安全保障条約の目的の達成に寄与するもの又はその他の国際連合憲章の目的の達成に寄与するものための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

五、いずれか一方の当事国政府が、自衛隊又は合衆国軍隊が行う次の活動のための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

1 武力攻撃事態又は武力攻撃予測事態に際して、日本国に対する武力攻撃を排除するために必要な活動

2 存立危機事態に際して、日本国と密接な関係にある国に対する武力攻撃であって、これにより日本国の存立が脅かされ、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるものを排除するために必要な活動

六、いずれか一方の当事国政府が、二から五に掲げる活動以外の活動であって、国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のために自衛隊又は合衆国軍隊が行うものための後方支援、物品又は役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された後方支援、物品又は役務を提供することができる。

七、この協定に基づく物品役務提供に係る決済の手続等について定める。また、償還される後方支援、物品又は役務の価格は、この協定に基づいて締結される手続取極に定める関連規定に基づいて決定される。

八、提供される後方支援、物品又は役務については、提供側政府の書面による事前の同意を得ないで、自衛隊又は合衆国軍隊以外の者又は団体に移転してはならない。

九、この協定に基づいて行われる後方支援、物品又は役務の要請、提供、受領及び決済の実施については、手続取極にのみ従うものとする。

十、この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。この協定は、

10年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ10年の期間、自動的に効力を延長される。

承認を求めるの件

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件（閣承認第1号）

（衆議院 29.3.23承認 参議院 3.29総務委員会付託 3.31本会議承認）

【要旨】

本件は、放送法第70条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、収支予算

一般勘定事業収支については、事業収入が7,118億円、事業支出が7,020億円で、事業収支差金は98億円となる。この事業収支差金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越す。受信料収入は、受信契約件数の増加や未収の削減に努めることで、6,892億円を確保する。

二、事業計画

平成29年度は、3か年経営計画の最終年度として、公共放送の原点を堅持し、事実に基づく正確な報道・命と暮らしを守る報道、豊かで多彩なコンテンツの一層の充実、積極的な国際発信による国際社会での日本の理解の促進、スーパーハイビジョンのコンテンツ制作力の強化、インターネット活用業務の推進、受信料制度の理解促進と営業改革の一層の推進による支払率80パーセントの達成、コンプライアンスの徹底と効率的な経営の推進、放送センターの建替の着実な推進等に取り組むとしている。

三、資金計画

資金計画は、受信料等による入金総額8,230億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,242億円をもって施行する。

四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、収支予算等については、質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化、受信料負担の公平性の確保等に取り組むこととしており、おおむね妥当なものと認められるとしながら、放送を巡る社会環境は、今後大きく変化することが想定されるため、協会の在り方について、「業務」・「受信料」・「ガバナンス」の三位一体で改革を進める検討を、協会においても、早急に実施することを求めるとともに、協会の経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、説明責任を果たしていくことが必要である旨の意見が付されている。

【附帯決議】（29.3.30総務委員会議決）

政府及び日本放送協会は、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼に応えることができるよう次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性を尊重し、放送事業者の番組編集における自主・自律性に係る規定を引き続き遵守すること。また、経営委員の任命に当たっては、社会に対する職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有する者を、全国、各分野を考慮して幅広く選任するよう努めること。

二、政府は、インターネット常時同時配信を含む協会の業務範囲の在り方については、民間放送事業者等の見解に留意しつつ、受信料制度及びガバナンスの在り方とともに丁寧に検討を進めること。また、協会においては、当該検討に資するよう、視聴者の動向を的確に把握し、関係者間での情報共有及び連携を図るとともに、広く国民の理解を得られるよう、情報提供に努めること。

三、経営委員会は、協会の経営に関する最高意思決定機関として重い職責を担っていることを再確認し、役員の職務執行に対して一層実効ある監督を行うことなどにより、国民・視聴者の負託に応えること。

また、監査委員会は、放送法に基づく調査権限を適切に行使し、役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、経営委員会と十分に連携しながら、

時宜を失することなく厳格に対処すること。

四、協会は、関連団体を含め不祥事が頻発していることに対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、本年任命された会長以下執行部の下で、公共放送を担う者としての役職員の倫理観を高め、綱紀の肅正、再発防止策及びコンプライアンスの徹底により、組織一体となって信頼回復に全力を尽くすこと。

五、協会は、意見が分かれている問題については、できる限り多くの角度から論点を明らかにし、公正を保持し、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るための最善の努力を不断に行うことで、公共放送の使命を全うし、国民・視聴者の信頼の確立に努めること。

また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者からの信頼の維持に努めること。

六、協会は、国際放送については、我が国に関する理解を促進する観点から、我が国の経済・社会・文化等に係る情報発信の充実・拡大を図り、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

七、協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、協会運営に当たっては国民・視聴者の信頼に応えるよう、情報の十分な開示、説明を行うべきである。そのため、協会は、経営委員会及び理事会等における意思決定に至る過程や財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等について、これらを合理的に跡付け、又は検証することができるよう議事録の適切な作成・管理等に努めること。

放送センターの建替基本計画の遂行に当たっては、透明性を確保するとともに、建設費の大幅な増大が生じないよう万全を期すこと。

八、協会は、受信契約の締結は視聴者の理解を得た適正なもので行うべきであることを認識し、そのために受信料制度に対する国民の理解が一層促進され、信頼感がより高まるよう努力するとともに、受信料支払率の向上に努めること。

九、協会は、障がい者、高齢者に対し、十分な情報を伝達し、デジタル・ディバイドを解消するため、字幕放送、解説放送、手話放送の一層の充実等を図ること。

十、協会は、首都直下地震や南海トラフ地震等に備え、本部等の機能や運用・実施体制の強化を図るとともに、自然災害からの復興に資する報道を充実し、併せて、災害の記録の保存・活用に努めること。

十一、協会は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年を見据えた4K・8K放送の実用化に向けた研究開発、普及促進に当たっては、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って行うこと。

十二、協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であることに鑑み、率先してサイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

右決議する。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、福島地方環境事務所の設置に関し承認を求めるの件（閣承認第2号）

（衆議院 29.5.23承認 参議院 5.29環境委員会付託 6.9本会議承認）

【要旨】

現在、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関し、東北地方では、環境省の地方支分部局である東北地方環境事務所において、その事務を担っている。

本承認案件は、今般、環境省本省において関係部局の一元化を図ることに併せ、地域における除染等の措置等や中間貯蔵、指定廃棄物の処理等の取組についても一層の推進を図るため、環境省に、地方支分部局として、福島地方環境事務所を設置することについて、地方自治法第156条第4項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第3号）

（衆議院 29.5.30承認 参議院 6.12国土交通委員会付託 6.14本会議承認）

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成29年4月7日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（2年間の期間延長）に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、6者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、さらに、平成28年1月6日及び同年9月9日に北朝鮮が核実験を実施したこと並びに同年2月7日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと、同年3月2日（ニューヨーク時間）に国連安保理決議第2270号が採択されたこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

- 1 北朝鮮籍の全ての船舶
- 2 外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの
- 3 国連安保理の決定又は国連安保理決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国連安保理決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（1又は2に該当する船舶を除く。）
- 4 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（3に該当する船舶を除く。）

二 入港禁止の期間

- 1 一の1については、平成18年10月14日から平成31年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成31年4月13日までの間。
- 2 一の2については、平成28年2月20日から平成31年4月13日までの間。
- 3 一の3については、平成28年4月2日から平成31年4月13日までの間。ただし、平成28年4月1日以降に一の3の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成31年4月13日までの間。
- 4 一の4については、平成28年12月10日から平成31年4月13日までの間。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第4号）

（衆議院 29.6.1承認 参議院 6.7経済産業委員会付託 6.9本会議承認）

【要旨】

本件は、外国為替及び外国貿易法第10条第1項の規定により平成29年4月7日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成29年4月14日

から平成31年4月13日までの間、北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置、北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課する措置及び北朝鮮と第三国間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引（仲介貿易取引）を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（第192回国会閣承認第1号）

（衆議院 29.5.30承認 参議院 6.12国土交通委員会付託 6.14本会議承認）

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成28年12月9日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（北朝鮮に寄港した日本籍船舶の入港禁止）に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

一 北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、6者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、さらに、平成28年1月6日及び同年9月9日に北朝鮮が核実験を実施したこと並びに同年2月7日に「人工衛星」と称する弾道ミサイルを発射したこと、同年3月2日（ニューヨーク時間）に国連安保理決議第2270号が採択されたこと等を踏まえ、また、我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、次に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。

- 1 北朝鮮籍の全ての船舶
- 2 外国の国籍を有する船舶（北朝鮮籍のものを除く。）のうち、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの
- 3 国連安保理の決定又は国連安保理決議第1718号12に従って設置された委員会による決定若しくは指定（以下「関連決定等」という。）に基づき、国連安保理決議第1718号8（d）等の規定により課された凍結又はその他の関連する措置の対象とされた船舶（その後、当該措置の対象とならないこととされた船舶は除く。）であって、その国際海事機関船舶識別番号が関連決定等において明示されるもの（1又は2に該当する船舶を除く。）
- 4 日本の国籍を有する船舶のうち、平成28年12月9日以後に北朝鮮の港に寄港したことが我が国の法令に基づく手続等によって確認されたもの（3に該当する船舶を除く。）

二 入港禁止の期間

- 1 一の1については、平成18年10月14日から平成29年4月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成29年4月13日までの間。
- 2 一の2については、平成28年2月20日から平成29年4月13日までの間。
- 3 一の3については、平成28年4月2日から平成29年4月13日までの間。ただし、平成28年4月1日以降に一の3の対象となる船舶については、その国際海事機関船舶識別番号の告示の日の翌日から平成29年4月13日までの間。
- 4 一の4については、平成28年12月10日から平成29年4月13日までの間。

三 必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行及び我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行に支障を及ぼさないようにする。

予備費等承諾を求めるの件

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 29.4.28承諾 参議院 5.19決算委員会付託 5.24本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,500億円のうち、平成27年4月3日から12月22日までの間に使用を決定した金額は1,791億円で、その内訳は、消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用に必要な経費995億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費582億円、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費96億円などである。

平成二十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 29.4.28承諾 参議院 5.19決算委員会付託 5.24本会議承諾)

【要旨】

一般会計予備費予算総額3,500億円のうち、平成28年2月1日から2月5日までに使用を決定した金額は8億円で、その内訳は、選挙人名簿の登録制度の見直しに伴う選挙人名簿システムの改修に必要な経費6億円、訟務費の不足を補うために必要な経費1億円である。

平成二十八年度一般会計熊本地震復旧等予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計熊本地震復旧等予備費予算額2,737億円のうち、平成28年5月31日から7月26日までの間に使用を決定した金額は2,476億円で、その内訳は、中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費420億円、自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要な経費346億円、災害廃棄物処理事業に必要な経費340億円などである。

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成28年4月19日から12月15日までに使用を決定した金額は79億円で、その内訳は、熊本地震による被災地域の緊急支援に必要な経費23億円、訟務費の不足を補うために必要な経費14億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費11億円などである。

平成二十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成29年2月27日に使用を決定した金額は239億円で、訟務費の不足を補うために必要な経費である。

平成二十八年度特別会計予算総則第二十条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成29年2月24日から3月28日までの間に決定した経費増額総額は174億円で、交付税及び譲与税配付金特別会計における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額である。

決算その他

平成二十七年度一般会計歳入歳出決算、平成二十七年度特別会計歳入歳出決算、平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二十七年度政府関係機関決算書
(衆議院 29.6.8議決 参議院 第192回国会28.11.28決算委員会付託 29.6.7本会議是認)

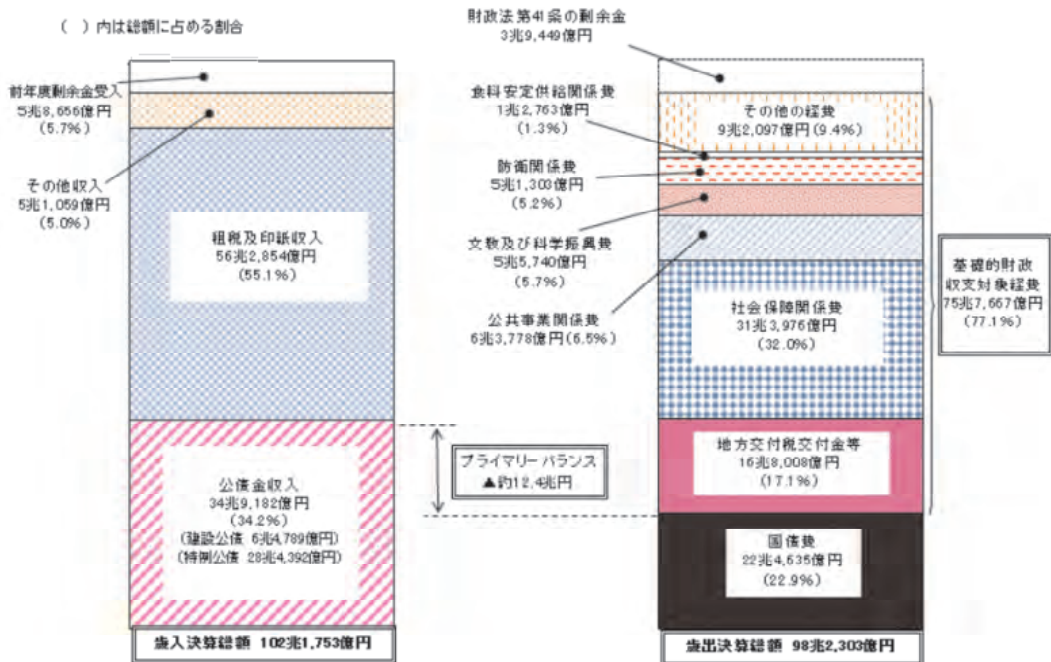
平成二十七年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は102兆1,753億円、歳出決算額は98兆2,303億円であり、差引き 3兆9,449億円の剰余を生じた。この剰余金は、財政法第41条の規定により、平成28年度の歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は2,544億円である。

平成二十七年度特別会計歳入歳出決算における14の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は402兆8,841億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は386兆2,143億円である。

平成二十七年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は73兆4,167億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は72兆2,196億円であるため、差引き 1兆1,971億円の剰余を生じた。

平成二十七年度政府関係機関決算書における4機関の収入済額を合計した収入決算額は1兆920億円、支出済額を合計した支出決算額は9,196億円である。

平成二十七年度一般会計歳入歳出決算の概要



(資料)「平成27年度決算の説明」より作成

平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 29.6.8是認 参議院 第192回国会28.11.28決算委員会付託 29.6.7本会議是認)

平成二十七年度国有財産増減及び現在額総計算書における27年度中の国有財産の差引純減少額は4兆5,318億円、27年度末現在額は105兆982億円である。

平成二十七年国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 29.6.8是認 参議院 第192回国会28.11.28決算委員会付託 29.6.7本会議是認)

平成二十七年国有財産無償貸付状況総計算書における27年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は146億円、27年度末現在額は1兆563億円である。

N H K 決算

日本放送協会平成二十五年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成25年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成25年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,342億円、負債合計は3,073億円、純資産合計は6,269億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,552億円、経常事業支出は6,496億円となっており、経常事業収支差金は56億円となっている。

日本放送協会平成二十六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成26年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成26年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は9,971億円、負債合計は3,305億円、純資産合計は6,665億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,730億円、経常事業支出は6,561億円となっており、経常事業収支差金は169億円となっている。

日本放送協会平成二十七年国有財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

(衆議院 審査未了 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本件は、日本放送協会の平成27年度決算について、放送法の定めにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。

平成27年度の貸借対照表の一般勘定については、同年度末現在、資産合計は1兆432億円、負債合計は3,478億円、純資産合計は6,954億円となっている。また、損益計算書の一般勘定については、経常事業収入は6,859億円、経常事業支出は6,670億円となっており、経常事業収支差金は188億円となっている。